

平成 20 年度版

地球温暖化対策に係る
年 次 報 告 書

平成 21 年 1 月

京 都 市

本書は、京都市地球温暖化対策条例の規定に基づく年次報告書及び地球温暖化対策の推進に関する法律の規定に基づく地方公共団体実行計画の実施状況報告として、市内の温室効果ガス総排出量の現況並びに地球温暖化防止のために講じた施策の実施状況及びその評価等について、取りまとめたものです。

目 次

第1章 京都市内における温室効果ガス排出量

1	温室効果ガス総排出量	1
2	二酸化炭素排出量	9
3	二酸化炭素排出量の増減要因（共通項目）	13
4	二酸化炭素排出量の増減要因（部門別）	
(1)	産業部門	17
(2)	運輸部門	20
(3)	民生・家庭部門	24
(4)	民生・業務部門	28
(5)	廃棄物部門その他	31
5	その他の温室効果ガス排出量	34

第2章 地球温暖化対策の実施状況及び評価

1	平成19年度における地球温暖化対策計画に掲げる施策の実施状況 及び評価	35
2	重点的に評価を行う施策の実施状況及び評価	
(1)	施策評価の重点化について	44
(2)	自然エネルギー・未利用エネルギーの利用促進	46
(3)	事業者における地球温暖化対策の推進	53
(4)	家庭における地球温暖化対策の推進	62
(5)	自動車交通対策の推進	68
(6)	森林吸収の促進	75
3	率先的取組の推進（京都市役所CO ₂ アクションプランの取組状況）	78
4	国際的な地球温暖化対策の推進	87

第3章 京都市環境審議会 地球温暖化対策評価検討委員会の意見

89

(資料編)

1	本市の地球温暖化対策について	資-1
2	温室効果ガス排出量の算定対象	資-5
3	基準年からの推移	資-7
4	本市の施設・事業所における新エネルギー導入状況	資-8
5	平成19年度京都市の施策・事業に係る指標の状況	
(1)	事務事業化指標	資-10
(2)	成果指標	資-17
6	平成19年度京都市の施策・事業の実施状況	資-21
7	用語説明	資-45

第1章 京都市内における温室効果ガス排出量

1 温室効果ガス総排出量

2004（平成16）年の温室効果ガス総排出量は、国の排出量算定方法の見直しや統計資料の廃止等の状況を踏まえ、従来の算定方法を改め、基準年（1990年）にさかのぼって算定した。本年次報告書では、この算定方法に基づくとともに、早期に算定結果を明らかにするため、2005（平成17）及び2006（平成18）年の2年分の総排出量をとりまとめた。

また、電気の排出係数については、従来どおり全国係数を用いることとする。

（1）2005（平成17）年及び2006（平成18）年の温室効果ガス総排出量

2005（平成17）年の温室効果ガスの総排出量は、

815万トンで基準年から1.0%（8万トン）減少

2006（平成18）年の温室効果ガスの総排出量は、

773万トンで基準年から6.1%（50万トン）減少

2005（平成17）年の温室効果ガス総排出量は、表1及び図1に示すとおり815万トンであり、基準年の総排出量（823万トン）に比べて8万トン（1.0%）減少し、前年に比べて5万トン（0.6%）増加した。京都市地球温暖化対策条例に掲げる目標を達成するためには、更に74万トン削減する必要がある。なお、全国の温室効果ガスの総排出量は、表2に示すとおり、7.7%増加している。

2006（平成18）年の温室効果ガス総排出量は、773万トンであり、基準年の総排出量に比べて50万トン（6.1%）減少し、前年に比べて42万トン（5.2%）

減少した。京都市地球温暖化対策条例に掲げる目標を達成するためには、更に32万トンの削減が必要である。なお、全国の温室効果ガスの総排出量は、表2に示すとおり、基準年に比べて6.2%増加している。

温室効果ガス排出量の推移を基準年比で全国の状況と比較すると、図2(4ページ)に示すとおり、本市では、1996(平成8)年の3.2%増をピークに緩やかな減少傾向にあり、2005(平成17)年では1.0%の減少となっている。

一方、国においては、1996(平成8)年の7.6%増をピークに一旦は減少したもの、近年は1996(平成8)年レベルと同程度の状況に戻っており、2005(平成17)年はこれを上回る7.8%の増加となっている。

2006(平成18)年は共に前年度を下回る排出量であり、本市は6.1%の減少、国は6.2%の増加となっている。

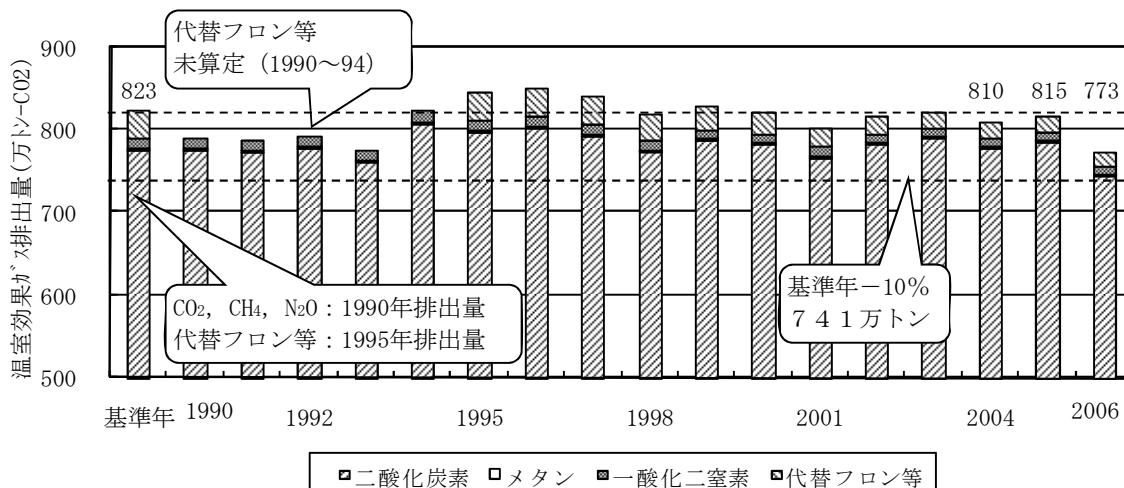
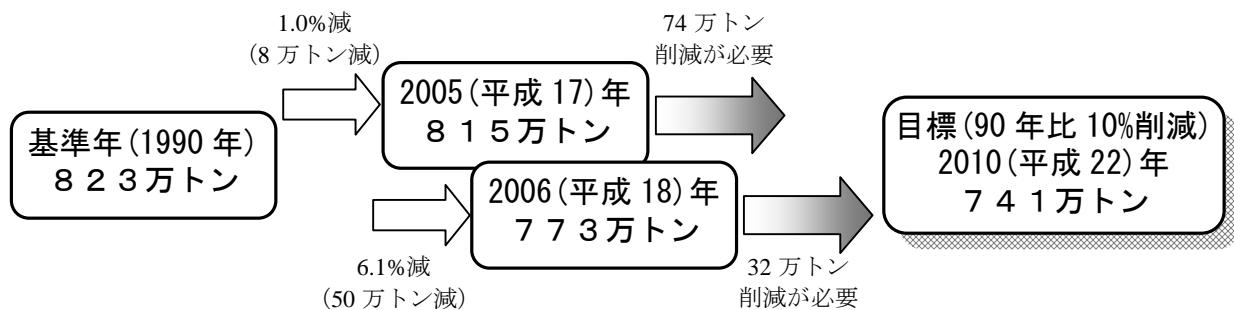


図1 温室効果ガス総排出量の推移

表1 京都市における温室効果ガス総排出量

単位：万トン-CO₂

温室効果ガスの種類	基準年	2004年 (平成16年)	2005年 (平成17年)	増減		2006年 (平成18年)	増減	
				対基準年	対前年		対基準年	対前年
二酸化炭素	776 [94.3%]	778 [96.0%]	785 [96.3%]	+9 (+1.2%)	+7 (+0.9%)	745 [96.4%]	-31 (-4.0%)	-40 (-5.1%)
エネルギー起源	750	749	757	+7 (+0.9%)	+8 (+1.1%)	717	-33 (-4.4%)	-40 (-5.3%)
非エネルギー起源（廃棄物部門）	25.8	29.0	27.5	+1.7 (+6.6%)	-1.5 (-5.2%)	27.8	+2.0 (+7.8%)	+0.3 (+1.1%)
その他の温室効果ガス	47.3 [5.7%]	31.9 [3.9%]	30.7 [3.8%]	-16.6 (-35.1%)	-1.2 (-3.8%)	27.7 [3.6%]	-19.6 (-41.4%)	-3.0 (-9.8%)
メタン	2.3	1.9	1.8	-0.5 (-21.7%)	-0.1 (-5.3%)	1.9	-0.4 (-17.4%)	+0.1 (+5.6%)
一酸化二窒素	11.8	10.4	9.9	-1.9 (-16.1%)	-0.5 (-4.8%)	9.8	-2.0 (-16.9%)	-0.1 (-1.0%)
代替フロン等	33.2	19.5	18.9	-14.3 (-43.1%)	-0.6 (-3.1%)	16.1	-17.1 (-51.5%)	-2.8 (-14.8%)
温室効果ガス総排出量	823 [100%]	810 [100%]	815 [100%]	-8 (-1.0%)	+5 (+0.6%)	773 [100%]	-50 (-6.1%)	-42 (-5.2%)

注1：〔 〕内は構成比、()内は増減比を表す。

注2：基準年は温室効果ガスの種類により異なる。二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素は1990（平成2）年。代替フロン等（ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類及び六ふつ化硫黄）は1995（平成7）年。

注3：エネルギー起源とは、化石燃料の燃焼（電気の消費を含む。）に伴って発生する二酸化炭素をいう。

注4：電気の排出係数は、全国係数を使用している。

注5：四捨五入のため、合計値と各要素を合計した数値が合わない場合がある。

表2 全国の温室効果ガス総排出量

単位：百万トン-CO₂

温室効果ガスの種類	基準年	2004年度 (平成16年度)	2005年度 (平成17年度)	増減		2006年度 (平成18年度)	増減	
				対基準年	対前年		対基準年	対前年
二酸化炭素	1,144 [90.7%]	1,284 [94.8%]	1,291 [95.0%]	+146 (+12.8%)	+6 (+0.5%)	1,274 [95.0%]	+129 (+11.3%)	-17 (-1.3%)
エネルギー起源	1,059	1,199	1,203	+144 (+13.6%)	+4 (+0.4%)	1,186	+127 (+12.0%)	-17 (-1.4%)
非エネルギー起源	85.1	85.7	87.5	+2.4 (+2.9%)	+1.8 (+2.1%)	87.7	+2.7 (+3.1%)	+0.2 (+0.3%)
その他の温室効果ガス	117.2 [9.3%]	70.3 [5.2%]	67.5 [5.0%]	-49.7 (-42.4%)	-2.8 (-4.0%)	66.5 [5.0%]	-50.7 (-43.3%)	-1.0 (-1.5%)
メタン	33.4	24.4	23.9	-9.5 (-28.3%)	-0.4 (-1.7%)	23.6	-9.7 (-29.2%)	-0.3 (-1.2%)
一酸化二窒素	32.6	26.0	25.6	-7.1 (-21.7%)	-0.4 (-1.5%)	25.6	-7.1 (-21.7%)	-0.0 (-0.0%)
代替フロン等	51.2	20.0	18.0	-33.2 (-64.9%)	-2.0 (-10.0%)	17.3	-33.9 (-66.2%)	-0.7 (-3.8%)
温室効果ガス総排出量	1,261 [100%]	1,284 [100%]	1,291 [100%]	+97 (+7.7%)	+3 (+0.2%)	1,274 [100%]	+79 (+6.2%)	-18 (-1.3%)

注1：〔 〕内は構成比、()内は増減比を表す。

注2：基準年は温室効果ガスの種類により異なる。二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素は1990(平成2)年。代替フロン等(ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類及び六ふつ化硫黄)は1995(平成7)年。

注3：エネルギー起源とは、化石燃料の燃焼(電気の消費を含む)に伴って発生する二酸化炭素をいう。

注4：四捨五入のため、合計値と各要素を合計した数値が合わない場合がある。

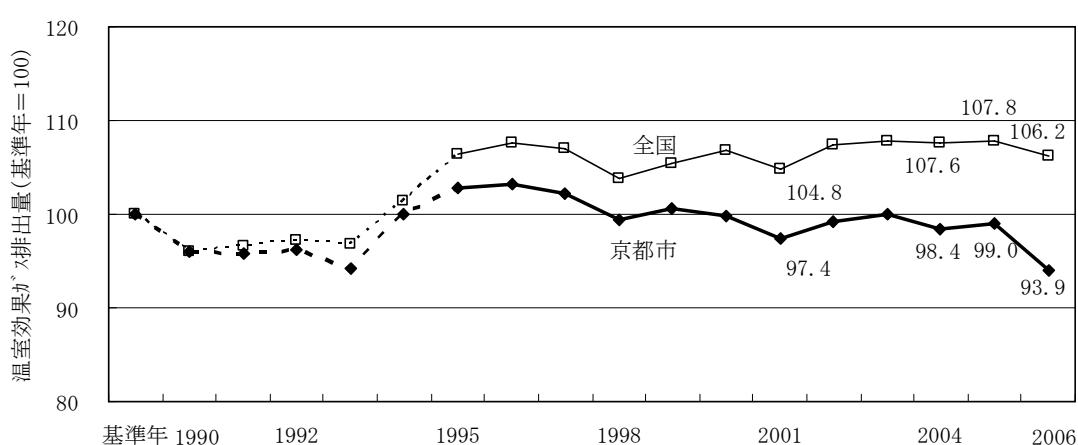


図2 温室効果ガス総排出量の推移(対基準年比)

(2) 京都市地球温暖化対策計画に掲げる目標の達成状況

条例に掲げる目標（2010（平成22）年までに1990（平成2）年から温室効果ガス排出量を10%削減）の達成に向けて、地球温暖化対策計画（平成18年8月策定）では、表3に示すとおり、二酸化炭素の排出部門ごとに当時の最新年となる2002（平成14）年の排出量から10%削減することを目標にしている。

また、気候変動枠組条約第7回締約国会議（COP7）において採択された「マラケシュ合意」により、森林吸収源として計算できる対象範囲が定められるとともに、京都議定書発効後に開催された京都議定書第1回締約国会議（COP/MOP1）において、森林による二酸化炭素の吸収量を算定するルールが正式にスタートしたため、新たに、森林による二酸化炭素の吸収量として12万トンを見込んだ。

二酸化炭素以外のメタン、一酸化二窒素及び代替フロン等については、京都議定書目標達成計画（当時）と同様の目標（メタン：1990年比0.4%減、一酸化二窒素：1990年比0.5%減、代替フロン等1995年比0.1%増）を置くこととした。その結果、2010年におけるその他温室効果ガスの排出量は、2002年比で12万トンの増加となっている。

地球温暖化対策計画の目標達成状況は、表3に示すとおりである。最新年の2006（平成18）年の温室効果ガス排出量は、基準年である2002（平成14）年の総排出量に比べて44万トン（5.4%）減少した。これは2010（平成22）年までの目標削減量（77万トン）の57.1%に相当する。

部門別の目標達成状況は、産業部門、運輸部門及び廃棄物部門では削減が進み、既に目標を達成しているが、今後とも継続した取組が必要である。

しかしながら、民生・家庭部門では、2002（平成14）年の排出量を上回つており、民生・業務部門では、目標削減量の10%程度の削減であることから、取組を更に強化していく必要がある。

表3 京都市地球温暖化対策計画の達成状況

単位：万トン-CO₂

温室効果ガスの種類・部門		(A) 2002年 排出量	(B) 2006年 排出量	(C) 2002年比 削減量 (B)-(A)	(D) 2010年 までの 目標削減量 (A)×-10%	(E) 2010年 排出目標量 (A)+(D)	(F) 達成率 (C)÷(D)
二 酸 化 炭 素	産業部門	143	126	-17	-14	129	121%
	運輸部門	203	182	-21	-20	183	105%
	民生・家庭部門	204	212	8	-20	184	-40.0%
	民生・業務部門	199	197	-2	-20	179	10.0%
	エネルギー転換部門	0.2	0.2	±0	—	0.2	—
	廃棄物部門	33.5	27.8	-5.7	-3	30.5	190%
	森林吸収	—	—	—	-12	-12	—
その他の温室効果ガス		35.3	27.5	-7.8	12	47.3	—
合 計		817	773	-44	-77	741	57.1%

(3) 関電係数を用いた場合の温室効果ガスの総排出量

関西電力などの京都市内に供給している電気事業者が、それぞれ公表している排出係数（以下「関電係数」という。）を用いて、個々の供給実績に乘じて算出した温室効果ガスの総排出量は、表4及び図3に示すとおりである。

2005（平成17）年の総排出量は755万トンであり、基準年に比べて17万トン（2.2%）減少し、前年に比べて3万トン（0.4%）増加した。2006（平成18）年の総排出量については、709万トンであり、基準年に比べて63万トン（8.2%）減少し、前年に比べて46万トン（6.1%）減少した。

表4 京都市における温室効果ガス総排出量（関電係数）

単位：万トン-CO₂

温室効果ガスの種類	基準年	2004年 (平成16年)	2005年 (平成17年)	増減		2006年 (平成18年)	増減	
				対基準年	対前年		対基準年	対前年
二酸化炭素	725 [93.9%]	720 [95.7%]	724 [96.0%]	-1 (-0.1%)	+4 (+0.6%)	682 [96.1%]	-43 (-5.9%)	-42 (-5.8%)
エネルギー起源	699	691	697	-2 (-0.3%)	+6 (+0.9%)	654	-45 (-6.4%)	-43 (-6.2%)
非エネルギー起源（廃棄物部門）	25.8	29.0	27.5	+1.7 (+6.6%)	-1.5 (-5.2%)	27.8	+2.0 (+7.8%)	+0.3 (+1.1%)
その他の温室効果ガス	47.1 [6.1%]	31.7 [4.2%]	30.5 [4.0%]	-16.6 (-35.2%)	-1.2 (-3.8%)	27.5 [3.9%]	-19.6 (-41.6%)	-3.0 (-9.8%)
メタン	2.3	1.9	1.8	-0.5 (-21.7%)	-0.1 (-5.3%)	1.8	-0.5 (-21.7%)	0.0 (±0.0%)
一酸化二窒素	11.7	10.3	9.8	-1.9 (-16.2%)	-0.5 (-4.9%)	9.6	-2.1 (-17.9%)	-0.2 (-2.0%)
代替フロン等	33.2	19.5	18.9	-14.3 (-43.1%)	-0.6 (-3.1%)	16.1	-17.1 (-51.5%)	-2.8 (-14.8%)
温室効果ガス総排出量	772 [100%]	752 [100%]	755 [100%]	-17 (-2.2%)	+3 (+0.4%)	709 [100%]	-63 (-8.2%)	-46 (-6.1%)

注1：〔 〕内は構成比、（ ）内は増減比を表す。

注2：基準年は温室効果ガスの種類により異なる。二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素は1990（平成2）年。代替フロン等（ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類及び六ふつ化硫黄）は1995（平成7）年。

注3：エネルギー起源とは、化石燃料の燃焼（電気の消費を含む。）に伴って発生する二酸化炭素をいう。

注4：電気の排出係数は、関電係数を使用している。

注5：四捨五入のため、合計値と各要素を合計した数値が合わない場合がある。

注6：2005（平成17）年の集計から、特定規模電気事業者の電気使用量も集計に含めて、各電気事業者別の排出係数を乗じて、排出量を算定している。

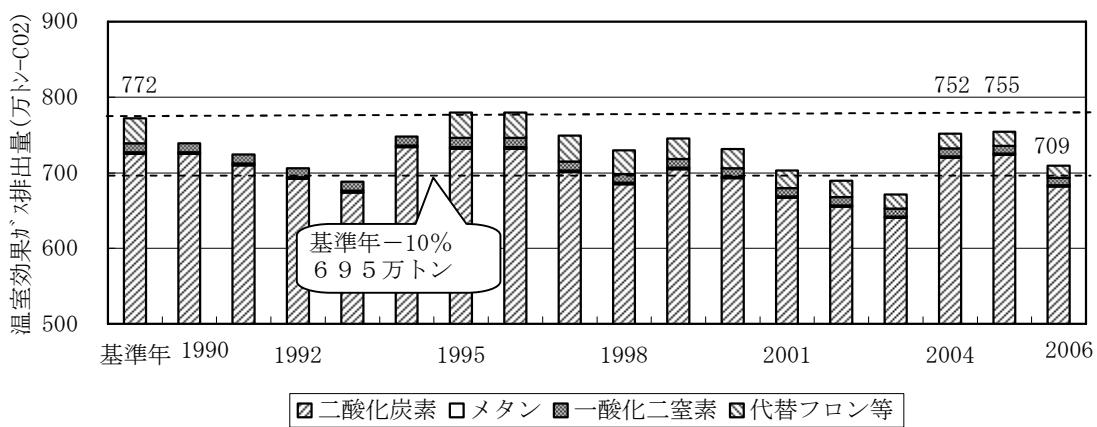


図3 温室効果ガス総排出量の推移（関電係数）

全国係数を用いた場合と関電係数を用いた場合の温室効果ガス総排出量は、図4に示すとおりであり、2003（平成15）年には大きな差が生じたが、2004（平成16）年以降、両排出係数とも基準年と概ね同水準となったため、温室効果ガス排出量の差も少なくなった。

なお、温室効果ガス排出量の算定に当たり、全国係数を用いれば全国との比較分析が容易であり、関電係数を用いれば市内の排出実態を反映することができるというメリットがある。

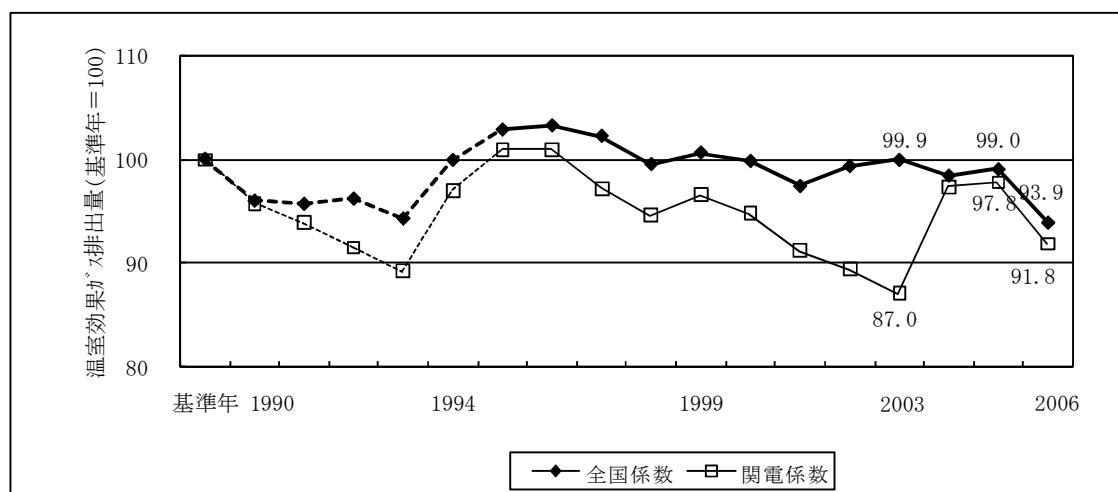


図4 係数別温室効果ガス総排出量の推移（対基準年比）

2 二酸化炭素排出量

温室効果ガスの排出量全体の 96.4%を占めている二酸化炭素の排出状況は次のとおりである。

(1) 部門別排出量

二酸化炭素排出量の部門別の状況は、表 5、図 5 及び図 6 に示すとおりであり、民生・家庭部門（2005（平成 17）年 28.2%，2006（平成 18）年 28.4%），民生・業務部門（同 27.0%，26.5%），運輸部門（同 23.7%，24.4%），産業部門（同 17.5%，17.0%）の順となっている。

表 5 二酸化炭素の部門別排出量

単位：万トン-CO₂

	基準年	2004 年 (平成 16 年)	2005 年 (平成 17 年)	増減		2006 年 (平成 18 年)	増減	
				対基準年	対前年		対基準年	対前年
エネルギー起源	750	749	757	+7 (+0.9%)	+8 (+1.1%)	717	-33 (-4.4%)	-40 (-5.3%)
産業部門 (工場等)	208 [26.8%]	141 [18.1%]	137 [17.5%]	-71 (-34.1%)	-4 (-2.8%)	126 [17.0%]	-82 (-39.4%)	-11 (-8.0%)
運輸部門 (自動車・鉄道)	201 [25.9%]	191 [24.6%]	186 [23.7%]	-15 (-7.5%)	-5 (-2.6%)	182 [24.4%]	-19 (-9.5%)	-4 (-2.2%)
民生・家庭部門	174 [22.4%]	211 [27.1%]	221 [28.2%]	+47 (+27.0%)	+10 (+4.7%)	212 [28.4%]	+38 (+21.8%)	-9 (-4.1%)
民生・業務部門 (商業・サービス・事業所等)	168 [21.6%]	205 [26.3%]	212 [27.0%]	+44 (+26.2%)	+7 (+3.4%)	197 [26.5%]	+29 (+17.3%)	-15 (-7.1%)
エネルギー 転換部門	0.1 [0.0%]	0.2 [0.0%]	0.2 [0.0%]	+0.1 (+100%)	0.0 (±0.0%)	0.2 [0.0%]	+0.1 (+100%)	0.0 (±0.0%)
非エネルギー起源 (廃棄物部門)	25.8 [3.3%]	29.0 [3.7%]	27.5 [3.5%]	+1.7 (+6.6%)	-1.5 (-5.2%)	27.8 [3.7%]	+2.0 (+7.8%)	+0.3 (+1.1%)
二酸化炭素合計	776 [100%]	778 [100%]	785 [100%]	+9 (+1.2%)	+7 (+0.9%)	745 [100%]	-31 (-4.0%)	-40 (-5.1%)

注 1 : [] 内は構成比、() 内は増減比を表す。

注 2 : 基準年は 1990（平成 2）年。

注 3 : エネルギー起源とは、化石燃料の燃焼（電気の消費を含む。）に伴って発生する二酸化炭素をいう。

注 4 : 電気の排出係数は、全国係数を使用している。

注 5 : 四捨五入のため、合計値と各要素を合計した数値が合わない場合がある。

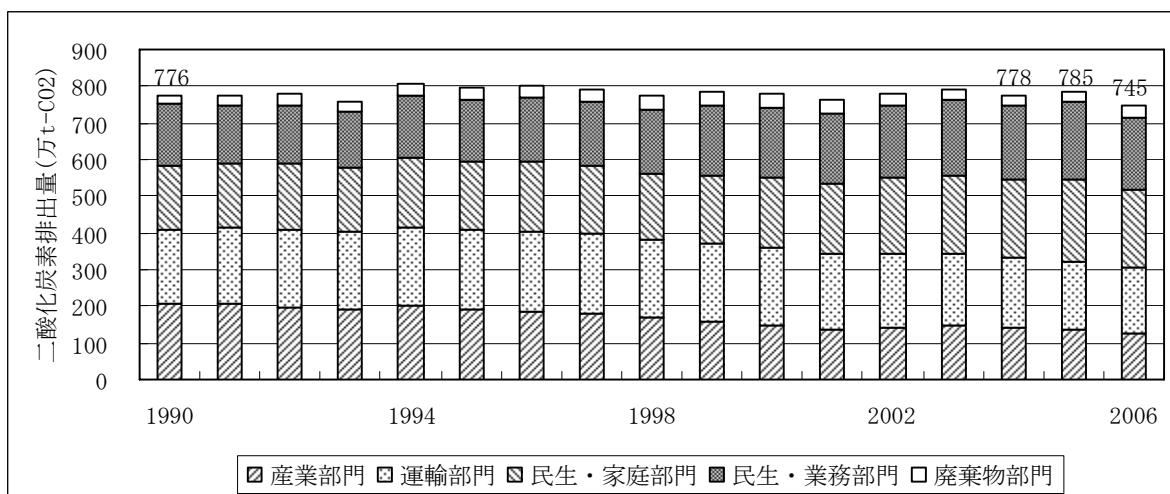


図 5 部門別二酸化炭素排出量（エネルギー転換部門を除く）

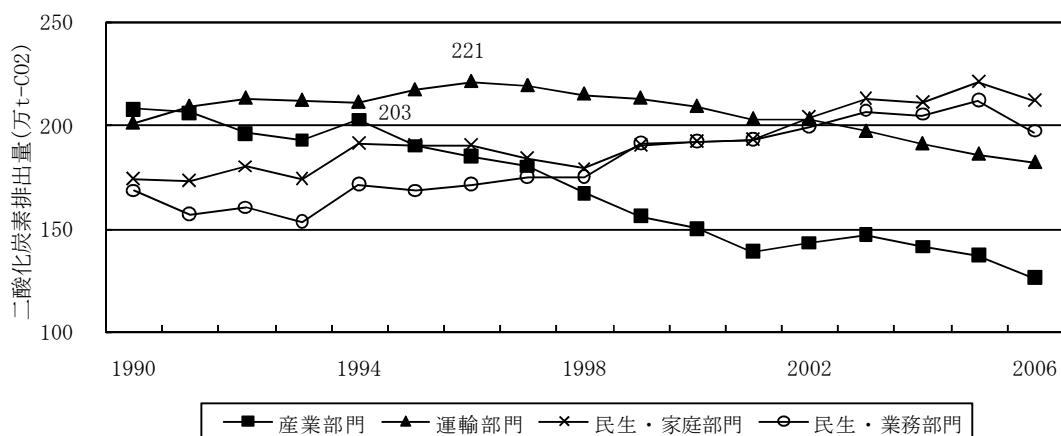


図 6 主な部門別二酸化炭素排出量の推移

産業部門は 1994 (平成 6) 年の 203 万トンをピークに、運輸部門は 1996 (平成 8) 年の 221 万トンをピークに減少し、基準年の排出量を下回っている。一方、民生・家庭部門及び民生・業務部門は大幅に増加している。

(2) エネルギー源別排出量

二酸化炭素排出量のエネルギー源別の状況は、表6及び図7に示すとおりであり、電気の使用に伴う排出が最も多く（2005（平成17）年49.7%，2006（平成18）年50.1%），都市ガス（同16.9%，16.8%），ガソリン（同11.3%，11.8%）の順となっている。

表6 二酸化炭素のエネルギー源別排出量

単位：万トン-CO₂

	基準年	2004年 (平成16年)	2005年 (平成17年)	増減		2006年 (平成18年)	増減	
				対基準年	対前年		対基準年	対前年
電気	307 [39.6%]	375 [48.2%]	390 [49.7%]	+83 (+27.0%)	+15 (+4.0%)	373 [50.1%]	+66 (+21.5%)	-17 (-4.4%)
都市ガス	89 [11.5%]	128 [16.5%]	133 [16.9%]	+44 (+49.4%)	+5 (+3.9%)	125 [16.8%]	+36 (+40.4%)	-8 (-6.0%)
ガソリン	100 [12.9%]	92 [11.8%]	89 [11.3%]	-11 (-11.0%)	-3 (-3.3%)	88 [11.8%]	-12 (-12.0%)	-1 (-1.1%)
灯油	38 [4.9%]	30 [3.9%]	29 [3.7%]	-9 (-23.7%)	-1 (-3.3%)	25 [3.4%]	-13 (-34.2%)	-4 (-13.8%)
軽油	72 [9.3%]	71 [9.1%]	67 [8.5%]	-5 (-6.9%)	-4 (-5.6%)	65 [8.7%]	-7 (-9.7%)	-2 (-3.0%)
LPG	27 [3.5%]	18 [2.3%]	18 [2.3%]	+9 (+33.3%)	0 (±0.0%)	17 [2.3%]	-10 (-37.0%)	-1 (-5.6%)
重油類	116 [14.9%]	33 [4.2%]	31 [3.9%]	-85 (-73.3%)	-2 (-6.1%)	23 [3.1%]	-93 (-80.2%)	-8 (-25.8%)
非エネルギー起源 (廃棄物焼却)	25.8 [3.3%]	29.0 [3.7%]	27.5 [3.5%]	+1.7 (+6.6%)	-1.5 (-5.2%)	27.8 [3.7%]	+2.0 (+7.8%)	+0.3 (+1.1%)
二酸化炭素合計	776 [100%]	778 [100%]	785 [100%]	+9 (+1.2%)	+7 (+0.9%)	745 [100%]	-31 (-4.0%)	-40 (-5.1%)

電気と都市ガスによる排出量は、基準年比では大幅に増加しているが、前年比では、暖冬の影響により減少している。

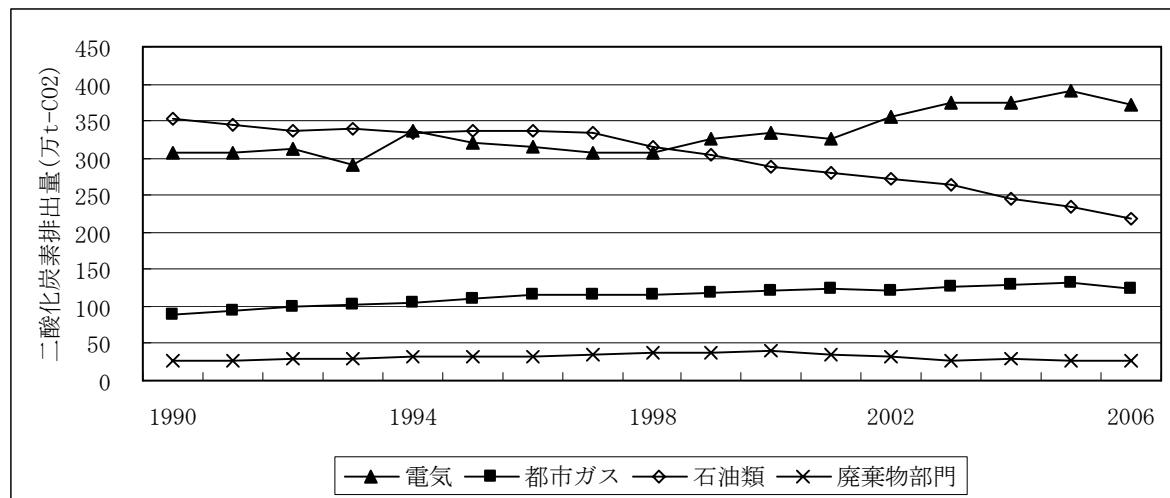


図7 エネルギー源別二酸化炭素排出量の推移

3 二酸化炭素排出量の増減要因（共通項目）

(1) 電気の排出係数

電気の排出係数は、年ごとの発電所の稼働状況によって大きく変動し、1998（平成 10）年に 0.356kg-CO₂/kWh（対基準年比 16.0%減）と最も低くなり、2003（平成 15）年に 0.436kg-CO₂/kWh（対基準年比 2.8%増）と最も高くなっている。

全国係数が 2002（平成 14）年から 2003（平成 15）年にかけて上昇したのは、東京電力株式会社での原子力発電所の停止に伴い、火力発電所の稼働率が増加したためであり、関電係数が 2004（平成 16）年に増加したのも、原子力発電所の事故によるものである。また、電気消費量は、季節や時間帯によって変動するが、電気は貯めておくことができないことから、まず、発電段階で一定の電力を供給する原子力発電所や水力発電所（二酸化炭素を排出しない）に担わすこととし、変動する電気消費量には出力変化が容易な火力発電所で対応しているため、猛暑によって冷房機器の稼働率が上昇するなどの電力需要量の変動は排出係数を悪化させる要因となる。

電気の使用に伴う二酸化炭素排出量は、このような電気の排出係数の変動の影響を大きく受けており、図 8 に示すとおり 2001（平成 13）年までの間は、排出係数の減少により、電気消費量の伸びに比べて低く抑えられてきたが、2003（平成 15）年では、排出係数の悪化により、電気消費量が減少したにもかかわらず増加した。

2006（平成 18）年は、電気消費量は増加（対前年比 0.8%）したが、電気の排出係数が改善（対前年比 3.5%減少（0.425→0.410kg-CO₂/kWh））されたため、電気の使用に伴う二酸化炭素排出量は減少に転じた（対前年比 4.3%減少）。

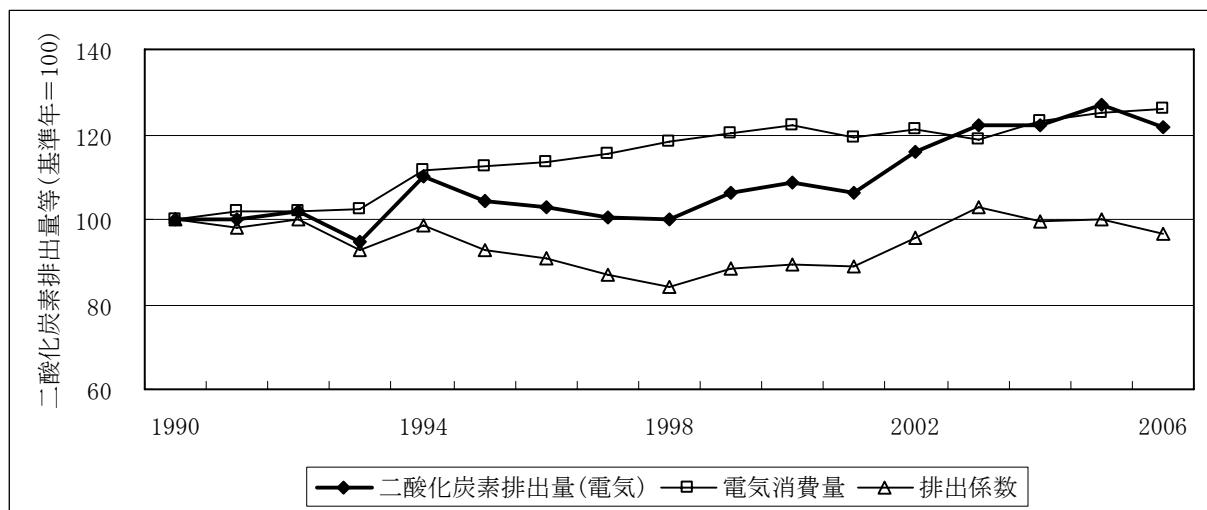


図 8 電気の使用に伴う二酸化炭素排出量等の推移（対基準年比）

(2) 気温

冷暖房に多くのエネルギーが使用されており、温室効果ガスの総排出量は、その年の気温の影響を受ける。

2005（平成 17）年とその前後の年の月平均気温と平年差は図 9 のとおりである。2005（平成 17）年は、厳冬のため、冬季（12 月～2 月）の平均気温は 4.5°C（前年 6.0°C）と平年と比べて 0.9°C 低かった。一方、2006（平成 18）年は、暖冬であり、冬季（12 月～2 月）の平均気温は 6.9°C（前年 4.5°C）と平年と比べて 1.5°C 高かった。

また、夏季（6～8 月）の平均気温は、2004（平成 16）年 27.0°C、2005（平成 17）年 26.5°C、2006（平成 18）年 26.3°C となっており、冬季ほど年ごとの温度差は大きくない状況にある。

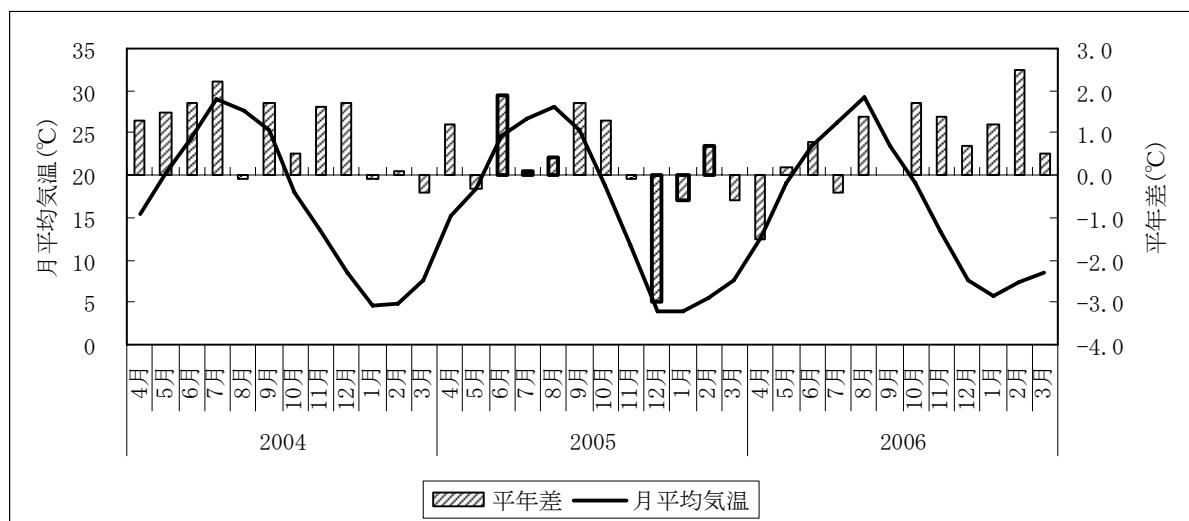


図 9 月平均気温の状況

関西電力株式会社京都営業所管内（京都市及び周辺の市町）の月別の電灯消費量（家庭用の電気）は、図 10 のとおりであり、厳冬の影響により、2005（平成 17）年 12 月から 2006（平成 18）年 3 月までの電灯消費量は、2004（平成 16）年や 2006（平成 18）年の同時期より増加している。

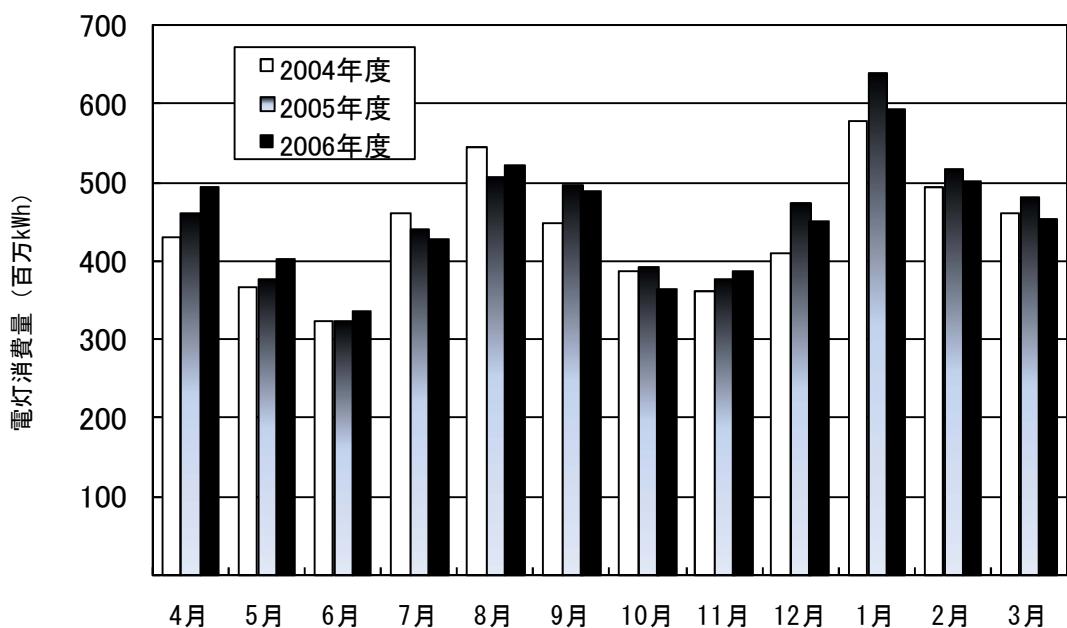


図 10 関西電力株式会社京都営業所管内の月別電灯消費量

同じく大阪ガス株式会社による市内の都市ガス(家庭用)の月別消費量は、図11のとおりであり、厳冬の影響により、2005(平成17)年12月から2006(平成18)年1月までの消費量は、2004(平成16年)や2006(平成18)年の同時期より顕著に増加している。

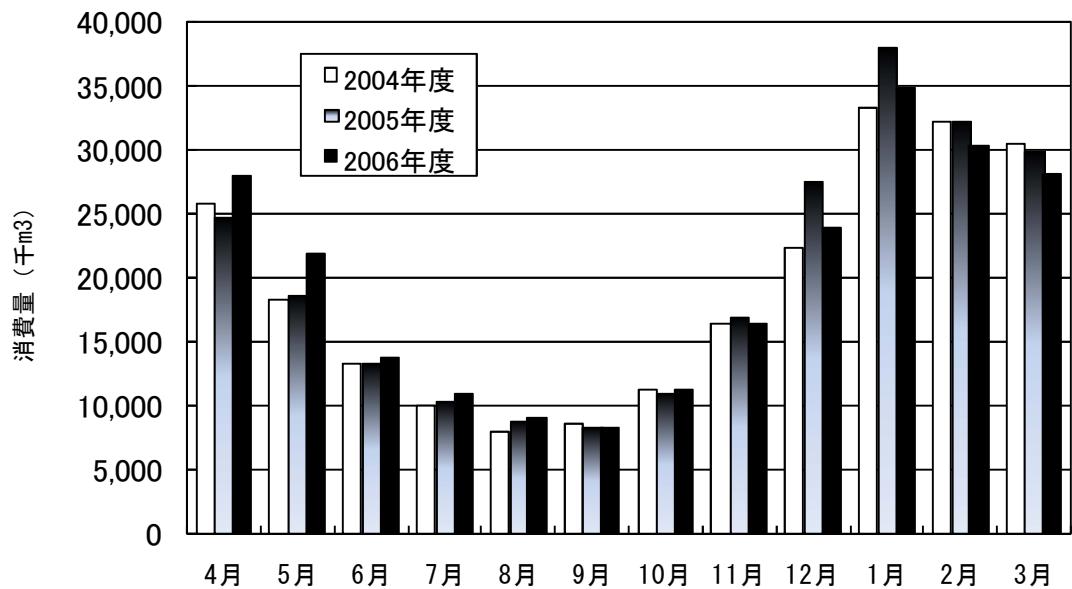


図11 都市ガスの月別消費量

このように、2006(平成18)年の二酸化炭素排出量は大きく減少しているが、その要因は記録的な暖冬によるものであり、今後の排出量の推移には十分注意する必要がある。

4 二酸化炭素排出量の増減要因（部門別）

(1) 産業部門

2006（平成 18）年の産業部門からの二酸化炭素排出量は、126 万トンであり、二酸化炭素排出量の 17.0%を占めている。図 12 に示すとおり基準年（1990 年）と比べると 82 万トン（39.4%）減少し、前年と比べると 11 万トン（8.0%）減少した。

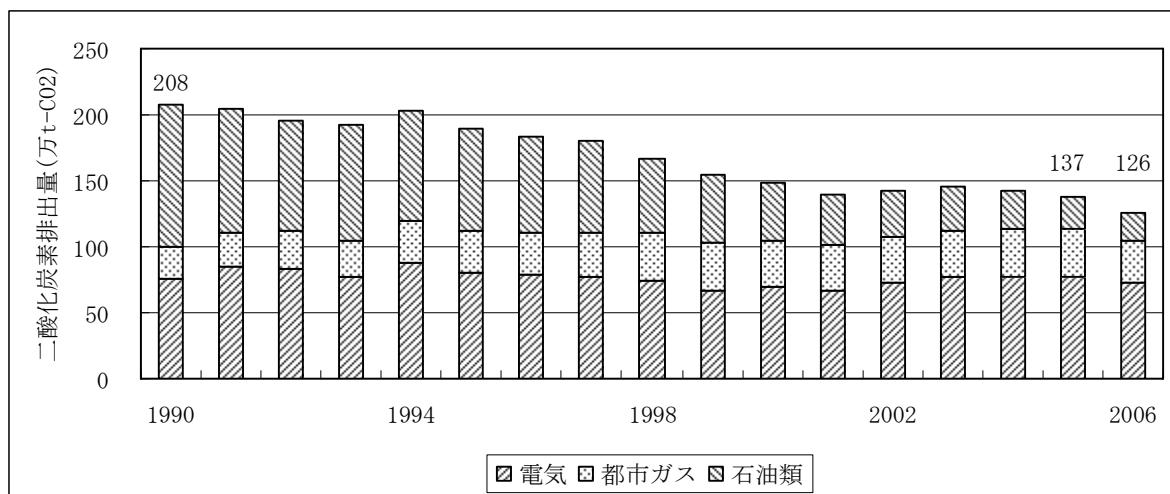


図 12 産業部門からの二酸化炭素排出量

エネルギー源別の構成比をみると、二酸化炭素排出量基準では、図 13 に示すとおり、石油類が 1990（平成 2）年には 51.8%を占めていたが、2006（平成 18）年には 17.5%と極端に構成比が減少したのに対して、都市ガスが 11.5%から 24.4%と増加し、発熱量当たりの二酸化炭素排出量のより少ない燃料への転換が排出量減少の要因の一つである。

なお、構成比をエネルギー量基準でみると、図 14 に示すとおり、石油類から都市ガスへの転換が進み、都市ガスと電気の使用量は同程度となっている。

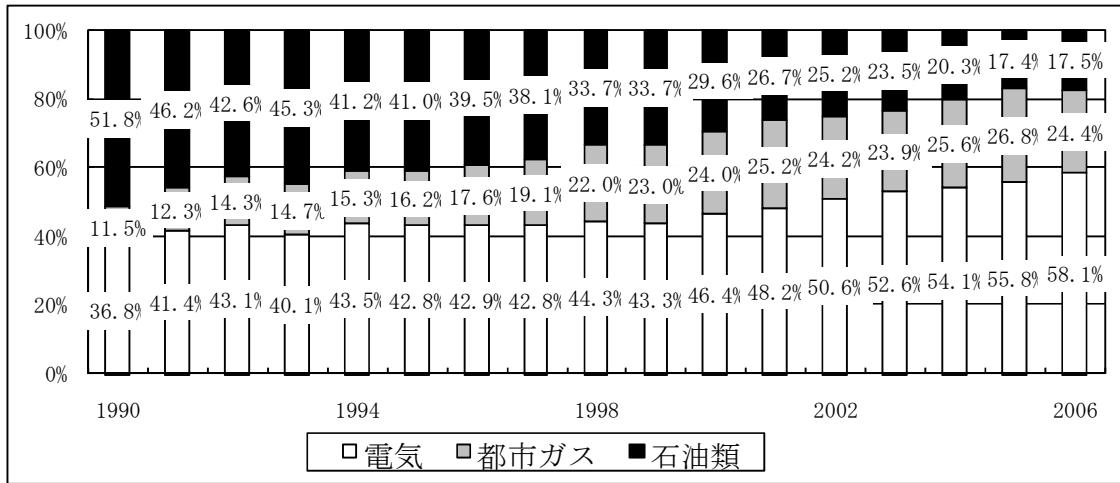


図 13 産業部門におけるエネルギー源別構成比（二酸化炭素排出量基準）

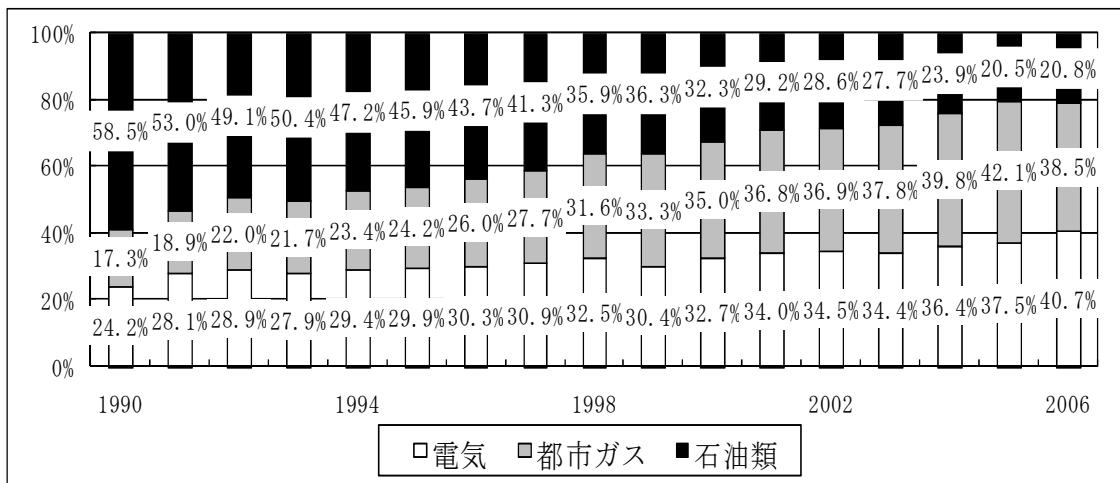


図 14 産業部門におけるエネルギー源別構成比（エネルギー量基準）

産業部門からの二酸化炭素排出量の推移は、図 15 に示すとおり 1990（平成 2）年以降、減少傾向を示していたが、2002（平成 14）年前後から概ね横ばい傾向となっており、製造品出荷額等の推移とほぼ同様の傾向を示している。2006（平成 18）年の排出量が前年から減少した要因の一つとして、市内の大規模事業所の統廃合や機器更新が多くあり、都市ガス消費量が大きく減少（約 16% 減少、CO₂ : 6 万トン減少）したことが考えられる。

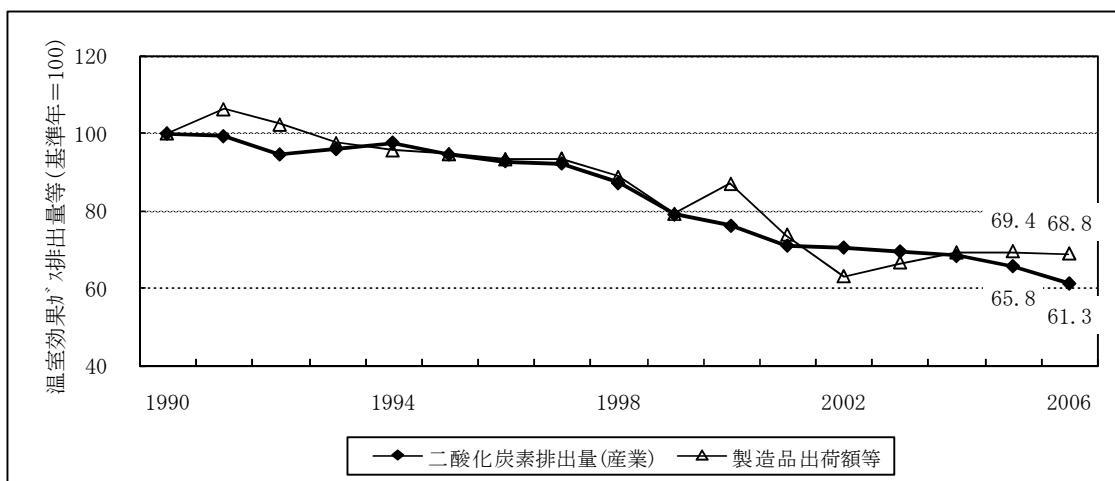


図 15 二酸化炭素排出量（産業部門）等の推移

(2) 運輸部門

2006（平成 18）年の運輸部門からの二酸化炭素排出量は 182 万トン（自動車 160 万トン、鉄道 22 万トン）であり、二酸化炭素排出量の 24.4%を占めている。図 16 に示すとおり 1996（平成 8）年の 221 万トンをピークに減少傾向を示し、基準年（1990 年）と比べると 19 万トン（9.5%）減少し、前年と比べると 4 万トン（2.2%）減少した。

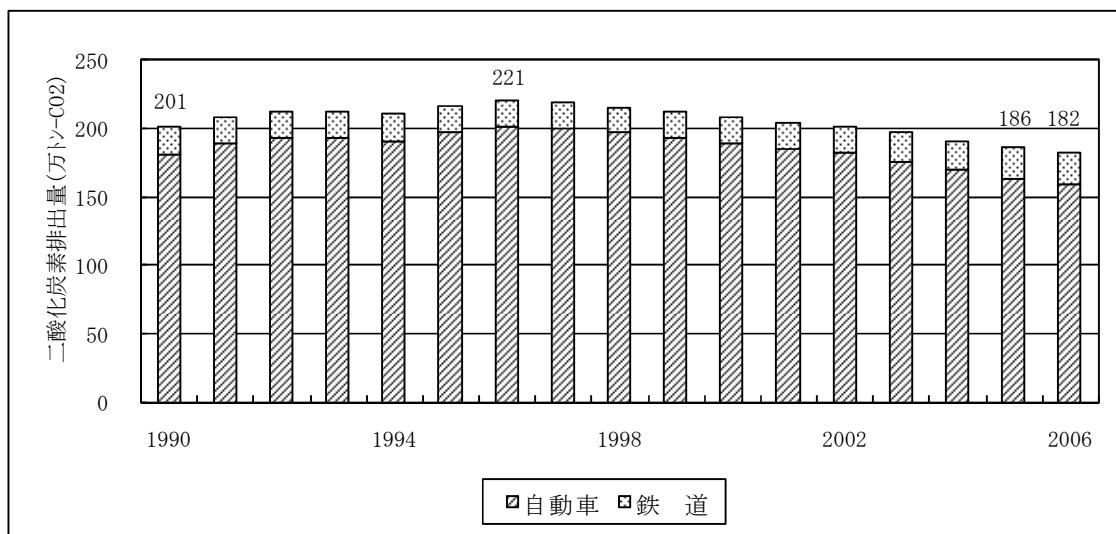


図 16 運輸部門からの二酸化炭素排出量

運輸部門からの二酸化炭素排出量の推移を全国と比較すると、図 17 のとおりであり、全国での排出量は 2001（平成 13）年をピーク（23.3%増）に減少傾向にあるものの基準年排出量を上回っているのに対して、本市では 1996（平成 8）年をピーク（10.0%増）に減少傾向にあり、基準年比 9.5%減となっている。

なお、近隣の都市でも同様に減少傾向（対 1990（平成 2）年比において、大阪市は 8%減（2004 年）、神戸市は 12%減（2005 年））を示している。

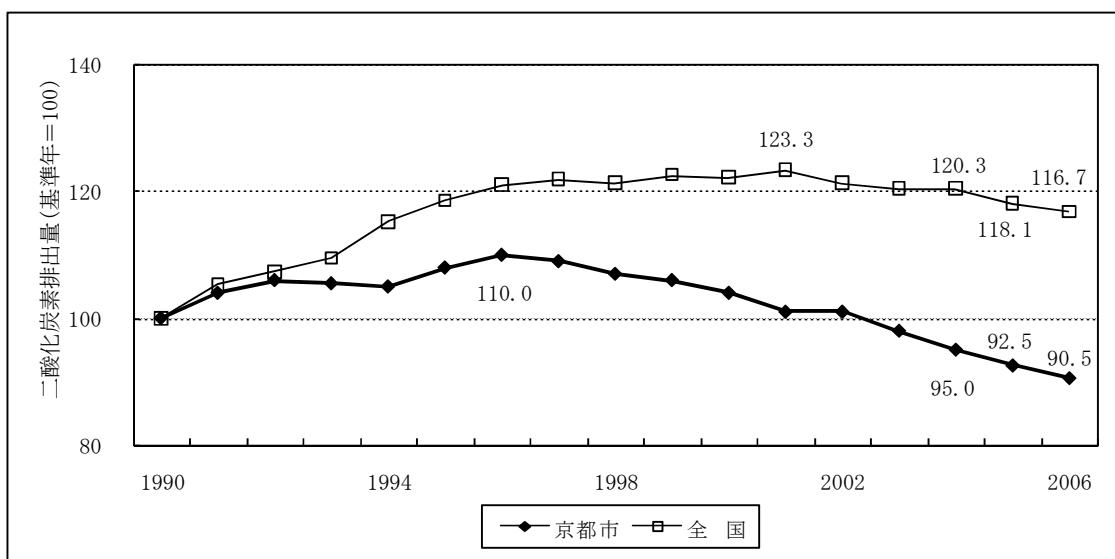


図 17 二酸化炭素排出量（運輸部門）の推移（対基準年比）

運輸部門からの二酸化炭素排出量の約 9 割を占める自動車（原動機付自転車を含む。）の保有台数の推移は、図 18 に示すとおりである。

全体としては、1990（平成 2）年と比べると微増しており、1997（平成 9）年の 84 万 3 千台をピークにここ近年は横ばい傾向となっている。また、その傾向は、四輪車（二輪車を除く自動車）の保有台数の推移とほぼ一致している。二輪車については、大きな変化はみられない。

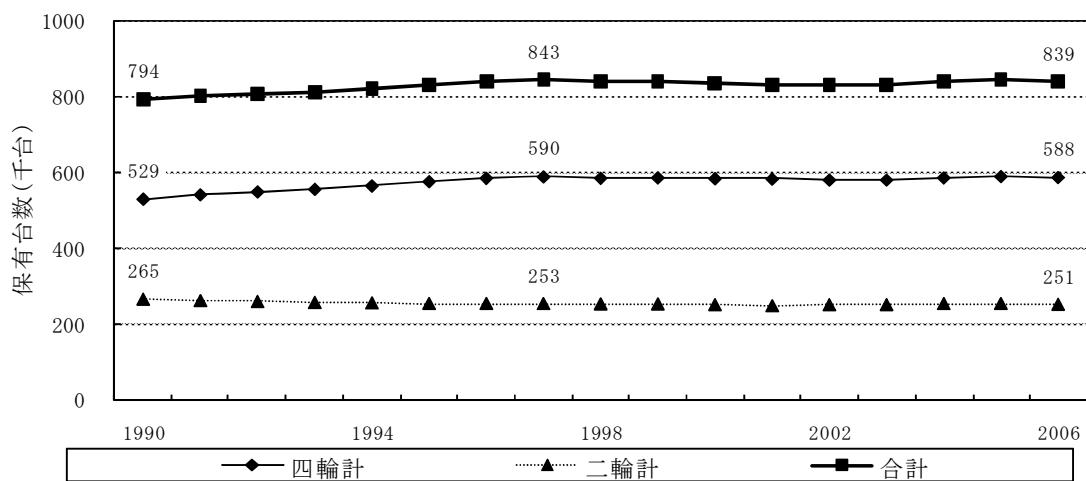


図 18 自動車（原動機付自転車含む）保有台数の推移

さらに車種構成をみると、図 19 に示すとおり、小型乗用車（二輪以外の乗用車で排気量 660～2000cc のもの）が減少し、普通乗用車（排気量 2000cc を超す乗用車）及び軽自動車（660cc 以下の自動車）が増加している。

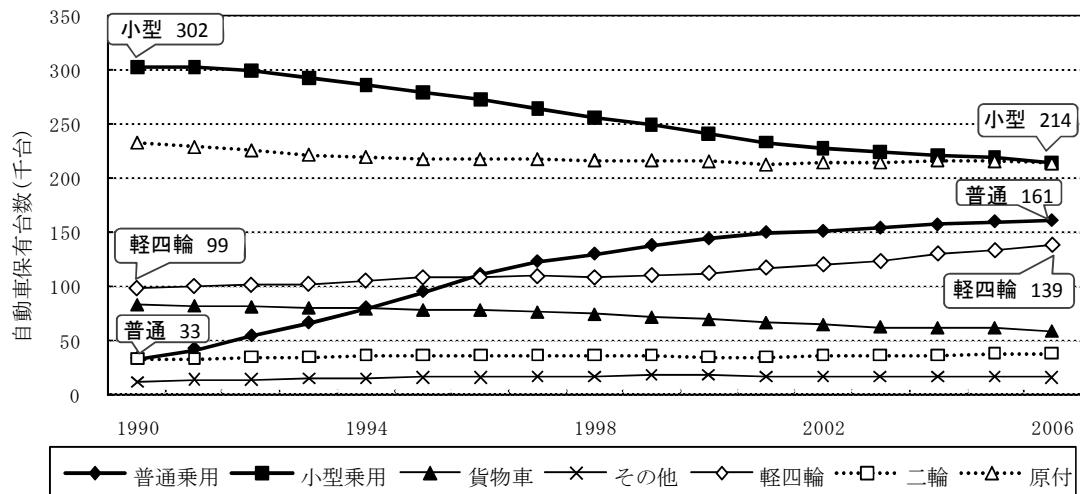


図 19 車種構成別自動車保有台数の推移

二輪：総排気量 125cc を超える二輪車

原付：原動機付自転車（排気量 125cc までのもので、ミニカーを含む）

自動車燃料別の二酸化炭素排出量は、図 20 に示すとおり各燃料とも 1996（平成 8）年ごろをピークに減少傾向を示している。ガソリンについては、自動車の平均燃費の向上（図 21）や保有台数の推移にみられる軽自動車の増加（図 19），軽油については、貨物車の保有台数の減少や輸送効率の向上によるものと考えられる。

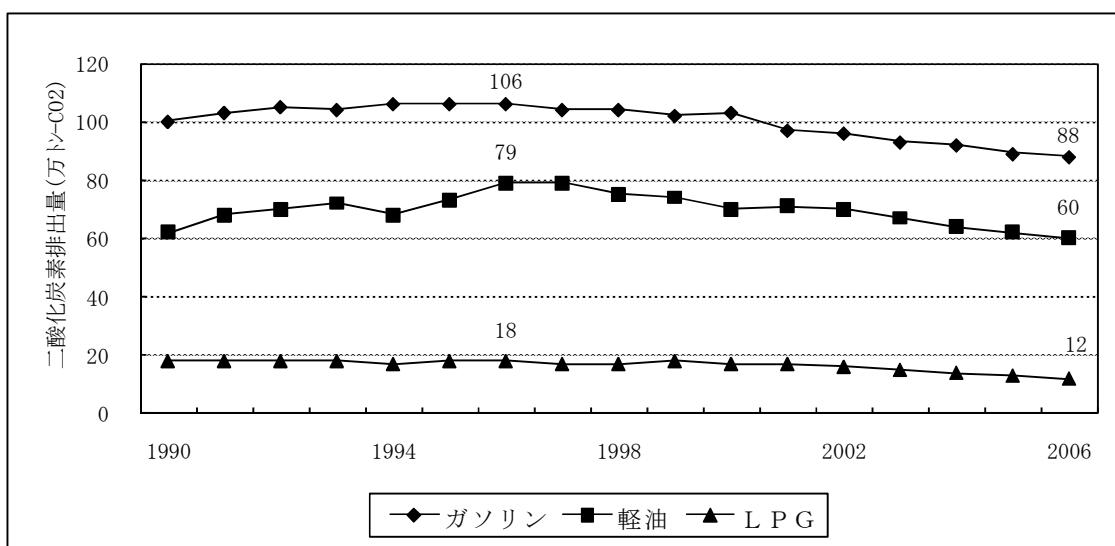


図 20 自動車燃料別の二酸化炭素排出量

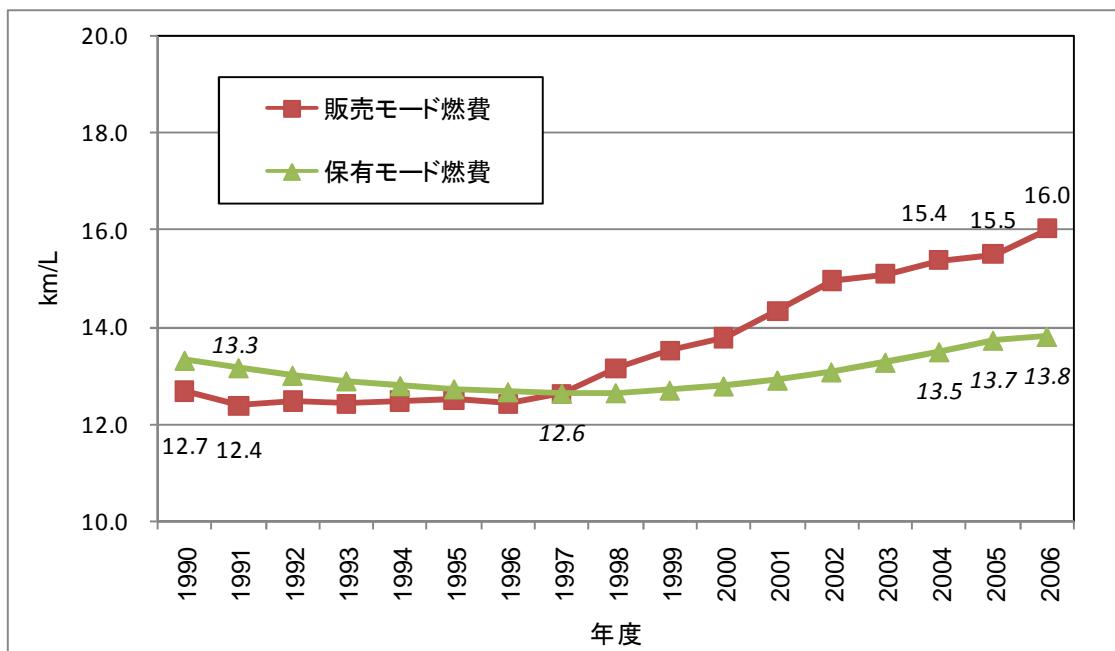


図 21 全国のガソリン乗用車の燃費の推移

販売モード燃費：その年に販売された全乗用車の平均公称燃費
 保有モード燃費：国内で保有されている全乗用車の平均公称燃費
 (社団法人自動車工業会調べ)

(3) 民生・家庭部門

2006(平成18)年の民生・家庭部門からの二酸化炭素排出量は、212万トンであり、二酸化炭素排出量の28.4%を占めている。図22に示すとおり基準年(1990年)と比べると38万トン(21.8%)増加し、前年と比べると9万トン(4.1%)減少した。

排出量の大半を占める電気については、図23に示すとおり、使用量が基準年から37%程度の伸びを示しており、その削減を図ることが重要である。

一方、エネルギー源別の二酸化炭素排出量の構成比は、図24に示すとおり、電気が69.4%、都市ガスが23.3%となっている。また、電気の使用に伴う二酸化炭素排出量は147万トンであり、対前年比8万トン減となっている。前年から排出量が減少した主な要因は、暖冬の影響により、冬季の電気消費量が減少したことである。

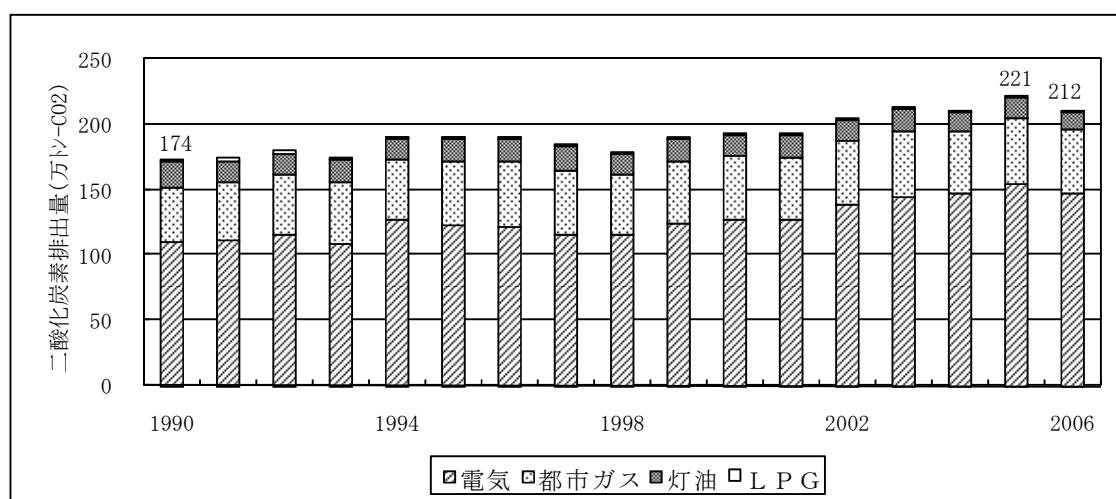


図22 民生・家庭部門からの二酸化炭素排出量

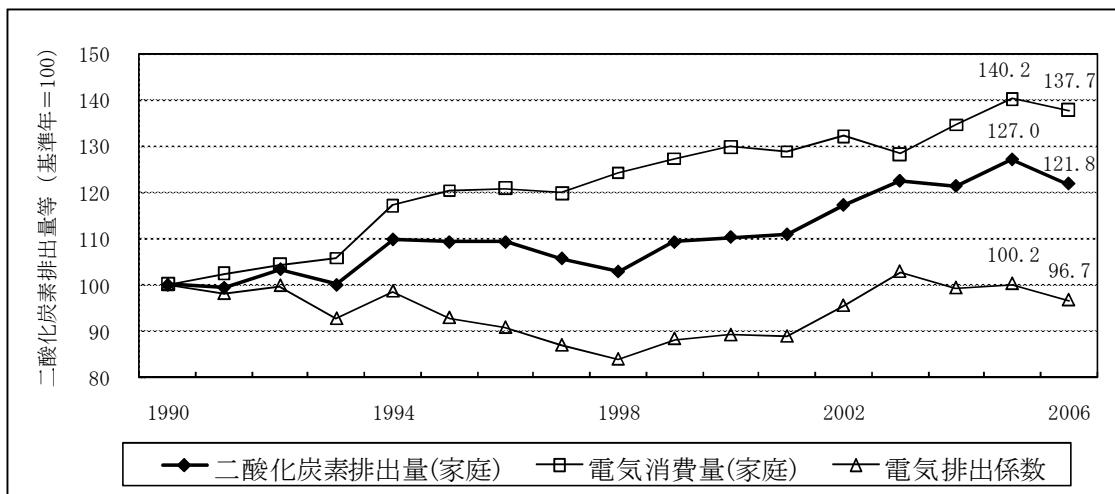


図 23 二酸化炭素排出量（民生・家庭部門）と

電気消費量等の推移（対基準年比）

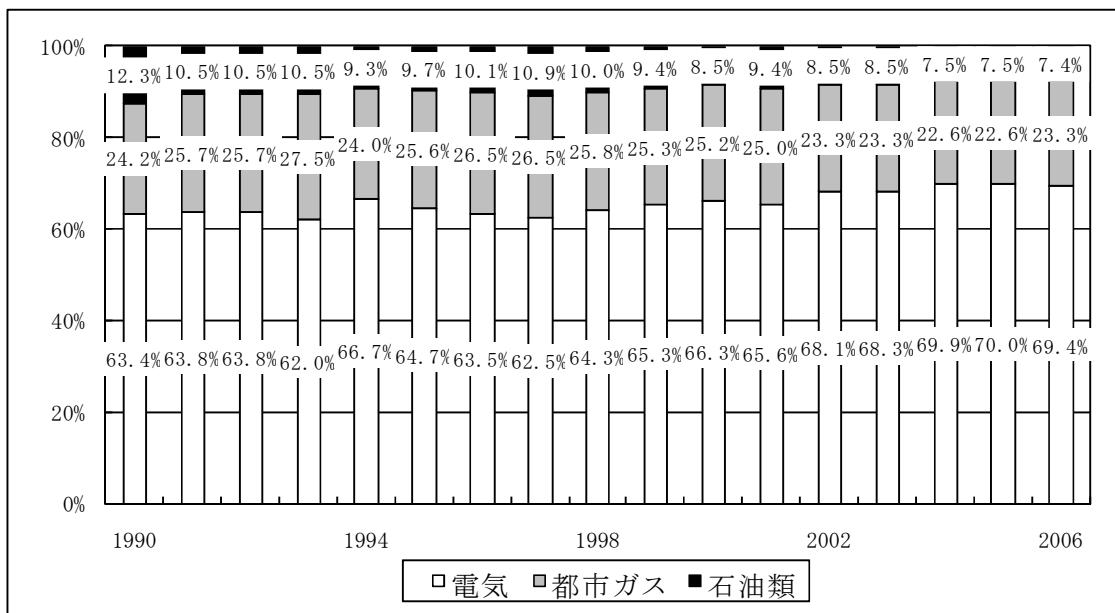


図 24 民生・家庭部門におけるエネルギー源別構成比の推移

（二酸化炭素排出量基準）

なお、エネルギー量基準でみたエネルギー源別構成比の推移は図 25 に示すとおり、都市ガスは 40% 前後であるのに比べ、石油類から電気へと少しづつエネルギー構成が変化してきている。

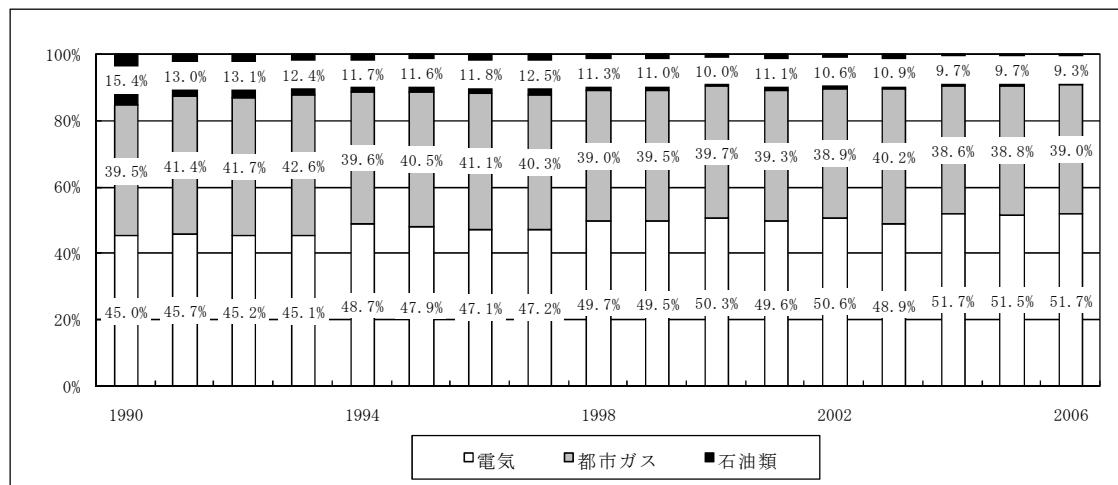


図 25 民生・家庭部門におけるエネルギー源別構成比の推移
(エネルギー量基準)

民生・家庭部門からの二酸化炭素排出量の推移を、人口と世帯の状況と比べてみると、図 26 に示すとおり、世帯数の増加が、二酸化炭素排出量の増加の大きな要因となっている。

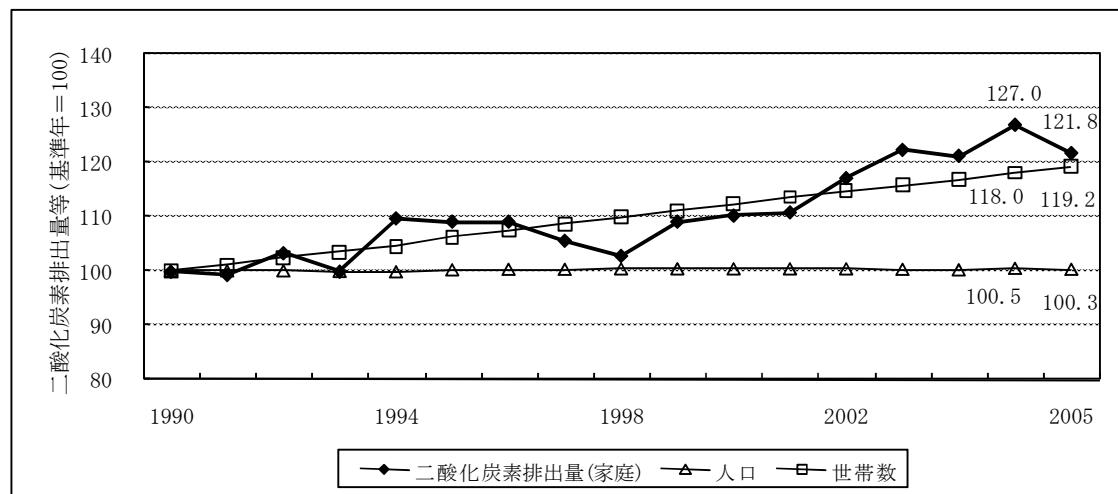


図 26 二酸化炭素排出量(民生・家庭部門)等の推移

1 世帯当たりの二酸化炭素排出量（民生・家庭部門からの二酸化炭素排出量／世帯数）は、図 27 に示すとおりであり、全国では 3.21 トン／世帯に対して、京都市では 3.20 トン／世帯とほぼ等しい。

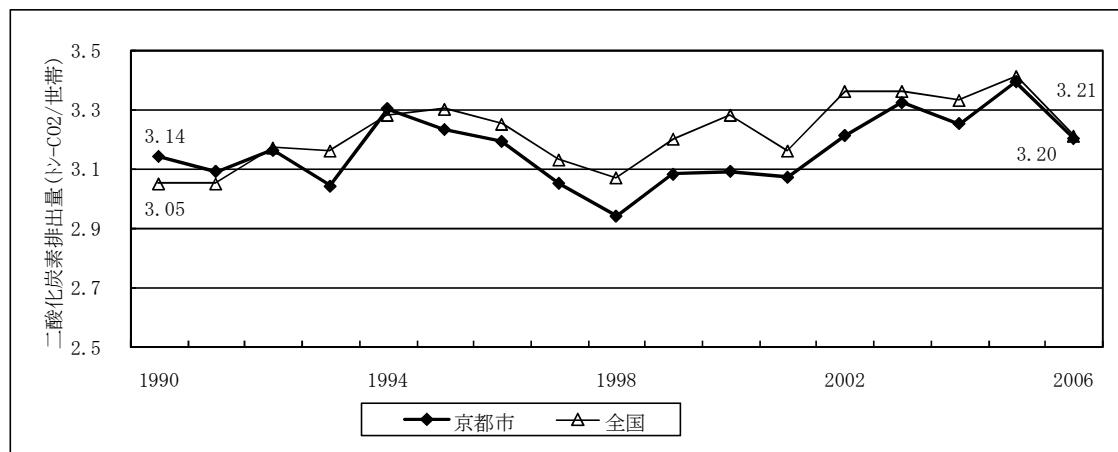


図 27 世帯当たりの二酸化炭素排出量（民生・家庭部門）（全国比較）

(4) 民生・業務部門

2006（平成 18）年の民生・業務部門からの二酸化炭素排出量は 197 万トンであり、二酸化炭素排出量の 26.5% を占めており、図 28 に示すとおり、基準年（1990 年）と比べると 29 万トン（17.3%）増加し、前年と比べると 15 万トン（7.1%）減少した。

前年からの排出量減少の主な要因は石油類消費量の減少である。電気もやや減少しているが、これは図 29 に示すとおり、電気消費量に変化はなく排出係数が減少したことによるものである。

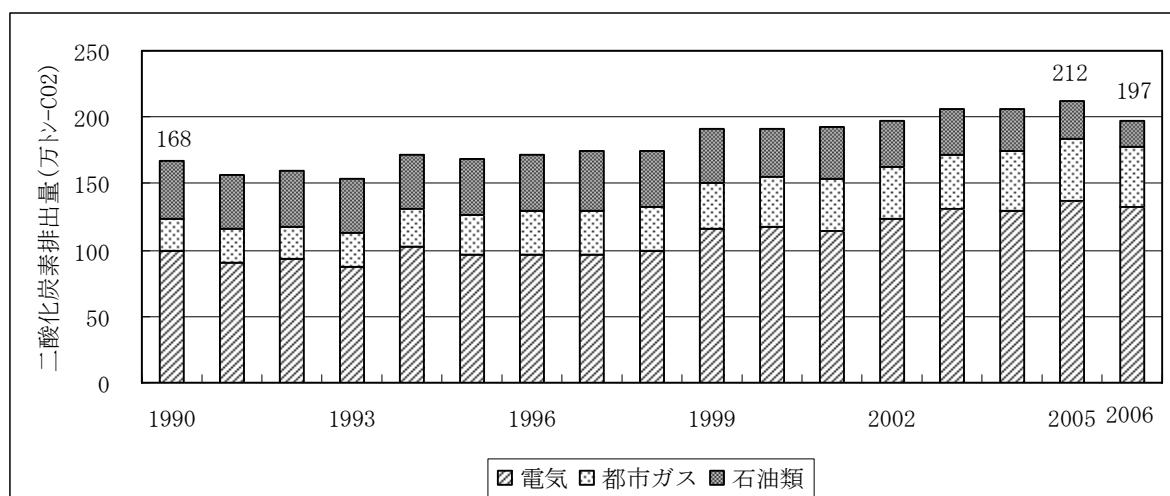


図 28 民生・業務部門からの二酸化炭素排出量

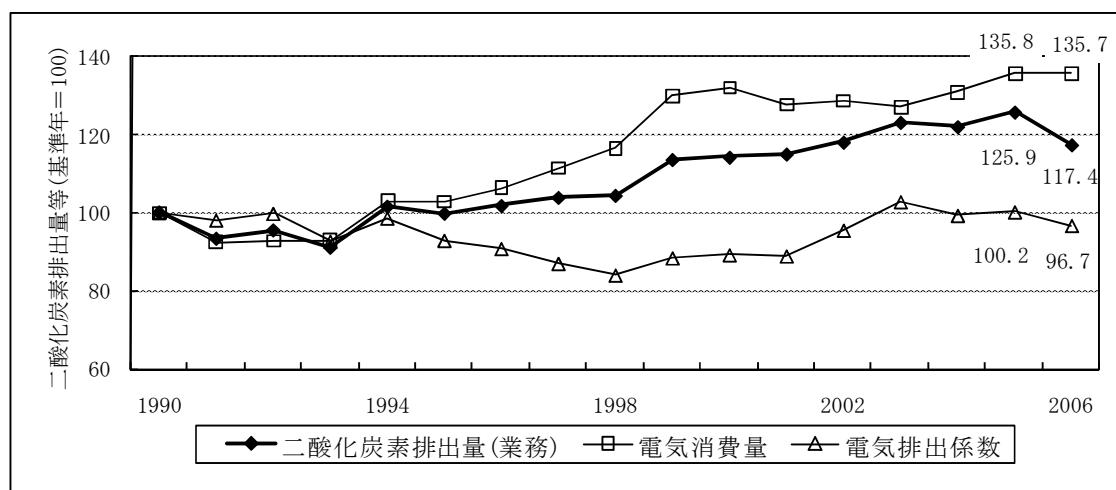


図 29 二酸化炭素排出量（民生・業務部門）等の推移（対基準年比）

エネルギー源別の構成比の推移は、図30及び図31に示すとおりであり、全体として石油類から都市ガス及び電気への転換が進んでいる。

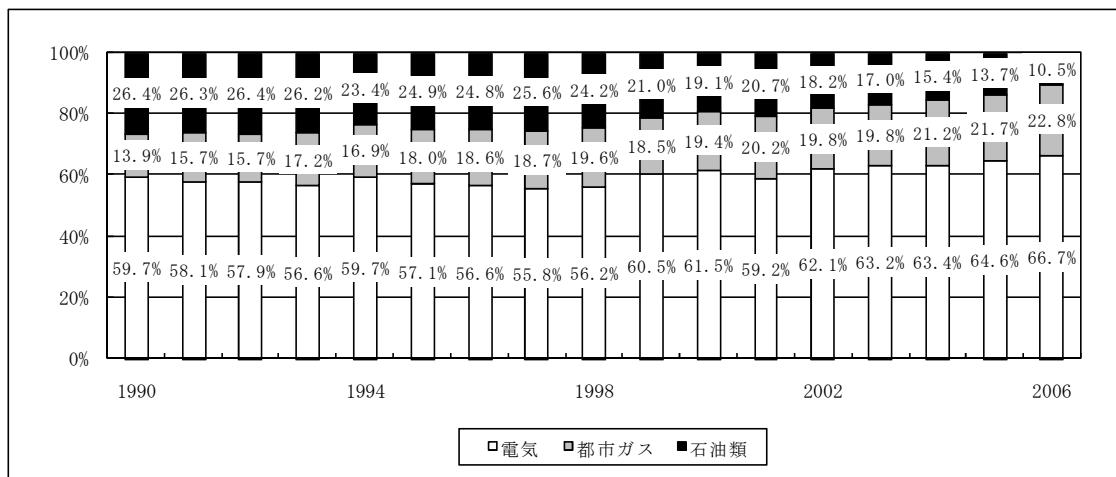


図30 民生・業務部門におけるエネルギー源別構成比
(二酸化炭素排出量基準)

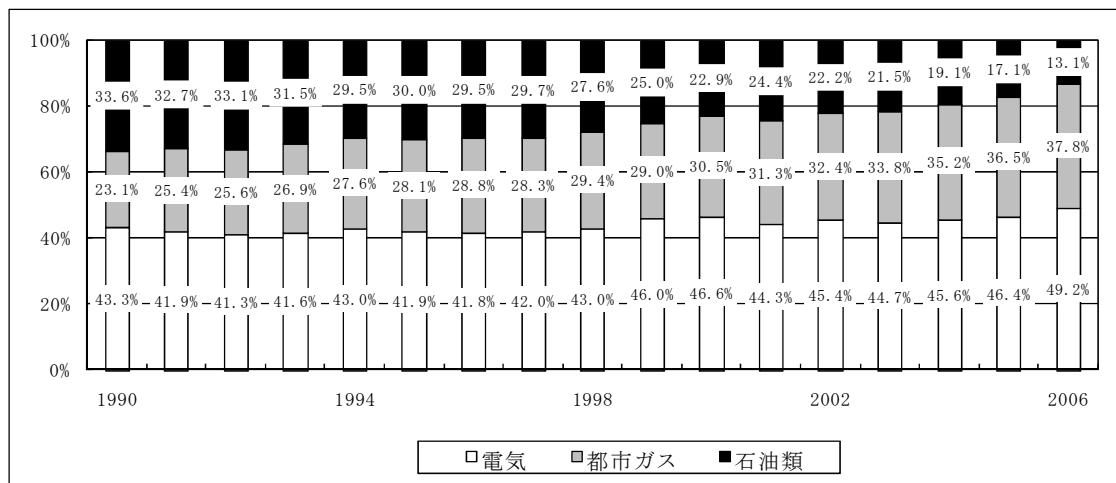


図31 民生・業務部門におけるエネルギー源別構成比
(エネルギー量基準)

民生・業務部門の二酸化炭素排出量と民生・業務部門に該当する業種の市内総生産及び建築物床面積（固定資産税課税対象の建築物床面に限る。官公庁、学校等の面積は含まない。）の推移は図32に示すとおりである。

床面積の増加と排出量の増加の傾向は、近年一致しており、1998（平成10）年頃まで排出量が低く抑えられているのは、電気の排出係数が低かったことによる（図29参照）。

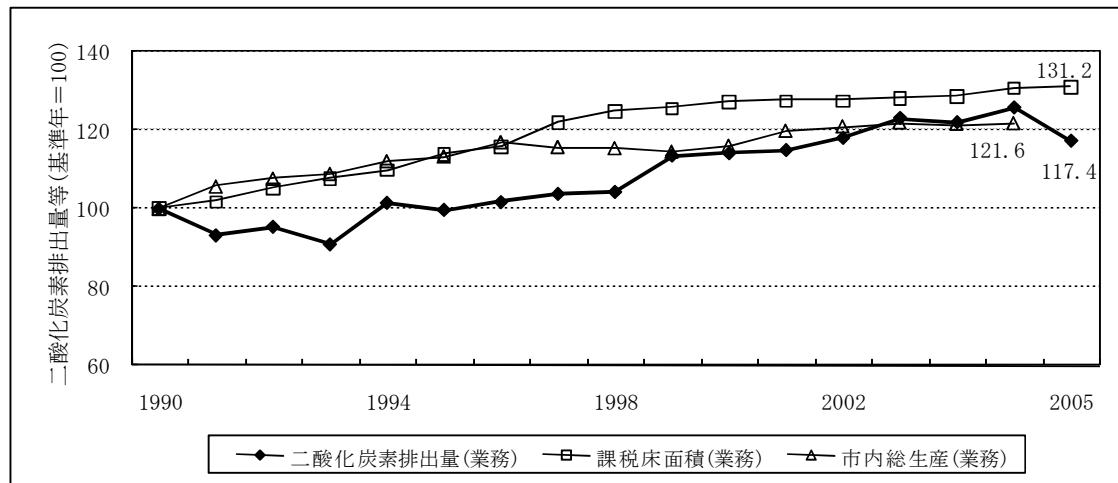


図32 二酸化炭素排出量（民生・業務部門）等の推移

※2006年の市内総生産（業務）は未確定

(5) 廃棄物部門その他

ア エネルギー転換部門

電気事業者については、火力発電所での自家消費分が排出量算定の対象となるが、市内に火力発電所は立地していないことから算定を行っていない。

ガス事業者の自家消費分による二酸化炭素排出量は、約 0.2 万トンである。二酸化炭素排出量全体に占める割合が少ないことから、特に経年的な評価は行っていない。

イ 廃棄物部門

2006（平成 18）年の廃棄物部門からの二酸化炭素排出量は、図 33 に示すとおり 27.8 万トンであり、二酸化炭素排出量の 3.7% を占めている。基準年（1990 年）と比べると 2 万トン（7.8%）増加し、前年と比べると 0.3 万トン（1.1%）増加した。

廃棄物の焼却に伴う二酸化炭素排出量は、ごみ焼却量の推移に従って 2000（平成 12）年の 39.2 万トンをピークに減少傾向を示している。

産業廃棄物の焼却に伴う二酸化炭素排出量については、1998（平成 10）年の 13.6 万トンをピークに減少傾向を示し、2003（平成 15）年に急激に減少した。これは、ダイオキシン類対策特別措置法が 2002（平成 14）年から規制強化されたことから、基準に適合しない産業廃棄物焼却炉が廃止されたためである。

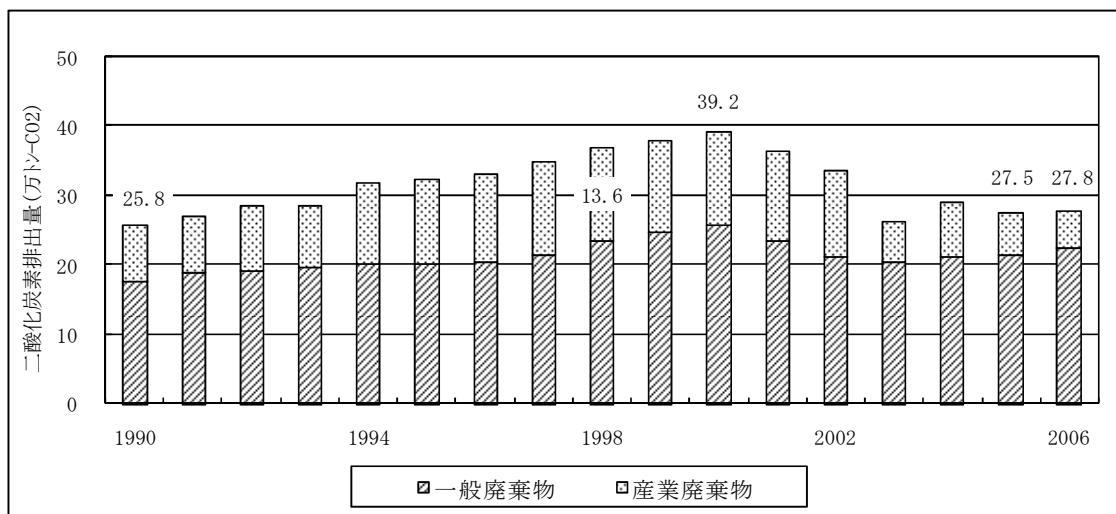


図 33 廃棄物部門からの二酸化炭素排出量

なお、一般廃棄物の焼却に伴う二酸化炭素排出量は、図 34 に示すとおり 2000 (平成 12) 年以降、ごみ焼却量は減少しているものの、2004 (平成 16) 年以降増加している。これは、ごみ中のプラスチックの平均混入率が増加しているためである。

なお、合成繊維の焼却に伴う二酸化炭素排出量は、2~3 万トン程度で推移している。

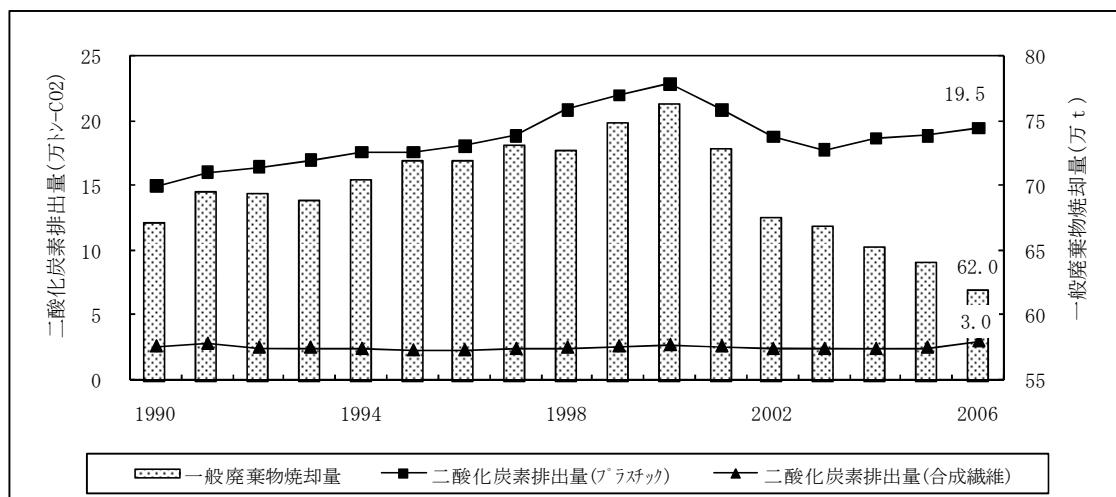


図 34 一般廃棄物の焼却に伴う二酸化炭素排出量等

ウ 工業プロセス

セメント製造など、工業プロセスの化学反応によっても二酸化炭素が排出され、全国では二酸化炭素排出量の4.2%（2006年）を占めている。

京都市内には、これら工業プロセスから二酸化炭素を排出する企業が立地していないため、算定を行わなかった。

5 その他の温室効果ガス排出量

二酸化炭素以外のその他の温室効果ガス排出量は、2005（平成17）年30.7万トン、2006（平成18）年27.7万トンと、それぞれ温室効果ガス総排出量の3.8%、3.6%を占めており、図35に示すとおり基準年の排出量（メタン、一酸化二窒素については1990（平成2）年、代替フロン等（ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）、パーフルオロカーボン類（PFCs）、六ふつ化硫黄（SF₆））については1995（平成7）年の排出量を合計した量。47.3万トン）と比べて、16.6万トン、19.6万トン減少した。

2006（平成18）年の排出量について、温室効果ガス別にみると、パーフルオロカーボン類（PFCs）は工業用洗浄剤としての使用が減少したことから、基準年の27.4万トン（代替フロン等の82.5%）から7.4万トン（同46.0%）に減少した。ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）は空調機器等（業務用冷凍空調機器、家庭用エアコン・冷蔵庫、カーエアコン）からの排出が増加したことから、2.9万トン（同8.7%）から5.7万トン（同35.4%）に増加した。

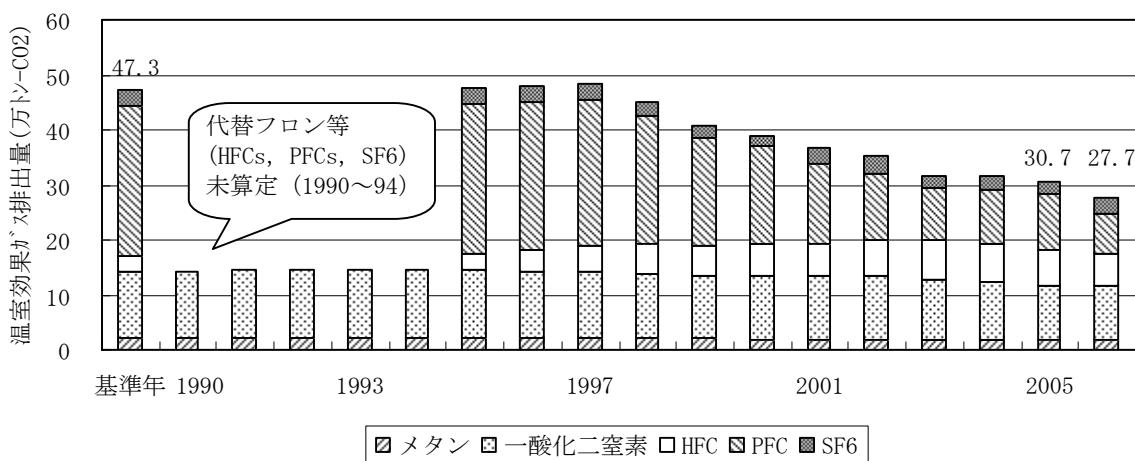


図35 その他の温室効果ガス排出量

第2章 地球温暖化対策の実施状況及び評価

1 平成19年度における地球温暖化対策計画に掲げる施策の実施状況及び評価

本年次報告書においては、地球温暖化対策計画に掲げる施策の平成19年度の取組について、指標を用いて実施状況を評価し、いくつかの分野については、別途、施策の実施状況、施策の実施に係る今後の課題を踏まえ、重点的な評価を行った。

(1) 施策評価の観点

地球温暖化対策計画に掲げる施策の評価は、実施状況を表す指標を用いて、以下の観点から行った。

ア 施策の着手状況

○評価の観点

- ・地球温暖化対策計画に掲げる施策の事務事業化の進ちょく状況

○指標：「事務事業化指標」

- ・地球温暖化対策計画に掲げる施策のうち、事務事業化した項目と事務事業化していない項目

イ 事務事業の進ちょく状況

○評価の観点

- ・地球温暖化対策計画に掲げる事務事業の進ちょく状況
- ・地球温暖化対策としての事務事業の効果

○指標：「成果指標」

- ・事務事業の成果、進ちょくを計測できる実績数値
- ・温室効果ガス削減量で実績が表せない普及啓発などについては、施策の効果を示すことができる数値

ウ 事務事業の実施による削減量

○評価の観点

- ・事務事業の実施による温室効果ガス排出削減効果

○指標：「削減量指標」

- ・温室効果ガス排出量の削減量

(2) 施策の実施状況及びその評価

ア 施策の着手状況

平成 18 年度における点検評価結果から、地球温暖化対策計画に掲げる施策を 163 項目に整理した。

平成 19 年度については、事務事業化が行われる等着手済みのものは、表 7 に示すとおり、163 項目中 151 項目（実施率 93%）であり、平成 19 年度に新たに着手済みとなった項目は 17 項目であった。

重点施策に限定すると 95 項目のうち 92 項目が実施（実施率 97%）されており、未着手の 3 項目は、運輸部門対策の「(3)ア 低公害車・低燃費車の普及、促進（低公害車の駐車料金割引制度の促進）」、民生部門対策の「(4)ア ライフスタイルの見直し（省エネルギー型機器の普及促進策の検討）」及び「(4)エ ヒートアイランド対策の推進（水面や非舗装面の確保、通風に配慮した都市構造の促進）」である。

平成 19 年度の未着手項目（12 項目）のうち、その一部については、平成 20 年度の新規事業として取組を進めているが、その他の未着手項目については、問題点や課題を的確に把握し早期に実施していく必要がある。

表7 事務事業化指標集計表 (1/2)

京都市の取り組む施策	重点施策	施策別実施項目数		
		◎ 着手済	△ 未着手	項目合計
(1) エネルギー転換部門対策		10	0	10
ア バイオマスエネルギーの活用促進	★	4	0	4
イ 太陽エネルギーの活用促進	★	2	0	2
ウ 未利用エネルギーの活用促進		2	0	2
エ その他の新エネルギーの活用		2	0	2
(2) 産業部門対策		8	1	9
ア 環境に配慮した事業活動の推進	★	6	0	6
イ 省エネルギー型生産構造への転換促進		2	1	3
(3) 運輸部門対策		34	1	35
ア 低公害車・低燃費車の普及、促進	★	6	1	7
イ 快適な歩行者空間の形成推進	★	5	0	5
ウ 自転車利用環境の整備	★	4	0	4
エ バス輸送サービスの充実等公共交通機関の利用促進	★	6	0	6
オ 過度に自動車に依存しないまちづくりの推進	★	4	0	4
カ LRT等の新しい公共交通システムの検討	★	1	0	1
キ 地下鉄延長事業・鉄道の複線化及び高架化の推進		4	0	4
ク 交通流の円滑化の推進		2	0	2
ケ アイドリングストップなどエコドライブの普及啓発活動の推進		2	0	2
(4) 民生部門対策		24	5	29
ア ライフスタイルの見直し	★	6	1	7
イ 事務所、店舗等の環境に配慮した活動の推進	★	9	0	9
ウ 建築物の省エネルギー化の促進	★	2	0	2
エ ヒートアイランド対策の推進	★	1	1	2
オ 「京都市水共生プラン」の推進	★	2	0	2
カ 省エネルギー生活を普及させる仕組みづくり		4	3	7
(5) 廃棄物部門対策		9	1	10
ア 使用済みてんぶら油のバイオディーゼル燃料化事業の推進（再掲）	★	1	0	1
イ ごみの発生抑制と再使用の推進	★	3	0	3
ウ ごみの分別とリサイクルの推進		3	0	3
エ 良好な都市ストックの形成・有効活用		0	1	1
オ 下水汚泥の有効利用		1	0	1
カ 「新京都市産業廃棄物処理指導計画（京のさんぱい戦略21）」の推進		1	0	1

表7 事務事業化指標集計表 (2/2)

京都市の取り組む施策	重点施策	施策別実施項目数		
		◎ 着手済	△ 未着手	項目合計
(6) 吸収源対策		14	1	15
ア 森林の保全・整備等の推進		7	0	7
イ 都市公園、公共施設等の緑化推進		4	0	4
ウ 森林資源の有効利用の推進		3	1	4
(7) その他の温室効果ガス対策		7	2	9
ア メタン対策		3	1	4
イ 一酸化二窒素対策		2	1	3
ウ 代替フロン対策		2	0	2
(8) 取組の輪を広げるための誘導策		29	0	29
ア 環境教育・学習の推進	★	8	0	8
イ 市民活動等の促進支援	★	12	0	12
ウ 広報・啓発の推進	★	4	0	4
エ 観光客への啓発	★	2	0	2
オ 協働体制の充実	★	1	0	1
カ モデル事業・社会実験等の取組促進	★	1	0	1
キ 財政上の措置・制度の検討	★	1	0	1
(9) その他の取組の推進		7	0	7
ア 国際協力の推進		3	0	3
イ 近隣自治体等との連携による広域的な取組の推進		2	0	2
ウ 調査研究の推進		2	0	2
(10) 市役所の率先実行		9	1	10
ア 庁内推進体制の充実	★	1	0	1
イ 京都市役所CO2削減アクションプランの推進		1	0	1
ウ 環境マネジメントシステムの構築・推進等		7	1	8
項目数合計		151	12	163
(うち重点施策)		92	3	95

イ 事務事業の進ちょく状況

事務事業の進ちょくや効果を見るために、80項目の成果指標を設定した。このうち表8に示すとおり、平成19年度の実績数値が確定しているのは73項目である。実績が増加しているものは、「KES市内事業所認証取得件数」など64項目あり、前年度を上回る実績を残したもの(◎)は37項目、累積値が増加しているものなど(○)は27項目である。

また、80項目のうち17項目については、各種計画において目標値と目標達成年度が設定されており、そのうち、5項目については、既に目標値を達成している。

表8 成果指標集計表

対策部門	成果指標の状況					
	◎	○	△	×	一	合計
(1) エネルギー転換部門対策	5	8	0	0	0	13
(2) 産業部門対策	3	3	2	0	0	8
(3) 運輸部門対策	8	6	2	0	3	19
(4) 民生部門対策	8	2	0	0	1	11
(5) 廃棄物部門対策	4	3	1	0	2	10
(6) 吸收源対策	4	3	1	0	1	9
(7) 他の温室効果ガス対策	0	0	0	0	0	0
(8) 取組の輪を広げるための誘導策	3	2	0	1	0	6
(9) 他の取組の推進	0	0	0	0	0	0
(10) 市役所の率先実行	2	0	2	0	0	4
項目数合計	37	27	8	1	7	80

※成果指標の状況については、指標を「単年度値」(毎年度0から積み上げるもの)、「累積値」(前年度値に加えていくもの)、「状態値」(働きかけを行う対象の状態を表すもの)の3つにわけ、それぞれ以下のように「◎」、「○」、「△」、「×」で分類した。

- ・単年度値
(毎年度0から積み上げるもの)
 - ・累積値
(前年度値に加えていくもの)
 - ・状態値(働きかけを行う対象の状態を表すもの)
- | | | |
|-----------------|-----------------|------------------|
| ◎ : 前年度を上回る実績あり | ◎ : 前年度増分を超えて増加 | ◎ : 状態の改善が図られたもの |
| ○ : 実績あり | ○ : 増加 | ○ : 状態に変化なし |
| △ : 実績なし(0件) | △ : 増減なし | △ : 状態が悪化したもの |
| × | × : 減少 | |

※「一」は、現時点で平成19年度実績が確定していないもの、あるいは隔年調査等で平成19年度実績がわからぬるものである。

ウ 事務事業実施による削減量

温室効果ガス削減量を算定したものは、表9に示すとおり6事務事業であり、こうした削減量の合計は約24.3万トンである。この量は、一部重複もあるが、地球温暖化対策計画において必要とされる削減量77万トンのおよそ32%に相当する。

なお、地球温暖化対策計画で行動（施策）目標（表10）を掲げている施策のうち、「運輸部門対策」は、削減量の数値化が検討段階にとどまっている。また、民生部門対策（家庭部門）の「普及啓発」については、削減量を行動目標として掲げているものの、その算定方法については、引き続き検討していく必要がある。地球温暖化対策の効果的な推進を図るため、今後これらの課題をはじめ、事務事業の実施によって想定される削減量の数値化を更に進めていく必要がある。

表9 削減量指標

取組主体	施策・事業名	削減部門						平成19年度 削減実績 (t-CO ₂ /年)	平成22年度 目標量 (t-CO ₂ /年)
		産業部門	運輸部門	民生部門	民家部門	生業部門	廃棄物部門		
市民	住宅用太陽光発電システム普及促進事業		○	●				-1,127	-1,500
事業者	特定事業者排出量削減計画書	○	○	○				-133,000	-160,000
市	バイオディーゼル燃料化事業	○				●		-3,969	-4,000
	市公共施設への太陽光発電設備導入			○	●			-316	---
	ごみ発電				○	●		-80,732	-78,000
	京都市役所CO ₂ 削減アクションプラン <事務系部門>			○	●			-748	-1,256 (16年度から)
	<事業系部門>	○	○	○	●			-25,999	-60,609 (16年度から)
	<市民サービス系部門>			○	●			+2,016	+247 (16年度から)

表 10 地球温暖化対策計画における京都市の行動目標と削減目標量

表 10(1) エネルギー転換部門対策 (バイオマス, 自然エネルギー等の利用促進)

施策名	行動目標	削減目標量	成果の評価指標
バイオマスエネルギーの活用促進	平成 17 年度末約 1,000 箇所の回収拠点を平成 22 年度までに 1,500 箇所に拡大し, 使用済みでんぶら油のバイオディーゼル燃料化を推進する。	4,000t-CO ₂ /年	回収拠点数
住宅用太陽光発電システム設置助成制度	住宅に限定していた助成対象を共同住宅にも拡大し, 每年 150 件の太陽光発電設備の設置を目指す。	1,500t-CO ₂ /年	年度ごとの助成件数
ごみ発電	北部クリーンセンターに高効率のごみ発電設備 (最大 8,500kW) を導入する。	78,000t-CO ₂ /年	ごみ焼却量及びごみ発電量

表 10(2) 産業部門対策 (工場からの削減対策)

施策名	行動目標	削減目標量	成果の評価指標
KES 認証取得事業所の拡大	KES 認証取得事業所 (市内) を平成 22 年までに 850 件に拡大する。	8,500t-CO ₂ /年	年度ごとの認証件数
特定事業者排出量削減計画書	特定事業者排出量削減計画書に基づく取組の推進により, 温室効果ガスの排出を抑制する。	160,000t-CO ₂ /年	特定事業者排出量削減報告書による総削減量

表 10(3) 運輸部門対策 (自動車からの削減対策)

施策名	行動目標	削減目標量	成果の評価指標
エコドライブ推進者の拡大	エコドライブ推進者を平成 22 年までに 600 人に拡大する。(平成 17 年度末 330 人。<推進者 1 人が 5 名を教育>)	8,500t-CO ₂ /年	エコドライブ推進者の認定数
地下鉄東西線 (二条～太秦天神川間) の延伸	平成 19 年度完成を目指す。<マイカー使用者が地下鉄にシフト>	8,400t-CO ₂ /年	乗降客数の推移
特定事業者排出量削減計画書 (再掲)	特定事業者排出量削減計画書に基づく取組の推進により, 温室効果ガスの排出を抑制する。	160,000t-CO ₂ /年	特定事業者排出量削減報告書による総削減量

表 10(4) 民生部門対策（暮らし、建築物における削減対策）

施策名	行動目標	削減目標量	成果の評価指標
普及啓発	環境家計簿の取組等、普及啓発を推進することにより、家庭から排出される二酸化炭素の排出量の削減を目指す。	120,000t-CO ₂ /年	環境家計簿取組数、講習会への参加人数
特定事業者排出量削減計画書（再掲）	特定事業者排出量削減計画書に基づく取組の推進により、温室効果ガスの排出を抑制する。	160,000t-CO ₂ /年	特定事業者排出量削減報告書による総削減量

※特定事業者排出量削減計画書の削減目標量には、産業部門、運輸部門、民生部門（業務）の削減量を含める。

2 重点的に評価を行う施策の実施状況及び評価

(1) 施策評価の重点化について

地球温暖化対策計画に掲げる施策の点検評価を行ううえで、事業者や市民の活動による削減見込量が大きい活動や、本市が中心的に取り組むべき課題など、今後、取組を進めるうえで重要と考えられる以下の項目については、施策の実施状況、施策の実施に係る今後の課題を踏まえた重点的な評価を行う。

ア 自然エネルギー・未利用エネルギーの利用促進

太陽光、バイオマスなどの自然エネルギー、ごみ焼却熱などの未利用エネルギーは、化石燃料の使用を代替し、エネルギー使用における温室効果ガスの削減に非常に重要であるため、積極的に導入していく必要がある。

イ 事業者における地球温暖化対策の推進

産業部門、民生・業務部門など事業者による温室効果ガス排出量は多く、民生・業務部門については排出量の増加が続いている。そこで、これまで削減が進められてきた産業部門も併せ、大規模事業者を対象とした温室効果ガス排出量の報告・公表制度と環境マネジメントシステムの効果的な導入・運用によって削減を図っていく必要がある。

ウ 家庭における地球温暖化対策の推進

家庭部門は温室効果ガスの排出量が増加しており、省エネルギー型のライフスタイルの普及、さらにはエネルギー消費の少ない機器（家電製品等）への更新により脱温暖化の推進を図る必要がある。市民との接点の多い本市の果たす役割は大きく、市民にとって、脱温暖化とともに、経済的にも効果が実感できるよう対策を進めていく必要がある。

エ 自動車交通対策の推進

運輸部門は、温室効果ガス排出量は減少しており、車両保有台数も近年横ばい傾向にあるが、市全体の温室効果ガス排出量の約4分の1を占めており、引き続き温室効果ガス排出の抑制を図る必要がある。

オ 森林吸収の促進

本市の森林面積は市全体の面積の約4分の3(約6.1万ヘクタール)を占める。森林整備を推進することは、森林吸収とともに、林業の振興と木造建築物づくりにも寄与することを踏まえて積極的に取り組む必要がある。

(2) 自然エネルギー・未利用エネルギーの利用促進

ア 施策展開の背景

国は京都議定書目標達成計画において、「新エネルギー対策の推進（バイオマス熱利用・太陽光発電等の利用拡大）」として自然エネルギー等の導入量を原油換算で最大1,910万キロリットル（一次エネルギー供給比で約3%）と見込み、4,730万トン（基準年排出量1,261百万トンの3.8%）の温室効果ガスの削減を目指している。平成17年度の新エネルギー導入状況は、原油換算で1,158万キロリットルであり、一次エネルギー供給比で2.0%程度となっている（総合資源エネルギー調査会需給部会（第3回）配付資料）。

本市は、盆地地形であるとともに海岸を持たず、風速が弱いことから風力発電は適さないため、石油等の代替エネルギーとして利用可能な自然エネルギーであるバイオマスエネルギー、太陽エネルギー等とともに、ごみ焼却余熱等の未利用エネルギーの活用に取り組んでいる。

「バイオマスエネルギーの活用促進」「住宅用太陽光発電システム設置助成制度」「ごみ発電」については、地球温暖化対策計画において、次のとおり目標を定めている。

■京都市地球温暖化対策計画における行動（施策）目標と削減目標

施策名	行動目標	削減目標量
バイオマスエネルギーの活用促進	平成17年度末約1,000箇所の回収拠点を平成22年度までに1,500箇所に拡大し、使用済みてんぷら油のバイオディーゼル燃料化を推進する。	4,000t-CO ₂ /年
住宅用太陽光発電システム設置助成制度	住宅に限定していた助成対象を共同住宅にも拡大し、毎年150件の太陽光発電設備の設置を目指す。	1,500t-CO ₂ /年
ごみ発電	北部クリーンセンターに高効率のごみ発電設備（最大8,500kW）を導入する。	78,000t-CO ₂ /年

イ 主要施策の状況

(ア) 住宅用太陽光発電システム普及促進事業

住宅向けの太陽光発電の普及を図るため、導入設備容量に応じた助成金を交付している。平成15年度からNEF（新エネルギー財団）が実施する助成に上乗せを行うものとして開始したものであるが、NEFの助成が平成17年度で終了した後、平成18年度からは本市単独で助成を行っている。

また、平成18年度からは助成の対象を戸建住宅だけでなく、共同住宅にも広げた。平成19年度の助成実績は、導入設備数が191件（平成15年度からの累積は915件）であり、導入設備容量は555kW（平成15年度からの累積は2,979kW）であった。助成を受けた太陽光発電設備の発電による温室効果ガス排出量の削減効果は、年間1,127トンである。

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
導入設備数（件）	173	155 (328)	172 (500)	224 <0> (724)	191 <2> (915)
導入設備容量（kW）	576	527 (1,103)	581 (1,684)	740 (2,424)	555 (2,979)
二酸化炭素排出量削減効果（t-CO ₂ ）	218	199 (417)	220 (637)	280 (917)	210 (1,127)

※事業は平成15年度から。また、（ ）内の数値は累積値。

※< >内の数値は、共同住宅への助成件数（内数）。

※二酸化炭素排出量削減効果については、設備容量1kW当たりの年間発電量を1,000kWhとし、排出係数は0.378kg-CO₂/kWhを用いている。

(イ) 公共施設への自然エネルギー利用設備等導入

本市では、公共施設の構想・計画段階における建築デザインの指針を定めた「京都市公共建築デザイン指針」などにより、太陽光発電、太陽熱利用などの「自然エネルギー利用」及びコジェネレーションや燃料電池などの「エネルギーの効率的利用」を行う設備の率先的な導入を推進している。

太陽光発電については、平成19年度に右京区総合庁舎（サンサ右京）の整備に伴い98kWの太陽光発電設備を導入したこと等により、導入設備容量（累積）は835kW（温室効果ガス排出量削減効果は年間316トン）とな

っている。そのうち、京都市公共建築デザイン指針による太陽光発電導入設備容量 (kW) は 695.5kW (温室効果ガス排出量削減効果は年間 262.9 トン) である。

	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度
京都市公共建築デザイン指針による太陽光発電導入施設数 (件)	5 (35)	3 (38)	4 (42)	3 (45)	3 (48)
京都市公共建築デザイン指針による太陽光発電導入設備容量 (kW)	15 (403.4)	9 (412.4)	16.6 (429)	253 (682)	13.5 (695.5)
京都市公共建築デザイン指針による太陽光発電の導入に伴う CO ₂ 排出削減量 (t-CO ₂)	152.5	155.9	162.2	257.8	262.9
公共施設における太陽光発電導入設備容量 (指針対象外も含む) (kW)	33 (431)	10 (441)	25 (466)	286 (752)	83 (835)
公共施設における太陽光発電の導入に伴う CO ₂ 排出削減量 (指針対象外も含む) (t-CO ₂)	163	167	176	284	316

※導入に伴う CO₂ 排出量削減効果については、設備容量 1kW あたりの年間発電量を 1,000kWh とし、排出係数は 0.378kg-CO₂/kWh を用いている。

※ () 内の数値は、累積値

(ウ) 使用済みてんぶら油の回収とバイオディーゼル燃料の精製・利用
家庭、レストラン等から使用済みてんぶら油を回収し、ディーゼル車用燃料に転換するバイオディーゼル燃料化事業を平成 8 年 10 月から実施している。平成 9 年から家庭系の使用済みてんぶら油のモデル回収を開始し、回収拠点を拡大する取組を進めている。平成 9 年 11 月から 100% バイオディーゼル燃料を全てのごみ収集車に利用するとともに、平成 12 年 4 月からは一部の市バスの燃料としても利用している。平成 16 年 6 月からは、日量 5,000 リットルの燃料化プラントを稼働している。

平成 19 年度実績は、使用済みてんぶら油回収拠点数が 1,202 箇所、回収量約 161 キロリットルである。バイオディーゼル燃料精製量は 1,515 キロリットルであり、これを全ごみ収集車約 170 台及び市バス 93 台に供給し、

温室効果ガス排出量削減効果は 3,969 トンとなっている。前年度に比べて精製量が減少しているが、これはごみ減量施策の結果、収集に伴う燃料使用量が減少したことによるものである。

	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度
使用済みてんぷら油回収拠点数（箇所）	825	864	956	1,013	1,202
家庭からの使用済みてんぷら油回収量（L）	128,118	125,276	127,158	149,382	160,897
バイオディーゼル燃料精製量（kL）	—	1,357	1,651	1,620	1,515
二酸化炭素排出量削減効果（t-CO ₂ ）	—	3,555	4,326	4,244	3,969

※二酸化炭素排出量削減効果は、バイオディーゼル燃料が軽油を代替することによる削減効果を示しており、排出係数は 2.62t-CO₂/kL を用いている。

(エ) ごみ発電

本市では、ごみ焼却時の余熱を用いて発電を行っている。東部クリーンセンターの 8,000kW (4,000kW×2 基), 南部クリーンセンターの 8,800kW, 東北部クリーンセンターの 15,000kW に加え、平成 18 年度は北部クリーンセンターにおいて 8,500kW の発電設備を設置した。

平成 19 年度実績は、総発電量が 213,578 千 kWh, 温室効果ガス排出量削減効果が 80,732 トンとなっており、そのうち、化石燃料に依存しないバイオマス由来の発電量及び二酸化炭素削減効果は、それぞれ 133,664 千 kWh, 50,525 トンである。なお、電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（RPS 法）に基づき、電気事業者に供給した新エネルギー量は、売電量に占めるバイオマス分に相当し、46,770 千 kWh である。

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
総発電量 (千 kWh)	171,146	176,582	196,533	212,872	213,578
	(t-CO ₂)	64,693	66,748	74,289	80,466
うちバイオ マス由来 (千 kWh)	101,386	97,506	119,787	121,921	133,664
	(t-CO ₂)	38,724	36,857	45,280	46,083
売電量 (千 kWh)	47,036	50,258	62,974	75,563	74,343
	(t-CO ₂)	17,780	18,997	23,804	28,563
うちバイオ マス由来 (千 kWh)	28,215	27,853	37,933	43,236	46,770
	(t-CO ₂)	10,665	10,529	14,339	16,343
					17,679

※単位(t-CO₂)は、発電による二酸化炭素排出量削減効果であり、排出係数として0.378kg-CO₂/kWhを用いている。

※バイオマス由来とは、ごみに含まれている紙類、厨芥類、草木類及び布類の4品目からの熱による発電又は売電量のことである。

※対象施設：東北部クリーンセンター、北部クリーンセンター、南部クリーンセンター第一工場、東部クリーンセンター

(オ) その他

生ごみ等のバイオガス化技術実証研究を平成11年度から行っており、平成19年度からは市庁舎ゼロ・エミッション活動の生ごみ等に加えて、学校給食ごみを受け入れるとともに環境省の委託事業「京都バイオサイクルプロジェクト」と連携し、バイオガス化技術の高度化に向けた実証研究に取り組んでいる。また、市域におけるバイオマスの賦存量等の調査や生ごみ等の分別・リサイクルの検討を行っている。

ウ 関連取組状況

(ア) 「おひさま発電所」(特定非営利活動法人きょうとグリーンファンド)

市民レベルで節電・省エネルギーの実践に取り組み、その節電量に相当する額を『おひさま基金』に寄付していただき、地域の教育や福祉に関する公共性の高い施設に太陽光発電システムを設置するものである。「特定非営利活動法人きょうとグリーンファンド」が実施しており、市内の幼稚園や保育園を中心に、これまでに計11基のおひさま発電所が設置されている。

(イ) 「京グリーン電力証書制度」（京のアジェンダ 21 フォーラム）

地産地消による太陽光発電の普及を目指し、「おひさま発電所」で作られた電力のうち、自家消費分に含まれる環境付加価値をグリーン証書として市内の事業者等に発行・販売し、その代金を新たな自然エネルギーの普及に役立てる制度である。京のアジェンダ 21 フォーラムが認証機関となり、平成 19 年度から試行的に開始した。

平成 19 年度実績は 2 件であり、合計 3,800kWh 分の証書を発行した。

(ウ) 自然エネルギー・マップ（京のアジェンダ 21 フォーラム）

京のアジェンダ 21 フォーラム（自然エネルギー・ワーキンググループ）では、おひさま発電所をはじめ、公共施設、事業所、店舗などでの自然エネルギー利用の取組を調査・把握し、それらをインターネットで閲覧可能な電子地図上に図示している（きょうと自然エネルギー・マップ）。現在 100 件以上の情報が掲載されている。

（<http://ma21f.jp/ecomap/remaps.html>）

(エ) NEF、NEDO 等による助成実績

NEF（新エネルギー財団）では家庭用太陽光発電設備の設置に係る助成を平成 17 年度まで行っていた。また、NEDO（新エネルギー・産業技術総合開発機構）では主として事業者向けの太陽光発電などの助成事業を行っていた。NEF、NEDO の助成によって導入された実績の一部は、市町村別にインターネットで公開されており、NEF による平成 17 年度までの本市内における家庭用太陽光発電助成実績（本市が上乗せで助成したものも含む。）は 1,397 件、設備容量 4,785kW（年間温室効果ガス排出量削減効果 1,809 トン）となっている。

エ 施策実施状況のまとめと評価

自然エネルギー及び未利用エネルギーの利用促進については、本市は、地勢・地形上風力発電は適さないことから、本市所有の公共施設への自然エネルギー設備の導入のほか、平成8年度からバイオディーゼル燃料化事業を、平成15年度から太陽光発電の促進のための助成事業を実施し、さらに新しいバイオマスの利活用に向けた調査・研究を進めている。

地球温暖化対策計画において、「バイオマスエネルギーの活用促進」「住宅用太陽光発電システム設置助成制度」「ごみ発電」については、温室効果ガス排出削減量の目標値を定めており、平成19年度は、バイオマスエネルギーの活用促進については、年間目標値4,000トンに対して3,969トンとほぼ目標を達成しており、ごみ発電についても年間目標値78,000トンに対して80,732トンと目標を上回っている。また、住宅用太陽光発電システム設置助成制度では、平成15年度から19年度の5年間で1,127トンの実績を挙げており、平成22年度の目標値である1,500トンの達成が可能であると見込まれる。

平成19年度の自然エネルギー等利用促進によるCO₂削減量は上記のほか、本市の公共施設への自然エネルギー設備の導入による316トンを加えて、合計は約8.6万トンである。

自然エネルギー・未利用エネルギーの利用を促進するためには、「おひさま発電所」など市民による自然エネルギーを利活用したグリーン電力制度などの仕組みの拡充が必要である。

なお、太陽光発電の普及状況については、電気事業者から情報提供を受けることができるよう働きかけ、市民や事業者による導入の促進につなげていくこととする。

(3) 事業者における地球温暖化対策の推進

ア 施策展開の背景

2006（平成18）年における京都市全体の温室効果ガス排出量は773万トン、二酸化炭素排出量は745万トンであるが、そのうち事業者に関わるものは、産業部門が126万トン（市全体の二酸化炭素排出量の17.0%）、民生・業務部門が197万トン（同26.5%）であるほか、運輸部門182万トン（同24.4%）の一部分も該当する。1990（平成2）年からの推移を見ると、産業部門は1990（平成2）年に208万トンであったものが126万トンに減少（39.4%の減少）したもの、民生・業務部門では168万トンから197万トンに増加（17.3%の増加）している。

国全体の1990（平成2）年と2006（平成18）年の部門別の二酸化炭素排出量を見ると、産業部門では482百万トンが460百万トン（4.6%の減少）に、業務その他部門（民生・業務部門に相当）が164百万トンから229百万トン（39.5%増加）となっており、本市同様、産業部門が減少し、業務部門が増加しているという傾向を示している。

本市では、条例により、一定規模以上の温室効果ガスを排出する事業者（特定事業者）に対し、温室効果ガス排出量の削減計画の策定と実績の報告を求めており。当該制度導入当初における特定事業者全体の平成18年度の排出量は約216万トンであり、2006（平成18）年の本市全体の温室効果ガス排出量773万トンのおよそ28%に当たる。

なお、京都市役所は、この特定事業者に該当しており、「京都市役所CO₂削減アクションプラン」に基づき、温室効果ガスの排出削減を率先して進めている。

地球温暖化対策計画においては、「特定事業者排出量削減計画書」と「KES認証取得事業所の拡大」について施策の目標を定めており、削減目標量は合わせて168,500トンである。

■京都市地球温暖化対策計画における行動（施策）目標と削減目標

施策名	行動目標	削減目標量
特定事業者排出量削減計画書	特定事業者排出量削減計画書に基づく取組の推進により、温室効果ガスの排出を抑制する。	160,000t-CO ₂ /年
KES 認証取得事業所の拡大	KES 認証取得事業所（市内）を平成 22 年までに 850 件に拡大する。	8,500t-CO ₂ /年

イ 主要施策の状況

(ア) 特定事業者排出量削減計画書

条例では、一定規模以上の温室効果ガスを排出する事業者（特定事業者）に対し、特定事業者の要件を満たした年度の翌年度から 3 年間で取り組む温室効果ガス排出量削減のための措置、削減目標等を記載した計画書（特定事業者排出量削減計画書）を作成し、提出することを義務付けている。

また、特定事業者に対し、計画期間中の年度ごとに計画書に記載された目標の達成状況を記載した報告書（特定事業者排出量削減報告書）を作成し、提出することを義務付けている。

特定事業者の要件は次のとおりである。市内にあるすべての事業所でのエネルギー使用量の合計で判断しており、1 事業所ではエネルギー使用量が少ない場合でも、特定事業者となりうることが特徴となっている。

- ・大規模エネルギー使用事業者（原油換算 1,500 キロリットル以上）
- ・大規模運送事業者（トラック又はバス 100 台以上、タクシー 150 台以上、鉄道車両 150 両以上）
- ・その他の温室効果ガスの大規模排出事業者（二酸化炭素換算 3,000 トン以上）

制度導入当初から特定事業者としての要件を満たし、計画書及び報告書提出の対象となっている「平成 17 年度特定事業者」は、移転等により要件を満たさなくなった事業者を除き、141 事業者である。

また、平成 18 年度特定事業者（平成 17 年度のエネルギー使用量が要件に該当した事業者）は 5 事業者、平成 19 年度特定事業者（平成 18 年度の

エネルギー使用量が要件に該当した事業者) は 3 事業者となっており、平成 19 年度の排出量実績について、報告書提出の対象となる事業者は合計 149 事業者である。

(平成 17 年度特定事業者について)

平成 17 年度特定事業者の温室効果ガス排出量の推移を全体としてみると、基準年度である平成 16 年度は約 217 万トンであったのに対し、平成 17 年度は取組初年度で、また半年間の取組であったことから約 3,000 トン (0.2%) 増加したが、平成 18 年度は 4.5 万トン (2.1%) の減少、更に計画最終年度である平成 19 年度は 13.3 万トン (6.1%) の減少と、排出量削減に向けた取組が着実に進められている。

■平成 17 年度特定事業者の温室効果ガス排出量の推移

(計画期間：平成 17～19 年度、単位：万 t-CO₂)

業種区分	事業者 数	基準年度実績値 平成 16 年度	計画期間		
			平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
製造業	40	72.3	72.5 (+0.4%)	68.7 (-5.0%)	63.0 (-12.8%)
運輸業	30	40.4	40.8 (+0.9%)	41.1 (+1.6%)	41.1 (+1.6%)
商業・サービス業	71	104.6	104.3 (-0.3%)	103.1 (-1.5%)	99.9 (-4.5%)
合計	141	217.3	217.6 (+0.2%)	212.8 (-2.1%)	204.1 (-6.1%)

※ () 内は平成 16 年度実績値からの削減率。

業種別にみると、製造業では省エネルギー型機器の導入や燃料転換などの取組により、平成 19 年度実績で 9.3 万トン (12.8%) と計画を上回る削減となった。

運輸業では、低燃費車の導入やエコドライブの取組による削減が進んでいるものの、取扱荷量の増加や市内乗降客数の増加などにより、1.6% 排

出量が増加した。

商業・サービス業では、事業拡大による総排出量が増加する一方で、適正な冷暖房や消灯の実施などの省エネ活動とともに、高効率の省エネルギー機器の導入などの取組による削減が進められ、4.5%の減少となった。

平成17年度特定事業者の計画達成状況を業種ごとにみると、141事業者中87事業者（62%）が平成16年度（基準年度）より排出量を減少させており、削減計画を達成した事業者は、141事業者中79事業者（56%）であった。

排出量では、全体として計画を上回る削減がなされている。

■平成17年度特定事業者の計画達成状況（計画最終年次：平成19年度）

業種区分	事業者数	排出量合計（万t-CO ₂ ）		計画の達成状況（事業者数）		基準年より排出量を削減した事業者数
		計画値	実績値	達成	未達成	
製造業	40	67.2 (-7.1%)	63.0 (-12.8%)	22 <55%>	18 <45%>	26 <65%>
運輸業	30	40.2 (-0.7%)	41.1 (+1.6%)	17 <57%>	13 <43%>	18 <60%>
商業・サービス業	71	99.0 (-5.4%)	99.9 (-4.5%)	40 <56%>	31 <44%>	43 <61%>
合計	141	206.3 (-5.1%)	204.1 (-6.1%)	79 <56%>	62 <44%>	87 <62%>

※（ ）内は、基準年度実績値（平成16年度）からの削減率。

※< >内は、各業種区分における達成率又は未達成率。

※排出量削減件数とは、基準年度の平成16年度から排出量を削減した件数をいう。

製造業では、40事業者中22事業者（55%）が計画を達成している。また、26事業者（65%）が基準年度より削減していた。計画未達成の事業者は18事業者（45%）であったが、そのうち7事業者は基準年度より排出量を削減していた。また、基準年度よりも増加する計画となっていた事業者は8事業者あったが、そのうち2事業者は基準年度より排出量を削減して

いた。

運輸業では、30事業者中17事業者（57%）が計画を達成している。また、18事業者（60%）が基準年度より削減していた。計画未達成の事業者は13事業者（43%）であったが、そのうち3事業者は基準年度より排出量を削減していた。なお、基準年度よりも増加する計画となっていた事業者は6事業者あったが、そのうち3事業者は基準年度より排出量を削減していた。排出量の削減の主な理由は、輸送効率の向上であると考えられる。

商業・サービス業では、71事業者中40事業者（56%）が計画を達成している。また、43事業者（61%）が基準年度より削減していた。計画未達成の事業者は31事業者（44%）であったが、そのうち10事業者は基準年度より排出量を削減していた。なお、基準年度よりも増加する計画となっていた事業者は12事業者あったが、そのうち4事業者は基準年度より排出量を削減していた。

（平成18年度及び平成19年度特定事業者について）

平成18年度特定事業者及び平成19年度特定事業者の平成19年度における排出状況は次表に示すとおりである。

■平成18年度特定事業者の温室効果ガス排出量の推移

（計画期間：平成18～20年度、単位:t-CO₂）

区分	事業者数	平成17年度 (基準年度実績値)	平成18年度 (実績値)	平成19年度 (実績値)	平成20年度 (計画値)
製造業	1	3,228	3,352 (+3.9%)	3,409 (+5.6%)	3,090 (-4.3%)
商業・サービス業	4	12,427	12,178 (-2.0%)	12,330 (-0.8%)	11,970 (-3.7%)
合計	5	15,655	15,530 (-0.8%)	15,739 (+0.5%)	15,060 (-3.8%)

※（ ）内は平成17年度実績値からの削減率。

■平成 19 年度特定事業者の温室効果ガス排出量の推移

(計画期間：平成 19～21 年度、単位：t-CO₂)

区分	事業者数	平成 18 年度 (基準年度実績値)	平成 19 年度 (実績値)	平成 21 年度 (計画値)
商業・サービス業	3	13,972	14,143 (+1.2%)	13,634 (-2.4%)
合計	3	13,972	14,143 (+1.2%)	13,634 (-2.4%)

※ () 内は平成 19 年度実績値からの削減率。

(イ) 事業者への削減指導等

特定事業者に対しては、排出量削減計画策定時に基本方針や実施体制、計画項目等について指導、助言を行うとともに、削減計画の確実な達成に向けて事業所訪問による調査を実施している。平成 19 年度は、22 事業者の訪問調査を行い省エネ対策について助言を行った。

また、平成 19 年度からは省エネ診断事業を開始し、商業サービス業を中心 7 事業者に対し、エレベータの運転台数制限等の運転管理面での改善、ファン類への省エネベルトの採用や空調機、ボイラ、変圧器の更新を行った場合等のエネルギー及び CO₂ 削減効果を具体的に提案するなど、事業者の排出削減対策の促進を図っている。

(ウ) 環境マネジメントシステムの導入・運用の推進

本市では、環境マネジメントシステムの普及拡大を図るため、ISO14001 のほか、中小企業でも取り組める京都発の環境マネジメントシステム規格である KES (KES・環境マネジメントシステム・スタンダード) の普及促進に取り組んでいる。

平成 17 年度から市内の中小企業へ KES の取組を紹介する説明会を、京都商工会議所、京都工業会、京都府と協働で開催しており、平成 19 年度は、説明会を 3 回 (78 名参加) 開催し、年度末における市内の KES 認証取得事業所は 521 件となっている。

また、本市内事業者の ISO14001 の認証取得・維持のために、同規格や環境関連法令の改正内容等についての相談業務を行っており、平成 19 年度の相談件数は 82 件であった。

さらに、本市では、これら事業者の環境マネジメントシステムの導入拡大に向けて、本市の公共工事や設計業務等において、競争入札に参加する有資格者に対する格付けを行う際、ISO14001 又は KES 認証取得者へ、評価点数を加算する取組を行っている。

	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度
KES 認証取得市内事業所数 (件)	131	171	264	439	521
ISO14001 導入に関する相談件数 (件)	50	61	79	89	82
ISO14001 取得府内事業所数 (件)	256	302	353	396	430

(エ) 特定建築物排出量削減計画書

条例に基づき、一定規模（延べ床面積が 2,000m²）以上の建築物には、新・増築時の計画段階から省エネルギーに取り組んでいただくために、「特定建築物排出量削減計画書」の提出を義務付けている。

平成 19 年度は 93 件の削減計画書が提出され、平成 17 年 10 月の制度開始から 218 件の削減計画書が提出された。内訳としては共同住宅が 112 件と最も多い。

(オ) 市の率先実行

京都市では、率先実行計画である「京都市役所 CO₂ 削減アクションプラン」に基づき事務事業における温室効果ガス排出量の削減に取り組んでいる。

目標値及び平成 19 年度の実績については、「3 率先的取組の推進（京都市役所 CO₂ 削減アクションプランの取組状況）」に記載している。

ウ 関連取組状況

KES・環境マネジメントシステム・スタンダードの推進

「KES・環境マネジメントシステム・スタンダード」(以下「KES」という。)は、中小企業でも取り組める環境マネジメントシステムとして、京のアジェンダ21フォーラムで策定したものである。KESはISO14001と同様の環境マネジメントシステムの規格でありながら、内容や表現を平易にし、あらゆる規模・業種の組織(企業・自治体・学校・家庭等)で取り組める2段階の規格を有している。

KES取得者のうち、エネルギー使用の効率化に取り組んだ503事業所の活動の結果を集計したところ、年間・事業所当たり約11.6トンの二酸化炭素が削減されたことが公表されており、その有効性が実績で示されている。

なお、KES認証事業は、平成19年4月から運営組織を法人化した「特定非営利活動法人KES環境機構」において取り組まれている。

エ 施策実施状況のまとめと評価

条例で、大規模事業者に「特定事業者排出量削減計画書」及び「同報告書」の提出を義務付けており、自主的な取組の促進を図っている。また、中小企業を中心にKESの取得支援を進めるなど環境マネジメントシステム導入の促進を図っている。

特定事業者については、「平成17年度特定事業者」は、第1期目の計画期間を終え、基準年に比べ6.1%削減し、目標(5.1%削減)を上回る実績となっており、事業者の自主的削減取組を促す本制度の効果が表れている。

なお、平成19年度末に「特定事業者排出量削減指針」を改正し、事業拡大等により排出量の増加が避けられない事業者は、エネルギー使用効率の改善の取組を評価できるようにするため、「特定事業者排出量削減計画書」に原単位排出量の記載が併記できるように改正し、実効ある排出削減の促進を図っている。

中小事業者については、KES認証取得の促進のほか、平成20年度から

「中小事業者省エネ総合サポート事業」を開始し、排出削減の取組を支援している。

また、排出量が増加している民生・業務部門については、商業・サービス業に係る特定事業者のエネルギー使用効率の改善、環境マネジメントシステムの導入の拡大、省エネ型建築物の普及に向けた施策の充実を検討する。

(4) 家庭における地球温暖化対策の推進

ア 施策展開の背景

2006（平成18）年における京都市全体の温室効果ガス排出量は773万トン、二酸化炭素排出量は745万トンであるが、そのうち市民生活に関わるものは、民生・家庭部門が212万トン（市全体の二酸化炭素排出量の28.4%）であるほか、運輸部門182万トン（同24.4%）、廃棄物部門27.8万トン（同3.7%）の一部分も該当する。1990（平成2）年からの推移を見ると、民生・家庭部門は1990（平成2）年に174万トンだったものが212万トンと21.8%増加している。国全体の1990（平成2）年と2006（平成18）年の部門別の二酸化炭素排出量を見ると、家庭部門では127百万トンが166百万トン（30.0%増加）となっており、本市を大幅に上回る増加となっている。

地球温暖化対策計画においては、環境家計簿の取組等「普及啓発」について施策目標を定めており、削減目標量は12万トンである。

■京都市地球温暖化対策計画における行動（施策）目標と削減目標

施策名	行動目標	削減目標量
普及啓発	環境家計簿の取組等、普及啓発を推進することにより、家庭から排出される二酸化炭素の排出量の削減を目指す。	120,000t-CO ₂ /年

イ 主要施策の状況

(ア) 環境家計簿事業

民生・家庭部門からの温室効果ガス排出量の削減を目的に、平成 10 年度から環境にやさしい生活（エコライフ）へ誘導する「環境家計簿」運動を展開している。「環境家計簿」とは、家庭における環境配慮行動の実施状況とエネルギー消費量（電気、ガス、ガソリン）及び水道使用量、ごみ量を記録し、自らの生活において必要とされる行動と排出される温室効果ガスの量を把握することで、家庭における温室効果ガス排出量の削減及び環境意識の高揚を目指すものである。本市では、「家計のダイエット（簡易版環境家計簿）」、「京都市エコライフチャレンジ（環境家計簿冊子）」を作成し、普及啓発に努めている。なお、取組状況を本市に郵送すると、診断結果を返送することとしている。

平成 18 年度からは、「Save（減らす）」「Select（選ぶ）」「Shift（切り換える）」を段階的に実施していくことに主眼を置いた冊子「京都市エコライフチャレンジ（環境家計簿冊子）」に改定し、内容の充実を図った。

平成 19 年度の取組状況は、簡易版の取組数 1,906 世帯、冊子取組数 174 世帯、併せて 2,080 世帯である。

	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度
環境家計簿取組数（世帯）	1,865 (6,381)	1,045 (7,426)	694 (8,120)	1,506 (9,626)	2,080 (11,706)

※平成 10～14 年度取組数：4,516 世帯

※（ ）内の数値は、累積値

(イ) こどもエコライフチャレンジ推進事業

将来を担う子ども達の環境教育を進めるとともに、子どもを持つ家庭において子どもの視点からのライフスタイルの見直しと行動の実践を促すため、子ども向けの環境家計簿事業である「こどもエコライフチャレンジ推進事業」を平成17年度から実施している。家庭での取組期間を夏休みに設定して、事前に学習会を実施するとともに、フォローアップとして、提出された「こどもエコライフチャレンジ」冊子をもとに各児童及びその家庭における取組について、アドバイスや評価を行っている。

平成17年度に試行的に開始し、順次取組学校数の拡大を図っており、平成19年度は11校にて実施した。

	17年度	18年度	19年度
取組学校数	1	3	11
こどもエコライフチャレンジ取組者数（世帯）	130	250 (380)	900 (1,280)

※（ ）内の数値は、累積値

(ウ) 京からエコライフ宣言事業

市民に「不要な冷房を控える」など家庭で身近に取り組める地球温暖化対策の実践を宣言いただくことで、「理解から行動へ」と取組を促す事業で、平成19年度から開始した。

より多くの市民に地球温暖化対策を実践していただくこと、すなわち、「幅広い市民の参加」を主眼に置き、このため、宣言項目は比較的容易に取り組める内容としたうえ、家庭での地球温暖化対策に一層取り組んでいただけるよう、環境家計簿等の情報を提供し、ステップアップを促すものである。

平成19年度から平成22年度までの4年間で、15万人の参加を目標に掲げ、平成19年度末現在で、参加者数（宣言者数）は、119,105人である。

(エ) CO₂ 排出量 10% 削減モデル事業

個々の家庭だけでなく、地域が一体となって温室効果ガスの削減を行う活動の促進と支援を目的に平成 19 年度から新たに開始した事業である。

具体的には、電気の使用量をその場で表示する計器を各家庭に取り付けて、その効果について意見交換や専門家の助言による学習会などを行い、地域社会での省エネ対策に関する理解を深めていただくものである。

平成 19 年度は、北区の大宮学区、右京区の御室学区及び山科区の勧修学区の 3 学区で合計 46 世帯で取り組み、省エネ活動前後で 6% の節電実績が得られた。

(オ) 省エネラベルの普及等

家庭からの温室効果ガス排出量の削減に寄与する家電製品購入を選択することができるよう、京のアジェンダ 21 フォーラムを中心に、市民、市民団体、家電販売店等によって、製品の省エネ性能を表示し情報提供する「省エネラベル」を発案し、普及を進めてきている。更に、条例において、販売者に対し家電製品（エアコン、電気冷蔵庫、テレビ）の省エネラベルの表示を義務付けている。

地域における省エネラベル運動の高まりを受け、省エネ法の改正が行われ、平成 18 年 10 月から国における統一省エネラベル制度が始まった。

(カ) ごみ減量化の推進

家庭ごみの減量化を目指す有料指定袋制や平成 19 年 10 月実施のプラスチック製容器包装の分別回収全市拡大により、ごみの減量を進めた結果、平成 19 年度における本市クリーンセンター等廃棄物処理事業からの温室効果ガス排出量は、平成 16 年度と比べ 23,300 トン（13.1%）減少した。

また、平成 19 年 1 月から、事業者（スーパー・マーケット、商店街等小売店）、京都市ごみ減量推進会議等の市民団体、京都市レジ袋有料化推進懇談会及び京都市の 4 者による「京都市におけるマイバッグ等の持参促進及び

レジ袋削減に関する協定」の締結を進め、マイバッグの持参とレジ袋の削減を図る活動を推進している。京都市レジ袋有料化推進懇談会の報告書によると、こうした活動のもと、平成19年度に家庭ごみとして排出されたレジ袋は平成16年度比で約2億枚（約40%）削減されたと推計しており、その二酸化炭素排出量の削減効果は4,340トンである。

	平成19年1月	平成19年4月	平成19年10月
事業者数	3事業者	5事業者	2事業者
店舗数	16店舗、1商店街	6店舗、1商店街	5店舗
市民団体数	8団体	12団体（うち新規4）	13団体（うち新規1）

ウ 関連取組状況

(ア) 脱温暖化行動キャンペーン2008（脱温暖化行動キャンペーン京都ネットワーク）

京都を挙げて、市民・府民や事業者の積極的な参加のもと、地球温暖化防止の取組を進める目的で、京都議定書が発効した2月の1か月間、「脱温暖化行動キャンペーン2008」を実施した。

実施主体は、本市のほか、京都府、京都商工会議所、社団法人京都工業会、京のアジェンダ21フォーラム、京エコロジーセンターなど8団体から成り、一斉消灯を呼びかける「京都一斉ライトダウン」の実施や、「脱温暖化パートナーシップフォーラム」において、環境保全活動を実践している団体からの発表や意見交換を行ったほか、キャンペーン期間中、各主体がそれぞれ地球温暖化防止に資する催しに取り組んだ。

(イ) 省エネ相談所（京のアジェンダ21フォーラム）

京都市内の区役所・支所や商業施設、イベント会場において省エネ相談所を設置し、家庭における省エネ相談会を実施した。（929名）

(ウ) 省エネ学習会の実施（京エコロジーセンター）

京エコロジーセンターにおける地域活動支援事業として、京エコロジー

センターの環境ボランティア「エコメイト」と「京エコサポーター」（エコメイト修了者を中心とした活動普及員）が講師となり、省エネ学習会を実施している。平成19年度は37回開催し、966名の参加があった。また、ごみ減量に関する講座について京都商工会議所との共同で実施するとともに、「エコメイト」と「京エコサポーター」が自主的にグループを立ち上げ、高速道路のり面緑化や、幼児から小学低学年向けの環境教育プログラムの作成などの活動を行っている。

エ 施策実施状況のまとめと評価

家庭を対象とした地球温暖化対策の取組について、本市では環境家計簿事業を核として、事業を進めている。環境家計簿事業は平成10年度から実施しており、平成19年度までの10年間に延べ11,706世帯に取り組まれている。

平成19年度からは、家庭部門の対策を強化するため、「京からエコライフ宣言」「CO₂排出量10%削減モデル事業」を開始するとともに、「こどもエコライフチャレンジ推進事業」を拡大し、家庭における対策を多角的に推進している。

市民の取組を支援するこれらの対策を引き続き拡充していくほか、省エネルギー型製品を選択するため、事業者と連携して、情報提供の充実に努めるとともに、省エネ手法や助成制度などについての相談ができる「省エネ相談所」事業を今後も京のアジェンダ21フォーラム等と連携のうえ拡充していく必要がある。太陽光発電設備の設置や省エネ住宅の建設等の相当の設備投資が伴う対策については、国における政策の動向を踏まえ、省エネルギー志向の暮らしを実施する市民にメリットがある制度を検討していくこととする。

(5) 自動車交通対策の推進

ア 施策展開の背景

運輸部門の二酸化炭素排出量は、全国では1990（平成2）年の217百万トンから、2006（平成18）年には254百万トンへと16.7%の増加になっているのに対し、本市では1990（平成2）年の201万トンに対して、2006（平成18）年には182万トンと9.5%の減少となっている。

また、全国での自動車保有台数が、1990（平成2）年に60.5百万台から2006（平成18）年には79.2百万台へと18.7百万台増加（30.9%）する中、本市の自動車保有台数は1990（平成2）年の56.0万台から2005（平成17）年には62.1万台へと6.1万台の増加（10.9%）にとどまっている。

本市の車種構成の推移の特徴としては、道路運送車両法における「普通乗用車」が大幅に増加するとともに、「軽自動車」も増加している。一方、「小型乗用車」と「小型貨物車」は減少している。また、本市における低公害車（電気、天然ガス、ハイブリッド自動車）の導入台数については、2006（平成18）年度において3,617台となっており、このうちハイブリッド自動車が最も多く3,186台を占めている。

市内の交通状況については、パーソントリップ調査（市内の移動における）による交通分担率を見ると、1980（昭和55）年から2000（平成12）年の20年間でバス、徒歩の割合が減少し、二輪、自動車、鉄道が増加している。2000（平成12）年の交通分担率を京阪神3都市、東京都市圏などと比較すると、本市の特徴としては、鉄道の割合が低く、バス、二輪の占める割合が大きい。

本市への観光客の入洛交通手段をみると、乗用車の占める割合及び実数は1990（平成2）年の38.7%，15,828千人から2006（平成18）年度は29.3%，14,178千人と減少しているものの、近年では、乗用車での入洛者の実数は増加傾向にある。

また、都心地区への交通手段調査をみると、平日に比べ休日の自動車利用が大きくなっていることが特徴として挙げられる。

地球温暖化対策計画においては、「エコドライブ推進者の拡大」、「地下鉄東西線（二条～太秦天神川間）の延伸」について施策目標を定めており、削減目標量は合わせて 16,900 トンである。

■京都市地球温暖化対策計画における行動（施策）目標と削減目標

施策名	行動目標	削減目標量
エコドライブ推進者の拡大	エコドライブ推進者を平成 22 年までに 600 人に拡大する。（平成 17 年度末 330 人。〈推進者 1 人が 5 名を教育〉）	8,500t-CO ₂ /年
地下鉄東西線（二条～太秦天神川間）の延伸	平成 19 年度完成を目指す。〈マイカー使用者が地下鉄にシフト〉	8,400t-CO ₂ /年
特定事業者排出量削減計画書（再掲）	特定事業者排出量削減計画書に基づく取組の推進により、温室効果ガスの排出を抑制する。	160,000t-CO ₂ /年

イ 主要施策の状況

(ア) 利用交通機関のシフト

(市バス、地下鉄等の利用促進)

バス停で市バスの接近情報を案内表示する「バスロケーションシステム」（平成 19 年度末現在 264 基）及び携帯電話端末から同様の情報を提供する「ポケット・バスロケ（ポケロケ）」などによる利便性の確保や、1 枚の定期券で、休日には本人のみならず同居家族も安価な料金で乗車することができる「環境定期券制度」による市バス利用誘導などによって、公共交通機関の利用の促進に努めている。

平成 20 年 1 月 16 日に地下鉄東西線（二条～太秦天神川間）が延伸開通した。このことにより、地下鉄事業による温室効果ガスの排出量は増加するものの、マイカー使用者が地下鉄に利用を切り替えることにより、全体としては年間 8,400 トンの削減を見込んでいる。

(観光地における交通施策の実施)

観光シーズンにおける渋滞等の交通問題を解決するため、市内有数の觀

光地である嵐山地区及び東山地区を中心に、公共交通の利用促進に係る情報提供、臨時交通規制やパーク＆ライド（平成14年度から実施）等のTDM施策による交通対策を実施している。

（交通社会実験の実施）

「歩いて楽しいまちなか戦略推進協議会」等における議論を踏まえ、平成19年10月には、四条通での歩道拡幅及び路線バス・タクシー専用化、細街路での通過交通抑制、放置自転車対策を柱とした画期的な社会実験を実施した。

実験の結果、路線バス・タクシーの専用化を行った四条通では自動車交通量が45%減少し、バスとタクシーによるスムーズな走行が得られた。また、歩道を拡幅したことにより、ゆったりと歩ける状況となり、歩行者数は19%増加した。

通過交通抑制を行った細街路では、自動車交通量が46%減少し、自転車の駐輪ルールの遵守（啓発活動、集中的な撤去強化）と受け皿の確保（臨時駐輪場の設置）を併せて実施したことにより、道路上に何の障害物もない広々と安全に歩ける空間が創出され、歩行者数は25%増加した。

実験に対して、来街者や住民には高い評価が得られる一方、臨時交通規制による荷さばきの影響や迂回交通による新たな渋滞が発生するなど今後解決すべき課題も認められた。

（公共交通機関での入洛の促進）

公共交通機関を利用した京都への観光客誘致を推進するため、京都市をはじめ、鉄道、バス会社等の交通事業者により「公共交通機関でおこしやす・京都市協議会」を組織し、春秋の観光シーズンに「脱クルマ観光推進月間（4月・11月を中心に設定）」を定め、リーフレットの配布、ポスターの掲出、近畿、中部及び山陽地域の主要駅等でのキャンペーンの実施など啓発活動に取り組んだ。

(その他の取組)

京都の商店街をはじめとする商業者で組織された合同会社、国土交通省、鉄道会社及びクレジット会社と連携し、非接触型 IC カード乗車券で鉄道を利用するとともに加盟店舗において提携クレジットカードを使用して買い物をした場合に、要した鉄道運賃をポイント還元するという公共交通機関利用へのインセンティブを付与する地球温暖化対策実証モデル事業「レール＆ショッピング in 京都」を、平成 19 年 10～12 月に実施した。

(自転車の利用促進)

自転車の安全かつ快適な利用環境の整備と利用の促進を図るため、鉄道事業者との協力・連携による鉄道駅周辺の自転車等駐車場の整備、京都市自転車等放置防止条例に基づく付置義務による集客施設における自転車等駐車場の設置、都市型レンタサイクルの導入促進を行っている。

自転車等駐車場に関しては、平成 19 年度は、富小路六角自転車駐車場、西大路御池自転車等駐車場、太秦天神川駅自転車等駐車場などの市関連施設の他、民間による整備を含めると計 8 か所において整備・増設が行われた。

市内主要自転車等駐車場の状況（平成 19 年度末）

	公営自転車等 駐車場	民間自転車等 駐車場	合計
駐車場（数）	55	36	91
収容台数（台）	33,527	11,925	44,822

(イ) 環境負荷の少ない自動車（エコカー）の普及支援

「京都市自動車公害防止計画～ひととまちにやさしい『くるまエコプラン』～」に基づき、市バスへの天然ガス自動車導入、その他公用車へのエコカー導入を推進するとともに、随時低公害車の展示を行うなど啓発を行っている。また、社団法人京都府トラック協会を通じて、低公害車（CNG車）をリースで導入する中小運送事業者に助成（3年間）を行っている。

平成19年度は、CNG車を市バスに3台導入するなどにより、本市が所有するエコカーの保有台数は419台となった。また、社団法人京都府トラック協会を通じた助成件数は6台である。

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
本市が所有するエコカーの台数（台）	128	178	248	357	419
京都府トラック協会を通じた新規の助成件数（台）	4	8	8	8	6
市内低公害車台数（台）	1,532	2,228	2,809	3,617	4,522

※市内低公害車台数は、「自動車保有車両数統計」（財）自動車検査登録協力会）から算出した。

※エコカー：低公害車に低排出ガスかつ低燃費車を加えたもの

(ウ) エコドライブ、アイドリング・ストップの推進

京都市都心部（まちなか）グリーン配送推進協議会※において、エコドライブの推進、配送の効率化の推進及び環境負荷の少ない自動車の普及促進を図っている。エコドライブの推進については、エコドライブ研修会を開催し、「エコドライブ推進者」を認定している。これにより自動車走行時における実効燃費の15%の改善を見込んでいる。

また、市民、事業者及び観光等で訪れる自動車に対し、アイドリング・ストップの普及啓発を行っている。

平成19年度は、市と協議会主催のエコドライブ研修会を3回開催し、エコドライブ推進者は累計で719名となった。環境月間（6月）及び観光シーズン（11月）などにおいては、市内の観光駐車場、大規模店舗の駐車場

及びタクシー乗り場、繁華街街頭（47回）で、ドライバーや通行人・歩行者等を対象として、啓発チラシやステッカーを配布（9,350枚）し、アイドリング・ストップの徹底を呼びかけ、市民公募によるステッカーデザインや啓発標語を用いた新ステッカーやチラシを作成するとともに、市民向けの「アイドリング・ストップシンポジウム」を開催（2月）するなど、アイドリング・ストップの普及啓発に努めた。

※京都市都心部（まちなか）グリーン配送推進協議会

市街地中心部の職住共存地区で、商業活動を抑制することなく、自動車から排出される大気汚染物質や二酸化炭素の排出量を低減することを目的とした、商店街振興組合等の地元事業者団体、運輸業界団体及び関係機関の参画による協議会

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
エコドライブ推進者（人）	-	36	361	627	719
アイドリング・ストップ運動啓発実施回数（回）	14	14	17	48	47
アイドリング・ストップ運動チラシ等配布枚数（枚）	9,000	10,200	13,900	15,300	9,350

ウ 関連取組状況

京のアジェンダ21 フォーラムの取組

京のアジェンダ21 フォーラムでは交通ワーキンググループを中心に、平成19年度は、「歩いて楽しいまちなか戦略」社会実験において、11箇所の臨時駐輪場の運営とマナー啓発活動に取り組んだ。

なお、同フォーラムでは、過去に交通関係の取組として「歩くまち京都・都心のエコ交通プラン」の提案、臨時駐輪場等の社会実験実施、醍醐コミュニティバスの企画・立ち上げ支援、VELOTAXIの立ち上げ協力など様々な取組を行っている。

エ 施策実施状況のまとめと評価

「『歩くまち・京都』交通まちづくりプラン（京都市TDM施策総合計画）」「京都市自動車公害防止計画」などに基づき、公共交通機関利用への転換

や観光地における自動車利用の抑制、エコカーの普及支援、エコドライブやアイドリング・ストップの推進などに取り組んでいる。

今後は、公共交通優先の「歩いて楽しいまち」の実現に向け、利用者の視点に立った公共交通のネットワーク化、環境に優しく利便性の高い未来の交通システム、更に大胆なマイカー抑制を市民ぐるみで進めるためのライフスタイルのあり方などを検討のうえ、「『歩くまち・京都』総合交通戦略」を策定し、市民、事業者、更には観光客も含めた取組としていく必要がある。

(6) 森林吸収の促進

ア 施策展開の背景

京都議定書では、1990（平成2）年以降適切な森林施業（植栽、下刈、間伐等）が行われ、法令に基づいて伐採・転用規制等の保護・保全措置がとられている森林については、各国の温室効果ガス排出削減目標値の中に二酸化炭素吸収量を算入することが認められている。

平成20年3月に全面改定された国の京都議定書目標達成計画では、これまでの水準で推移した場合の森林整備面積は、育成林675万ヘクタール、天然生林660万ヘクタールと見込み、森林吸収目標4,767万トン（国基準年排出量の3.8%）の確保のためには、毎年20万ヘクタールの追加的な間伐等の森林整備の確保が必要としている。その際に、森林吸収の算定方法についても見直され、育成林の吸収量が単位ヘクタール当たり二酸化炭素換算で、6.48トンから4.95トン、天然生林の吸収量が3.3トンから1.54トンに変更された。

京都市地球温暖化対策計画では、1.9万ヘクタールの育成林（人工林）を森林吸収の対象として森林整備事業の実績をもとに試算し、京都議定書目標達成計画改定前の係数を用いて2010（平成22）年時点での森林吸収量を12万トン（基準年排出量の1.5%）と見込んでいる。

イ 主要施策の状況

（ア）林業活性化を通じた森林整備の促進＜森林総合整備事業＞

森林所有者等が行う植林から保育（下刈り、枝打ち、間伐等）に至る一貫した森林施業に対し、その実施に必要な経費の一部補助を行っている。2010（平成22）年において適正な整備・保全が必要な育成林（人工林）の面積は1.9万ヘクタールである。

適正な整備・保全が必要な育成林の維持のため、平成19年度は、植林72ヘクタール、保育646ヘクタールの森林整備を実施し、年度末現在で1.6万ヘクタールの健全な育成林が維持され、二酸化炭素の森林吸収量は、7.9

万トンである。

さらに、吸収源の対象となる天然生林が現状 1.31 万ヘクタールに達しており、これによる森林吸収量は 2.0 万トンとなり、育成林分と合わせると 9.9 万トンとなる。

	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度
植林面積 (ha)	58	53	92	59	72
保育 (下刈り、枝打ち、間伐等) 面積 (ha)	797	874	941	764	646

(イ) 企業や市民の参画の下での森林整備の促進<合併記念の森創設事業>

京北地域にある市有林を中心に、企業・大学・市民参画による生態系保存型の森づくりシステムを構築し、豊かな農林資源を活用した環境学習や京都の新たな景勝地となる観光・レクリエーション機能を有した森林整備を行い、そのシステムを民有林全体に拡大していくこうとするものである。地球温暖化対策計画策定当時よりも、200 ヘクタール程度、育成林の面積が増加する。

平成 23 年度の開園に向け、平成 17~18 年度は、企業・大学・市民参画による生態系保全型の森づくりシステムを含む全体構想案を検討し、平成 19 年度に全体構想を策定した。

ウ 関連取組状況

(ア) 「伝統文化の森」推進事業

国有林における企業や市民参画による森林整備については、平成 19 年度から「伝統文化の森」推進事業として、国との連携により、東山風景林（国有林 190 ヘクタール）を活動拠点とする京都伝統文化の森推進協議会を設置し、市民参加による森づくりに取り組んでいる。

(イ) 京の山査人（そまびと）工房事業

木材資源の有効利用については、「京の山査人工房事業」として、貴重な

森林資源を有効に生かしたまちづくりを推進するために、市内産表示材供給推進事業による市内産木材の普及啓発や公共施設への活用などの取組を進め、間伐の促進等、適正な森林整備に寄与することとしている。

エ 施策実施状況のまとめと評価

地球温暖化対策計画では、2010（平成22）年における森林吸收量として12万トンを見込んでいるが、森林整備実績を踏まえると吸收量は約9.9万トンに留まると推定されることから、目標達成に向け、市内産木材の活用や木質バイオマスエネルギーの活用などを通じた新たな森林の育成対策を検討する。

なお、森林整備の促進のためには、担い手の養成にとどまらず、事業者や市民団体等のボランティア活動も重要であることから、それらの活動を社会的、経済的側面から評価し、地球温暖化対策の面からの効果と併せて、取組を促進していく仕組みづくりが課題である。

3 率先的取組の推進（京都市役所 CO₂ 削減アクションプランの取組状況）

（1）施策展開の背景

京都市では、本市の事務事業から発生する温室効果ガス排出量を削減することを目的に、平成9年5月に「京都市役所エコオフィスプラン」を策定し、その後継計画として、平成12年3月に「新京都市役所エコオフィスプラン」を策定した。

これらのプランは、地球温暖化対策推進法の施行（平成11年4月）を受け、同法に基づく地方公共団体実行計画に位置づけられている。

さらに条例の施行を受け、「新京都市役所エコオフィスプラン」を全面的に見直し、平成18年3月に「京都市役所 CO₂ 削減アクションプラン（以下「アクションプラン」という。）」を策定した。

このアクションプランにおいては、事務事業の性質によって3つの対象部門に分け、それぞれの部門ごとに温室効果ガス排出量の削減目標を設定し、取組を進めている。

なお、施設の建設等の請負工事や指定管理者制度の適用を受けた施設など、外部委託又は外郭団体等により実施される事務事業は、地球温暖化対策推進法の規定に基づき、対象から除外している。

対象部門	事業範囲
事務系	事業系、市民サービス系を除くすべての事務・事業
事業系	廃棄物処理事業、市場運営事業、交通事業、上下水道事業
市民サービス系	病院事業、保育事業、文化事業、教育関係事業

(2) 削減目標

アクションプランにおける計画期間は平成17～22年度までの6年間であり、平成16年度の排出量の実績を基準に置き、平成19年度を中間年、平成22年度を目標年として排出量の削減目標を設定している。

ア 事務系部門

事務系部門では、照明器具の使用や空調設備の運転など庁舎におけるエネルギー使用、並びに公用車の運転に伴う燃料使用などが、温室効果ガス（エネルギー起源二酸化炭素）排出の主な要因となっている。

単位:t-CO₂

活動区分	平成16年度 (基準年)	平成19年度 (中間年)		平成22年度 (目標年)	
		排出量	削減量	排出量	削減量
電気の使用	17,329	16,809	-520 (-3.0%)	16,592	-737 (-4.3%)
都市ガスの使用	9,349	9,068	-280 (-3.0%)	8,938	-410 (-4.4%)
自動車燃料の使用	2,467	2,393	-74 (-3.0%)	2,336	-131 (-5.3%)
その他	1,054	1,023	-32 (-3.0%)	1,075	+21 (+2.0%)
事務系合計	30,198	29,292	-906 (-3.0%)	28,942	-1,256 (-4.2%)

イ 事業系部門

事業系部門は、廃棄物処理、上下水道事業など市民生活の基盤を成すといえるような事業を対象としている。他部門と比べると、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づくエネルギー管理指定工場の適用を受ける施設を有するなど、全体に占める排出量の割合が大きい。廃棄物処理事業では市民等から排出されるごみの量及び質によって温室効果ガス排出量が変動するほか、交通事業では事業を拡大（地下鉄の延伸等）することによって、温室効果ガスの排出量が増える。

単位 : t-CO₂

事業区分	平成 16 年度 (基準年)	平成 19 年度 (中間年)		平成 22 年度 (目標年)	
		排出量	削減量	排出量	削減量
廃棄物処理事業	199,412	164,217	-35,196 (-17.6%)	141,023	-58,390 (-29.3%)
市場運営事業	9,228	9,164	-64 (-0.7%)	9,108	-120 (-1.3%)
交通事業	72,573	73,025	+452 (+0.6%)	73,768	+1,196 (+1.6%)
上下水道事業	123,758	122,198	-1,560 (-1.3%)	120,464	-3,294 (-2.7%)
事業系合計	404,972	368,604	-36,368 (-9.0%)	344,363	-60,609 (-15.0%)

ウ 市民サービス系部門

市民サービス系部門は、病院、学校など市民の健康や教育・生活環境を保全するための施設における事業を対象としている。サービスの維持・向上を図る必要があることから、エネルギー消費量が増加せざるを得ないケースが生じる。

単位 : t-CO₂

事業区分	平成 16 年度 (基準年)	平成 19 年度 (中間年)		平成 22 年度 (目標年)	
		排出量	削減量	排出量	削減量
病院事業	7,020	6,966	-55 (-0.8%)	6,961	-60 (-0.9%)
保育事業	1,061	1,061	±0 (±0.0%)	1,061	±0 (±0.0%)
文化事業	1,604	1,604	±0 (±0.0%)	1,604	±0 (±0.0%)
教育関係事業	19,566	20,340	+774 (+4.0%)	19,874	+308 (+1.6%)
市民サービス系 合計	29,252	29,971	+719 (+2.5%)	29,499	+247 (+0.8%)

(3) 取組状況

ア 事務系部門

平成 19 年度の温室効果ガス排出量は 29,450 トンであり、対基準年比 748 トン (2.5%) 減少、対前年度比 122 トン (0.4%) 減少している。環境マネジメントシステムの取得等による省エネルギー対策の推進により、エネルギー使用量は減少傾向にあるが、中間目標に比べて 158 トン (0.5%) 不足している。また、計画目標の達成には 508 トン (1.7%) の削減が必要である。

単位 : t-CO₂

活動区分	平成 19 年度 (実績)	比較			計画目標 (22 年度) までの 必要削減量
		対基準年 (16 年度)	対前年	対中間目標 (19 年度)	
電気の使用	17,139	-190 (-1.1%)	-23 (-0.1%)	+330 (+2.0%)	547 削減 (3.2%削減)
都市ガスの使用	9,050	-299 (-3.2%)	+76 (+0.8%)	-18 (-0.2%)	111 削減 (1.2%削減)
自動車燃料の使用	2,503	+36 (+1.5%)	-144 (-5.4%)	+110 (+4.6%)	167 削減 (6.7%削減)
その他	759	-295 (-28.0%)	-30 (-3.8%)	-264 (-25.8%)	-316 (達成)
事務系合計	29,450	-748 (-2.5%)	-122 (-0.4%)	+158 (+0.5%)	508 削減 (1.7%削減)

イ 事業系部門

平成 19 年度の温室効果ガス排出量は 378,973 トンであり、対基準年比 25,999 トン (6.4%) 減少、対前年度比 26,800 トン (6.6%) 減少している。中間目標には 10,396 トン (2.8%) 不足している。また、計画目標の達成には、34,610 トン (9.1%) の削減が必要である。

事業別にみると、事業系部門からの排出量の約 5 割を占める廃棄物処理事業で、対基準年比 23,309 トン (11.7%) 減少、対前年度比 26,580 トン (13.1%) 減少している。これは、「家庭ごみ有料指定袋制」によりごみ量

が減少するとともに、平成19年10月実施の「プラスチック製容器包装分別収集」の全市拡大により、ごみに含まれるプラスチック量が減少したことによるものである。排出量は大幅に減少しているものの、中間目標には11,886トン(7.2%)不足しており、また、計画目標の達成には35,080トン(19.9%)の削減が必要である。

交通事業では、地下鉄東西線の延伸により高速鉄道事業においては排出量が増加しているが、市バス事業では低公害車や低燃費車両の導入促進、アイドリング・ストップ運動の実施により、排出量が減少しているため、全体として中間目標を達成している。

上下水道事業では、ISO14001及びKESの取得や各施設への高効率機器の導入や効率運転によってエネルギー使用量の削減を推進し、中間目標を達成している。

事業区分	平成19年度 (実績)	比較			計画目標 (22年度) までの 必要削減量
		対基準年 (16年度)	対前年	対中間目標 (19年度)	
廃棄物処理事業	176,103	-23,309 (-11.7%)	-26,580 (-13.1%)	+11,886 (+7.2%)	35,080削減 (19.9%削減)
市場運営事業	9,366	+138 (+1.5%)	+181 (+2.0%)	+202 (+2.2%)	258削減 (2.8%削減)
交通事業	72,569	-4 (-0.0%)	+754 (+1.0%)	-456 (-0.6%)	-1,199 (達成)
上下水道事業	120,935	-2,823 (-2.3%)	-1,155 (-0.9%)	-1,263 (-1.0%)	471削減 (0.4%削減)
事業系合計	378,973	-25,999 (-6.4%)	-26,800 (-6.6%)	+10,369 (+2.8%)	34,610削減 (9.1%削減)

ウ 市民サービス系部門

平成19年度の温室効果ガス排出量は31,268トンであり、対基準年比2,016トン(6.9%)増加、対前年度比1,644トン(5.5%)増加している。中間目標には1,297トン(4.3%)不足しており、また、計画目標の達成には、

1,769 トン（5.7%）の削減が必要である。

事業別にみると、市民サービス系部門からの排出量の約7割を占める教育関係事業で、基準年度比で2,053 トン（10.5%）増加している。これは、平成17年度から平成18年度にかけて小中学校における全普通教室に冷房を導入したことによる。

単位:t-CO₂

事業区分	平成19年度 (実績)	比較			計画目標 (22年度) までの 必要削減量
		対基準年 (16年度)	対前年	対中間目標 (19年度)	
病院事業	6,718	-302 (-4.3%)	+208 (+3.2%)	-248 (-3.6%)	-243 (達成)
保育事業	1,113	+52 (+4.9%)	+27 (+2.5%)	+52 (+4.9%)	52削減 (4.7%削減)
文化事業	1,819	+215 (+13.4%)	+97 (+5.6%)	+215 (+13.4%)	215削減 (11.8%削減)
教育関係事業	21,619	+2,053 (+10.5%)	+1,312 (+6.5%)	+1,279 (+6.3%)	1,745削減 (8.1%削減)
市民サービス系 合計	31,268	+2,016 (+6.9%)	+1,644 (+5.5%)	+1,297 (+4.3%)	1,769削減 (5.7%削減)

エ その他の取組

(ア) 環境マネジメントシステムの構築及び推進

本市の施設では、環境管理の国際規格であるISO14001又はKESの認証取得を進めている。

平成19年度にISO14001を認証取得した施設は4施設、KESについては12施設であり、認証取得した施設数の合計は、ISOが30施設、KESが29施設である。

(イ) 環境物品等の調達

「京都市役所グリーン調達推進方針」を平成13年5月に策定し、環境物品購入の推進を図っている。

(ウ) 公共工事に当たっての配慮

公共工事に当たっては、「京都市建設リサイクル推進プラン'02」に基づき、工事中における建設副産物の発生抑制やリサイクルの推進に努めるとともに、「京都市公共建築デザイン指針」に基づき、公共建築物の長寿命化や自然エネルギーの有効利用、道路等の公共空間におけるリサイクル材の利用などにより、環境への負担の少ない公共施設の整備を進めている。

市有公共施設の省エネルギー化を推進するため、民間資金を活用して省エネルギー改修を行い、これに伴う光熱水費の削減分の中から改修費の償還を行う「民間資金活用型 ESCO 事業」を推進している。平成 18 年度には、「みやこめっせ」において事業者を選定し、平成 19 年度には、改修工事を実施した。

全庁の公共工事コスト縮減を進めるための「京都市公共工事コスト縮減対策に関する新行動計画」の平成 20 年度改定に向けて、「公共事業コスト改善部会」において、これまでのコストの縮減に加えて、新たに工事等における地球温暖化対策など環境配慮の観点を加えることについて検討を開始した。

(4) 施策実施状況の評価と対応策

中間目標が未達成であることから、部門ごとに追加対策を講じていく必要がある。

ア 事務系部門

エネルギー種別ごとに見ると、都市ガス、重油などの使用は削減が進み中間目標を達成した。自動車燃料の使用は増加し、電気の使用量は削減されたが、どちらも中間目標を達成できず、計画目標の達成に向けた更なる取組及びエネルギー消費の効率化が必要である。

このため、本庁舎及び区役所などの建物ごとに単位床面積当たりの使用量や排出量を把握し、エネルギー使用の効率を調べ、効果的な対策を講じることとする。公用車については、低燃費車の積極的な導入や、今後普及が見込まれる電気自動車の率先的導入を図る。

※本庁舎及び区役所の所管施設の総床面積に対する排出量：0.036t-CO₂/m²

イ 事業系部門

交通事業、上下水道事業において削減が進み、中間目標を達成した。市場運営事業は増加、廃棄物処理事業は削減されたが、中間目標を達成できず、計画目標の達成に向けた更なる取組が必要である。

排出量の多い廃棄物処理事業、上下水道事業については、単位処理量当たりのエネルギー使用量を算定し、施設の効率的運営を進める。

※ごみ焼却量に対する排出量：0.31t-CO₂/t

※流入下水量に対する下水道処理に係る排出量：0.31t-CO₂/千m³

また、目標達成に向けて大幅な削減が必要となる廃棄物処理事業については、ごみ中のプラスチックの削減が不可欠であり、現在実施しているプ

ラスチック製容器包装分別収集の着実な実施により家庭ごみからの排出抑制を図るとともに、平成20年7月に廃棄物減量等推進審議会から出された「事業系ごみの減量施策のあり方について」の答申を踏まえ事業系ごみを含めた対策を進める必要がある。

ウ 市民サービス系部門

病院事業については削減が進み中間目標を達成した。保育事業は微増し、文化事業も増加した。教育関係事業は、計画を上回る増加となり、いずれも中間目標を達成できなかった。

この部門で排出量の3分の2を占める教育関連事業については、学級数や児童・生徒数等を単位として、排出量を把握し、効果的な対策を検討していくとともに、次世代を担う児童・生徒に対する環境教育を積極的に進める。

※小学校及び中学校の学級総数に対する排出量：4.89t-CO₂/学級数

4 國際的な地球温暖化対策の推進

(1) 國連気候変動枠組条約第13回締約国会議（COP13）関連行事への参加

平成19年12月、インドネシアのバリにおける国連気候変動枠組条約第13回締約国会議（COP13）の開催に合わせて、イクレイ（持続可能性を目指す自治体協議会）等の主催により「地方自治体気候セッション」が開催され、本市は、日本の自治体代表として、国際的に関心の高い本市バイオディーゼル燃料化事業についての事例報告を行った。

また、COP3開催10周年を記念して、京エコロジーセンター事業運営委員会と本市との共催で、地球温暖化防止を願う市民の皆様から募集したメッセージをCOP13が開催されるバリへと届けるキャンペーンを行い（募集期間：平成19年9月1日～12月1日）、39,006人のメッセージを「バリへ届け！『京都の声』大使」に任命された市立高校生2名らとともに、国連気候変動枠組条約（UNFCCC）事務局に届けた。

(2) インドネシアにおけるバイオディーゼル燃料化事業への協力

平成19年2月に本市で開催した「気候変動に関する世界市長・首長協議会（WMCCC）」京都会議において、本市が発表したバイオディーゼル燃料化事業について、イクレイを通じてインドネシア・ボゴール市から技術協力の要請があったことから、技術協力とCDM（クリーン開発メカニズム）可能性調査への協力を行った。

（協力内容）

○京都市の事業の技術的な知見や実績に関する実地調査（平成20年1月京都市で実施）

バイオディーゼル燃料の製造専門家、運輸事業担当者などボゴール市関係者6名を受入れ、両市における燃料化事業の意見交換後、本市燃料化施設の視察を行った。

○ボゴール市の事業のCDMプロジェクト化に向けた技術情報・経済性等に関する現地調査（平成20年2月ボゴール市で実施）

本市職員を2名派遣し、ワークショップ及び廃食用油回収状況の視察などを実施した。ボゴール市長以下関係者及びインドネシア政府担当者が出席した。

○CDMプロジェクトの可能性とボゴール市の事業実現に向けた京都市(日本の自治体モデル)の協力のあり方について環境省への報告とりまとめを行った。(平成20年3月)

第3章 京都市環境審議会

地球温暖化対策評価検討委員会の意見

1 京都市における温室効果ガスの総排出量の現況について

＜排出量算定に当たっての課題について＞

地球温暖化対策の強化策を検討するには、部門別の排出量の推移を把握することが不可欠であるが、電気の使用比率が高まっていることから、電気による二酸化炭素排出量の推移を把握することは、対策を行ううえで最も重要な。しかしながら、電力の自由化に伴い、電気事業者からの部門別の電気消費量の情報入手が困難となってきている。

今後とも、電気事業者に対してデータ提供を要望し、部門別の電気消費量など排出量算定に必要なデータを把握するよう努めること。

また、電力の自由化の進展を踏まえ、今回からは一般電気事業者に加えて、特定規模電気事業者からの電気使用量を集計対象に追加したが、今後ともこのような電気の使用実態に合わせ採用する排出係数についても考慮すること。

2 平成19年度における施策の実施状況について

＜施策の事務事業化及び進ちょく指標について＞

地球温暖化対策計画に掲げる施策163項目のうち、着手済みの施策が151項目（実施率93%）となっており、おおむね事業化が進んでいるが、未着手の施策については、課題を的確に把握し、早期実施に努めること。

また、成果指標の評価方法については、前年度との比較を行っているが、目標の達成状況など施策の進ちょく状況が的確にわかる手法を検討すること。

＜施策・事務事業の費用対効果について＞

個々の施策・事務事業について、地球温暖化対策のみの費用の算出は困難な点もあるが、温室効果ガス削減量の定量化と併せて、費用対効果の観点からも、引き続き検討を行うこと。

3 重点的に評価を行う施策の実施状況について

＜自然エネルギー・未利用エネルギーの利用促進について＞

自然エネルギー等の利用は、温室効果ガスを削減する抜本的な対策であることから、普及に向け導入目標の設定と拡大策を検討すること。

また、景観政策との整合性を図りつつ、既存家屋を含めた住宅への太陽光発電設備や太陽熱利用機器の普及を促進すること。

さらに、市内における自然エネルギー等の導入状況についても、できる限り把握していくこと。

＜事業者対策について＞

条例に定める「特定事業者」については、平成19年度で3年間の計画期間を終えた特定事業者の温室効果ガス排出量は、当初の削減計画を上回る結果となっている。

この制度による成果は認められるが、増加する民生・業務部門対策の一環として、制度の強化拡大を図るため、特定事業者の規模要件の切り下げについて検討すること。また、排出量の総量削減を図るため、現在の「削減報告書」から同業種間でのエネルギー消費原単位の分布の解析や訪問調査などを通じて、自主的な削減対策の妥当性を検証し、より効果の高い制度となるよう改善すること。

さらに、近隣自治体と連携した排出量上限を定めた排出量取引制度についての検討を行い、そのために二酸化炭素の価格化について、今後研究すること。

＜家庭部門対策について＞

現在進めている環境家計簿などの取組については、大幅な拡大に努めるとともに、その効果測定もを行うこと。同時に取組の推進体制の見直しや京都市人口の一割を占める学生の参加、協力なども検討すること。また、家庭への取組の市民に対する周知が不十分である。そこで全戸又は全学区を対象とし

た取組や、企業の社員及び京都市役所職員の取組も必要である。さらに、多くの市民が関心を持つようなインパクトのある取組を検討すること。

今後は、省エネ家電や省エネ住宅の普及に向けて、省エネ型製品等の優先購入をはじめとした、脱温暖化のライフスタイルへの転換を目指す市民が経済的なメリットも得られるようなエコポイント制度などの仕組みづくりを検討すること。

家庭部門対策に係る削減可能量を可能な限り数値化すること。また、収集したデータをもとに効果測定を行うこと。また、調査方法を検討し、継続的なアンケート調査を行うこと。

＜運輸部門対策について＞

「『歩くまち・京都』交通まちづくりプラン（京都市TDM施策総合計画）」などに基づき、様々な施策・事業が実施されているが、これらの施策・事業の削減可能量を可能な限り数値化することを引き続き検討するとともに、取組の成果が市民や事業者に「見える」ように努めること。

＜森林吸収の促進について＞

森林吸収については、国の算定方法の変更という事情があるものの、目標の達成に向けて効果的な施策を検討すること。

4 率先的取組の推進について

京都市役所CO₂削減アクションプランについて、事務系、事業系、市民サービス系のいずれの部門においても中間目標に及ばない状況となっていることから、平成22年度の計画目標の達成に向けて対策を強化すること。

また、庁舎別の単位面積当たりの二酸化炭素排出量等を算出し、取組や施設改修の指標としての活用を検討すること。

さらに、フロン回収の実施状況も確認すること。

5 条例に掲げる当面の目標の達成を目指して

2006（平成18）年の温室効果ガスの総排出量及び平成19年度における施策の実施状況を踏まえると、条例に掲げる当面の目標達成は、大変厳しい状況にある。

2010（平成22）年の排出量を早期に予測し、現行施策を徹底的に推進するだけでなく、「環境モデル都市」や、京のアジェンダ21フォーラムからの施策提案をもとに、新たな追加対策を講じること。

6 中長期的な目標の設定について

低炭素社会づくりを目指す中長期的な目標を設定するとともに、将来の社会像を描くことが重要である。そのため、市民、事業者をはじめ広く意見を集約し、中長期的な視点から望ましい京都市の将来ビジョンを作りあげ、その実現に向けた方策を検討すること。

(参考)

1 地球温暖化対策評価検討委員会の平成 20 年度開催状況

(1) 第 6 回委員会（平成 20 年 8 月 20 日）

- 2005（平成 17）年及び 2006（平成 18）年の京都市内における温室効果ガスの総排出量について
- 平成 19 年度における計画に基づく施策・事業の点検評価について
- 現行施策に基づく施策・事業の削減ポテンシャルの試算について

(2) 第 7 回委員会（平成 20 年 9 月 18 日）

- 平成 19 年度計画に基づく施策の実施状況及び評価について
- 施策の提案について

(3) 第 8 回委員会（平成 20 年 10 月 31 日）

- 平成 20 年度版地球温暖化対策に係る年次報告書（案）について

(4) 第 9 回委員会（平成 20 年 12 月 25 日）

- 平成 20 年度版地球温暖化対策に係る年次報告書について
- 今後の検討課題について

2 地球温暖化対策評価検討委員会名簿

平成 21 年 1 月現在

氏名	分野	役職名
青山 吉隆	都市計画	広島工業大学環境学部地域環境学科教授
浅井 利彦	事業者団体	社団法人京都工業会専務理事
浅岡 美恵	環境保全活動団体	特定非営利活動法人気候ネットワーク代表
茨木 信也	事業者団体	社団法人京都府トラック協会常務理事
岩永 忠正	市民	市民公募委員
大南 純一	大学生	京都大学大学院生
北富 洋二	事業者団体	京都商工会議所産業振興部長
田浦 健朗	環境保全活動団体	京のアジェンダ21フォーラム幹事
竹濱 朝美	消費者環境	立命館大学産業社会学部教授
◎仁連 孝昭	環境経済	滋賀県立大学環境科学部教授
濱名 正子	市民	市民公募委員
平井 康宏	環境保全工学	京都大学環境保全センター准教授
松本 泰子	環境政策	京都大学地球環境学堂准教授
水山 光春	環境教育	京都教育大学教育学部教授

◎は委員長

50音順・敬称略

資料編

1 本市の地球温暖化対策について

(1) 本市の地球温暖化対策の体系

本市では、地球温暖化対策に特化した全国初の条例である「京都市地球温暖化対策条例」を平成16年12月に制定するとともに、同条例に基づく地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するための計画である「京都市地球温暖化対策計画」を平成18年8月に策定し、地球温暖化対策を推進している。

(2) 京都市地球温暖化対策条例

本条例は平成16年12月24日に制定、平成17年4月1日に施行された。二酸化炭素などの温室効果ガスを、平成22年までに平成2年排出量の90%に削減すること（10%削減）を目標として掲げるなど、地球温暖化対策に特化した全国初の条例で、全29条からなる。

【主な特徴】

ア 目標の明示

二酸化炭素等の温室効果ガス排出量を平成22年までに平成2年排出量の90%に削減することを当面の目標とする。

イ 観光旅行客その他滞在者の責務

本市を訪れる年間約5千万人の観光旅行者に対しても、本市及び事業者・市民が実施する施策への協力を求める。

ウ 事業者に対する義務

- (ア) 温室効果ガスの排出量が多い事業者に、特定事業者排出量削減計画書の作成、提出を求めるとともに、計画の達成状況の報告を求める。
- (イ) 大規模な建築物（住宅を含む）の新築等をしようとする者に、特定建築物排出量削減計画書の作成、提出を求める。
- (ウ) 家電製品の店頭での販売者に、エネルギー消費効率等の表示、説明を求

める。

エ 施策の実施状況の点検・評価の体制整備

この条例に基づく施策の実施状況の点検、評価、見直しに当たり、市民の参加のもと、必要な体制を整備する。

オ 見直しを前提とする「進化する条例」

概ね3年ごとに、地球温暖化対策に係る技術水準や社会情勢の変化を踏まえて、条例の見直しを行う「進化する条例」とする。

(3) 京都市地球温暖化対策計画

ア 計画の位置付け

地球温暖化対策計画は、条例第9条の規定に基づき、従前の「京都市地球温暖化対策地域推進計画（改定版）」（平成9年7月策定、平成15年6月改定）を見直すことにより策定したものであり、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するための計画である（平成18年8月策定）。

イ 計画期間

計画期間は、平成18年から平成22年（温室効果ガス排出削減の当面の目標年として条例に掲げる年）までの5年間とし、3年程度経過した時点で見直しを行うこととしている。

ウ 計画の特徴

温室効果ガスの排出量削減を確実なものにするために、排出動向や将来見通しを踏まえ、産業部門、運輸部門等の部門ごとに二酸化炭素の排出量の削減目標を定めた。目標の設定に当たっては、現時点から各部門が等しく排出削減に取り組むことが、分かりやすく、かつ、妥当であると考え、部門ごとの削減目標を2002（平成14）年の排出量から各々10%とした。

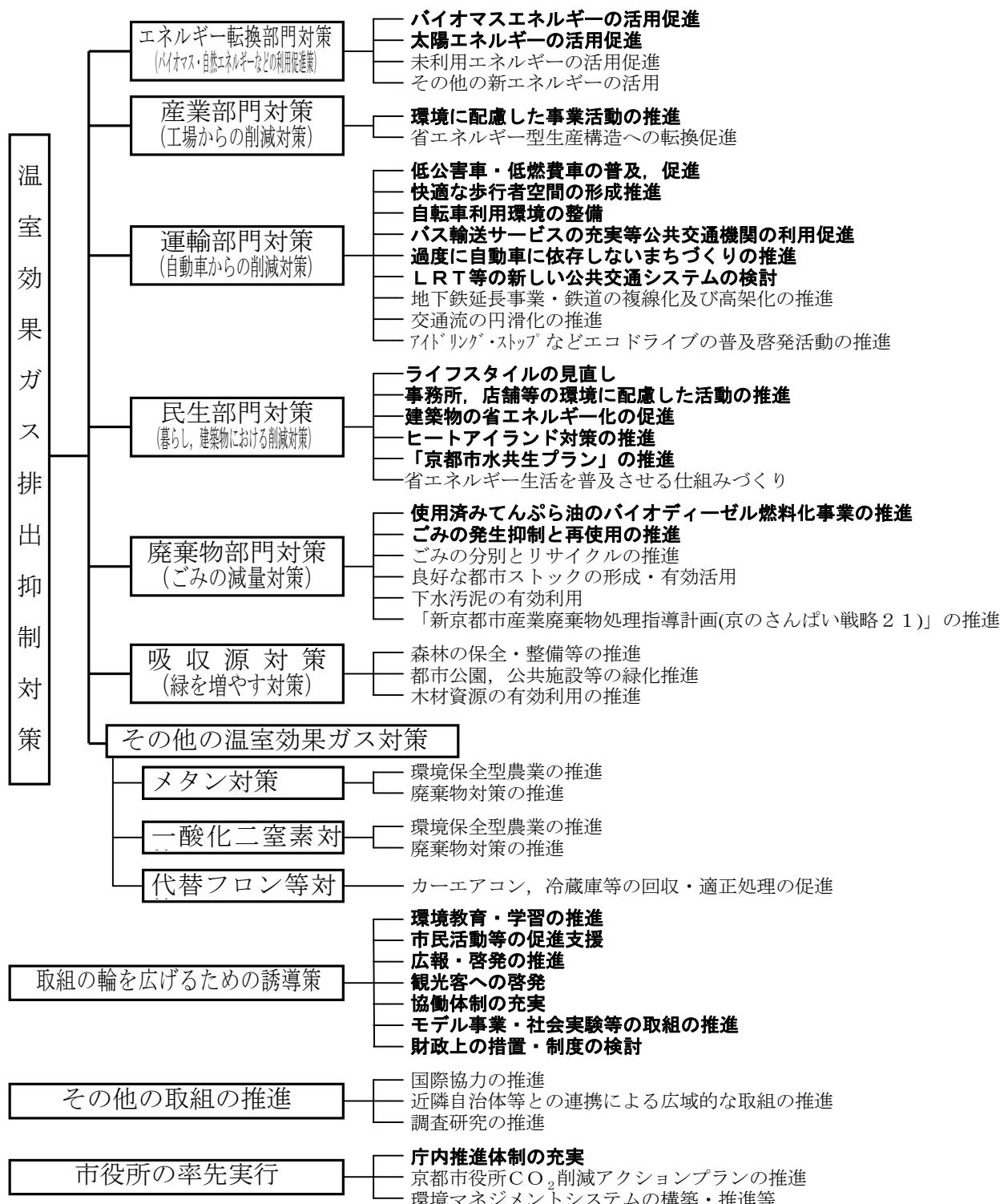
また、気候変動枠組条約第7回締約国会議（COP7）において採択された「マラケシュ合意」により、森林吸収源として計算できる対象範囲が定められるとともに、京都議定書発効後に開催された京都議定書第1回締約国会議（COP/MOP1）において、森林による二酸化炭素の吸収量を算定するルールが正式にスタートしたため、本計画では新たに、森林による二酸化炭素の吸収量として12万トンを見込んだ。

エ 計画の進行管理

取組の進ちょく状況について、適切な点検評価を行い、いち早く実効ある施策を検討するため、京都市環境審議会の下に、市民、事業者団体、環境保全活動団体の代表、学識経験者等で構成する「地球温暖化対策評価検討委員会」を設置している。

オ 計画の施策体系

地球温暖化対策計画では、図33に掲げる施策体系に沿って、48施策、163項目の事業を進めるとしており、特に温室効果ガスの排出削減に効果的であると考えられる24施策を重点施策と位置づけている。



※太字ゴシックは重点施策を示す。

注 上記以外に「計画の進行管理と公表」に係る(1)取組実績の把握、(2)点検評価のための第三者機関の整備、(3)結果の公表の3施策が重点施策となっている。

2 温室効果ガス排出量の算定対象

(1) 温室効果ガスの種類及び地球温暖化係数

温室効果ガスの種類		地球温暖化係数	
(i) 二酸化炭素 (CO ₂)		1	
(ii) メタン (CH ₄)		21	
(iii) 一酸化二窒素 (N ₂ O)		310	
その他の温室効果ガス	代替フロン等	トリフルオロメタン (HFC-23)	11,700
		ジフルオロメタン (HFC-32)	650
		フルオロメタン (HFC-41)	150
		1,1,1,2,2-ペンタフルオロエタン (HFC-125)	2,800
		1,1,2,2-テトラフルオロエタン (HFC-134)	1,000
		1,1,1,2-テトラフルオロエタン (HFC-134a)	1,300
		1,1,2-トリフルオロエタン (HFC-143)	300
		1,1,1-トリフルオロエタン (HFC-143a)	3,800
		1,1-ジフルオロエタン (HFC-152a)	140
		1,1,1,2,3,3,3-ヘptaフルオロプロパン (HFC-227ea)	2,900
		1,1,1,3,3,3-ヘキサフルオロプロパン (HFC-236fa)	6,300
		1,1,2,2,3-ペンタフルオロプロパン (HFC-245ca)	560
		1,1,1,2,3,4,4,5,5,5-デカフルオロペンタン (HFC-43-10mee)	1,300
	(v)	パーフルオロメタン (PFC-14)	6,500
		パーフルオロエタン (PFC-116)	9,200
		パーフルオロプロパン (PFC-218)	7,000
		パーフルオロブタン (PFC-31-10)	7,000
		パーフルオロシクロブタン (PFC-c318)	8,700
		パーフルオロペンタン (PFC-41-12)	7,500
		パーフルオロヘキサン (PFC-51-14)	7,400
(vi) 六ふつ化硫黄 (SF ₆)		23,900	

(2) 温室効果ガス排出量の算定範囲

温室効果ガスの種類・部門		算定の範囲
二酸化炭素	産業部門	農林業, 鉱業, 建設業, 製造業における電気, 燃料の使用に伴う排出
	運輸部門	自動車（自家用を含む。）・鉄道における電気, 燃料の使用に伴う排出
	民生・家庭部門	家庭における電気, 燃料の使用に伴う排出（自家用自動車は運輸部門で計上）
	民生・業務部門	事務所・ビル, 商業, サービス業における電気, 燃料の使用に伴う排出
	エネルギー転換部門	ガス事業者における自家消費に伴う排出
	廃棄物部門	一般廃棄物及び産業廃棄物（プラスチック, 廃油, 合成繊維）の燃焼に伴う排出
メタン (CH ₄)		燃料・廃棄物・下水汚泥等の燃焼, 農業等からの排出
一酸化二窒素 (N ₂ O)		燃料・廃棄物・下水汚泥等の燃焼, 麻酔, 農業等からの排出
ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)		HFCs 使用時の漏出, 発泡・エアゾール・空調機器からの放出
パーフルオロカーボン類 (PFCs)		PFCs 使用時の漏出, 洗浄剤からの放出
六ふつ化硫黄 (SF ₆)		SF ₆ 使用時の漏出, 電気設備からの漏出

3 基準年からの推移

(1) 温室効果ガス排出量

	基準年	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001
二酸化炭素	776	776	773	778	761	808	798	801	792	774	787	782	766
メタン	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.2	2.2	2.1	2.1	2.0	1.9
一酸化二窒素	11.8	11.8	12.1	12.2	12.2	12.2	12.3	12.1	12.0	11.8	11.5	11.4	11.4
ハイドロフルオロカーボン類	2.9						2.9	3.9	4.7	5.3	5.4	5.7	5.9
ハーフフルオロカーボン類	27.4						27.4	26.8	26.4	23.2	19.6	17.9	14.7
六ふつ化硫黄	2.8						2.8	3.1	3.2	2.7	2.2	1.9	2.7
合 計	823	790	788	792	776	822	846	849	841	819	828	821	802
対基準年比	—	-4.0%	-4.3%	-3.8%	-5.7%	-0.1%	2.8%	3.2%	2.2%	-0.5%	0.6%	-0.2%	-2.6%

単位 : 万t-CO₂

	基準年	2002	2003	2004	2005	2006
二酸化炭素	776	782	790	778	785	773
メタン	2.3	1.9	1.9	1.9	1.8	1.9
一酸化二窒素	11.8	11.5	10.9	10.4	9.9	9.8
ハイドロフルオロカーボン類	2.9	6.6	7.2	7.1	6.5	5.7
ハーフフルオロカーボン類	27.4	12.0	9.5	9.7	10.2	7.4
六ふつ化硫黄	2.8	3.4	2.3	2.7	2.2	3.0
合 計	823	817	822	810	815	773
対基準年比	—	-0.7%	-0.1%	-1.6%	-1.0%	-6.1%

注1 表示している数値は端数を四捨五入しているため、表中の合計値と各要素を合計した数値が合わない場合がある

注2 電気の使用に伴う排出係数は全国係数を使用している。

(2) 二酸化炭素排出量

	基準年	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001
産業部門	208	208	206	196	193	203	190	185	180	167	156	150	139
運輸部門	201	201	209	213	212	211	217	221	219	215	213	209	203
民生・家庭部門	174	174	173	180	174	191	190	190	184	179	190	192	193
民生・業務部門	168	168	157	160	153	171	168	171	175	175	191	192	193
エネルギー転換部門	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	0.1	0.0	0.1	0.1	0.2	0.2	0.2
廃棄物部門	25.8	25.8	27.0	28.5	28.7	31.9	32.4	33.1	34.8	37.0	37.8	39.2	36.3
合 計	776	776	773	778	761	808	798	801	792	774	787	782	766

単位 : 万t-CO₂

	基準年	2002	2003	2004	2005	2006
産業部門	208	143	147	141	137	126
運輸部門	201	203	197	191	186	182
民生・家庭部門	174	204	213	211	221	212
民生・業務部門	168	199	207	205	212	197
エネルギー転換部門	0.1	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
廃棄物部門	25.8	33.5	26.1	29.0	27.5	27.8
合 計	776	782	790	778	785	745

注1 表示している数値は端数を四捨五入しているため、表中の合計値と各要素を合計した数値が合わない場合がある

注2 電気の使用に伴う排出係数は全国係数を使用している。

4 本市の施設・事業所における新エネルギー導入状況

(1/2)

種類	施設名	kW	完成年度
太陽光発電 64施設 (835kW)	京都市野外活動施設花背山の家（第一キャンプ場）	0.25	平成6
	勧業館（みやこめっせ）	30	平成7
	災害物資搬送センター	10	平成9
	伏見区深草総合庁舎	0.216	平成9
	御室消防職員待機宿舎	20.054	平成10
	御室仁和寺東公衆トイレ	2.375	平成10
	上京消防署	10	平成10
	子育て支援総合センター（こどもみらい館）	10	平成11
	下京消防中堂寺出張所	5	平成11
	東山区総合庁舎	72	平成11
	大塚消防出張所	0.013	平成12
	大学のまち交流センター	20	平成12
	山科区役所	0.3426	平成12
	右京ふれあい文化会館	10	平成13
	環境保全活動センター（京エコロジーセンター）	20	平成13
	西ノ京消防職員待機宿舎	0.054	平成13
	鳥羽水環境保全センター（G H系列 水処理電気棟）	10	平成13
	京都市庁舎（市庁舎前広場）	1.7	平成14
	社会福祉・市民活動総合センター（ひとまち交流館京都）	10	平成14
	西京極総合運動公園プール棟（京都アクリアーナ）	70	平成14
	京都市教育相談総合センター（パトナ）	3	平成15
	高瀬川南市営住宅	5	平成15
	南浜消防出張所	0.056	平成16
	消防活動総合センター	0.054	平成16
	荒神橋西詰公衆トイレ	1.08	平成17
	京都市葛野児童館	3	平成17
	京都市葛野老人デイサービスセンター	0.57	平成17
	京都市本能特別養護老人ホーム	3	平成17
	京都市伏見消防署	10	平成17
	北部クリーンセンター	230	平成18
	松ヶ崎浄水場	20	平成18
	サンサ右京	98	平成19
	京都市魚アラリサイクルセンター	7.5	平成19
	うるおい館（崇仁コミュニティセンター等合築施設）	3	平成19
(30)	新町小学校	10	平成7
	二条城北小学校	10	平成9
	仁和小学校	10	平成11
	乾隆小学校	3	平成12
	朱雀第三小学校	3	平成13
	大枝小学校	3	平成13
	桂東小学校	3	平成13
	岩倉南小学校	3	平成14
	柊野小学校	3	平成14
	常磐野小学校	3	平成14
	深草小学校	3	平成14
	桂川小学校	3	平成15
	桂徳小学校	3	平成16
	松ヶ崎小学校	3	平成16
	白川小学校	3	平成16
	西京極中学校	3	平成13
	月輪中学校	3	平成14

種類	施設名	kW	完成年度
太陽光発電 64施設 (835kW)	大枝中学校	3	平成14
	神川中学校	3	平成15
	上京中学校	3	平成15
	高雄中学校	3	平成15
	御池中学校・複合施設	3	平成17
	堀川高等学校	20	平成11
	西京高等学校	10	平成15
	中京もえぎ幼稚園（子育て支援総合センターと供用）	-	平成11
	みづば幼稚園	3	平成13
	北総合養護学校	3	平成15
	市原野小学校	3	平成18
	久我の杜小学校	3	平成18
	下京中学校	20	平成18
太陽熱利用 11施設	桃陽病院		昭和59
	障害者スポーツセンター		昭和60
	大塚消防出張所		平成12
	神川消防出張所		平成13
	西京極総合運動公園プール棟（京都アクアリーナ）		平成14
	高速鉄道烏丸線竹田総合事務所		昭和60
	鳥羽水環境保全センター（管理棟）		昭和56
	伏見水環境保全センター（機械棟）		昭和57
	南浜消防出張所		平成16
	京都市葛野老人デイサービスセンター		平成17
	うるおい館（崇仁コミュニティセンター等合築施設）		平成19
風力発電 1施設・180校	京都市野外活動施設花背山の家（第二キャンプ場）	1.5	平成13
	下京中学校	1	平成18
	市立小学校 環境教育用 141校（うち太陽光発電併用138校）		
バイオマス熱利用、燃料製造 3施設	市立中学校 環境教育用 35校（うち太陽光発電併用24校）		
	市立総合支援学校 環境教育用 3校（うち太陽光発電併用3校）		
	廃食用油燃料化施設（バイオディーゼル燃料生産規模：5,000L/日）		平成16
コーデネレーション 10施設	鳥羽水環境保全センター（下水処理過程で生じるメタンを熱源として有効利用）		平成17
	京都市魚アラリサイクルセンター（魚アラ処理過程で生じる熱や油を所内で有効利用）		平成19
	健康増進センター（ヘルスピア21）	192	平成 5
	久世特別養護老人ホーム	16	平成10
	桂川園特別養護老人ホーム	16	平成10
	修徳特別養護老人ホーム	16	平成13
	小川特別養護老人ホーム	10	平成13
	大原野更生園	10	平成13
	西京極総合運動公園プール棟（京都アクアリーナ）	280	平成14
	伏見水環境保全センター	1,200	平成17
廃棄物発電・熱利用 4施設	京都御池中学校	1	平成17
	サンサ右京	110	平成19
	東部クリーンセンター	8,000	昭和54
	南部クリーンセンター	8,800	昭和60
燃料電池 1施設	東北部クリーンセンター	15,000	平成12
	北部クリーンセンター	8,500	平成18
水力発電 1施設	下京中学校	1	平成18
温度差エネルギー	石田水環境保全センター	9	平成18
クリーンエネルギー自動車	環境保全活動センター（京エコロジーセンター）		平成13
	市バス、公用車の電気自動車、ハイブリッド車、天然ガス車	97台	

平成20年3月末現在

5 平成19年度京都市の施策・事業に係る指標の状況

(1) 事務事業化指標

(1/7)

計画の施策	施策別実施状況			実施事務事業数				実施合計
	◎ 着手済	△ 未着手	排出量算定可能な事業を含む施策	区分別		実施事務事業数		
				A 算定可能	B 削減支援	C 直接削減	D 啓発連携	
(1) エネルギー転換部門対策								
ア バイオマスエネルギーの活用促進	★							
家庭用廃食用油の回収拠点の拡大とBDF化の推進	○		*					
木質バイオマスの有効利用の検討	○							2
生ごみを利用した水素ガス生成の有効利用の検討	○							
農林業での副産物や廃棄物の有効活用の検討	○							
イ 太陽エネルギーの活用促進	★							
公共施設への太陽光発電、太陽熱利用の導入の推進	○		*					5
住宅用太陽光発電システム助成制度等による自然エネルギーの普及	○		*					
ウ 未利用エネルギーの活用促進								
小水力発電の導入	○							1
下水処理水等の熱エネルギーの活用方策の検討	○							
エ その他の新エネルギーの活用								
コーポレーティブソーラーシステム等の導入促進	○							1
ごみ発電の推進	○		*					
合計								9 0 3 0 12
(2) 産業部門対策								
ア 環境に配慮した事業活動の推進	★							
(ア) 環境管理・監視等の普及								
KES等、環境マネジメントシステムの導入促進	○							
(イ) 特定事業者排出量削減計画書の公表								
特定事業者排出量削減計画書等の公表	○		*					
(ウ) グリーン購入・グリーン調達の促進								
京都グリーン購入ネットワークとの連携によるグリーン購入の促進	○							1 3 0 2 6
(エ) 中小企業の取組の支援								
ESCO事業や省エネルギー診断の活用の支援対策の推進	○							
省エネアドバイザー派遣等の支援対策の推進	○							
経営者向け環境経営セミナーや従業員への環境教育の促進	○							
イ 省エネルギー型生産構造への転換促進								
(ア) 工場・事業場でのエネルギー使用合理化の徹底								
ESCO事業の活用による省エネルギー型生産工程の普及		○						
事業所における省エネルギー対策の推進	○							0 2 0 0 2
(イ) 農林水産業者における省エネルギー型生産の促進								
地場産の旬の農作物の消費拡大による省エネルギー型生産の促進	○							
合計								1 5 0 2 8

計画の施策	施策別実施状況			実施事務事業数				実施合計			
	重点施策	◎	△	排出量算定可能な事業を含む施策	区分別						
		着手済	未着手		A 算定可能	B 削減支援	C 直接削減				
(3) 運輸部門対策											
ア 低公害車・低燃費車の普及、促進 ★											
市バス、公用車への低公害車・低燃費車の導入推進	○				0	2	1	2			
バイオディーゼル燃料の利用促進	○							5			
京都府トラック協会への低公害車導入に対する補助	○										
低公害車購入事業者に対する優遇措置の検討	○										
事業者におけるエコドライブなど、グリーン配送の取組の推進	○										
市役所におけるグリーン配送の導入検討	○										
低公害車の駐車料金割引制度の促進		○									
イ 快適な歩行者空間の形成推進 ★											
「歩いて暮らせるまちづくり推進会議」との協働による取組の推進	○				0	1	2	1			
都心部でのトランジットモールの検討	○							4			
安全で快適な歩道の整備	○										
バリアフリー化の推進による徒歩移動の促進	○										
交通安全施設の適切な整備の推進	○										
ウ 自転車利用環境の整備 ★											
「京都市自転車総合計画」に基づく自転車利用環境の整備	○				0	1	0	0			
都市型レンタサイクルの導入促進	○							1			
自転車等駐車場の整備	○										
自転車走行空間の整備	○										
エ バス輸送サービスの充実等公共交通機関の利用促進 ★											
PTPSの拡充	○				0	3	0	1			
鉄道網と連結したバス路線網の整備	○							4			
公共交通と自転車の乗継による通勤の普及	○										
公共交通機関を利用した観光客誘致の推進	○										
環境定期券を活用した公共交通機関の利用促進	○										
100円循環バスの運行等による公共交通機関の利用促進	○										
オ 過度に自動車に依存しないまちづくりの推進 ★											
自動車利用から自転車・歩歩・公共交通機関への転換	○				0	3	0	0			
TDM施策の推進	○							3			
観光地における交通社会実験を踏まえた施策化の推進	○										
交通環境の改善についての検討	○										
カ LRT等の新しい公共交通システムの検討 ★											
LRT導入のあり方の検討	○				0	1	0	0			
キ 地下鉄延長事業・鉄道の複線化及び効果化の推進											
地下鉄東西線（二条～天神川間）の延伸	○				0	0	4	0			
JR山陰線の複線化及び一部高架化	○							4			
京阪本線淀駅付近の高架化	○										
阪急京都線桂駅以南の高架化	○										
ク 交通流の円滑化の推進											
道路交通網の整備促進	○				0	1	0	0			
観光地におけるパーク＆ライドシステムの普及	○							1			
ケ アイドリング・ストップなどエコドライブの普及啓発活動の推進											
アイドリングストップの普及	○				0	0	0	4			
エコドライブ推進者認定制度によるエコドライブ推進者の養成推進	○							4			
合計					0	12	7	8			
								27			

計画の施策	重点施策	施策別実施状況			実施事務事業数			
		◎ 着手済	△ 未着手	排出量算定可能な事業を含む施策	区分別		実施合計	
					A 算定可能	B 削減支援	C 直接削減	
(4) 民生部門対策								
ア ライフスタイルの見直し								
(7)家庭における排出量把握の推進								
環境家計簿の普及		○						
(イ)温暖化対策診断の促進								
専門家による温暖化対策診断の促進		○						
(ウ)環境配慮型商品等の優先購入（グリーン購入）等の推進								
エコショッップの紹介等を通じたグリーン購入の普及		○						
省エネルギー機器の情報提供を通じた機器の普及		○						
省エネラベルを通じた情報の提供		○						
省エネルギー型機器の普及促進策の検討			○					
(オ)自転車の利用促進								
徒歩や自転車利用のための施設整備の推進		○						
イ 事務所、店舗等の環境に配慮した活動の推進								
(7)環境管理・監視等の普及（再掲）								
KES等、環境マネジメントシステムの導入促進（再掲）		○						
(イ)特定事業者排出量削減計画書の提出（再掲）								
特定事業者排出量削減計画書等の公表（再掲）		○		*				
(ウ)グリーン購入・グリーン調達の促進（再掲）								
京都グリーン購入ネットワークとの連携によるグリーン購入の促進（再掲）		○						
(オ)商店街等の取組の支援								
モデル地域での地域全体の排出量削減を推進		○						
ESCO事業や省エネルギー診断の活用の支援対策の推進（再掲）		○						
省エネアドバイザー派遣等の支援対策の推進（再掲）		○						
(オ)旅館・ホテルの取組支援								
都市型エコツーリズムの取組の促進		○						
(カ)自動販売機による電力消費を削減する方策の検討								
自動販売機による電力消費を削減する方策の検討		○						
(キ)24時間営業を行う店舗等による電力消費を削減する方策の検討								
24時間営業を行う店舗等による電力消費を削減する方策の検討		○						
ウ 建築物の省エネルギー化の促進								
特定建築物排出量削減計画書等の運用		○						
ESCO事業の紹介等		○						
エ ヒートアイランド対策の推進								
敷地緑化、屋上緑化等によるヒートアイランド現象の緩和		○						
水面や非舗装面の確保、通風に配慮した都市構造の促進			○					
オ 「京都水共生プラン」の推進								
透水性舗装の活用等、雨水浸透性の向上		○						
雨水タンクの整備		○						
カ 省エネルギー生活を普及させる仕組みづくり								
家庭へのKESの普及			○					
省エネルギーコンサルタント等を活用しやすい仕組みの構築		○						
省エネルギー対策に関する相談できる体制の検討		○						
地球温暖化防止リーダー養成講座の実施		○						
チャレンジエコライフコンテストの実施		○						
環境にやさしい生活をする人にメリットのある制度の検討			○					
住宅の環境ラベリング制度の検討			○					
合計					1	9	7	26

計画の施策	重点施策	施策別実施状況			実施事務事業数				
		◎ 着手済	△ 未着手	排出量算定可能な 事業を含む 施策	区分別				実施合計
					A 算定可能	B 削減支援	C 直接削減	D 啓発連携	
(5) 廃棄物部門対策									
ア 使用済みてんぷら油のバイオディーゼル燃料化事業の推進（再掲）★				*	2	0	0	0	2
家庭用廃食用油の回収拠点の拡大とBDF化の推進（再掲）		○		*					
イ ごみの発生抑制と再使用の推進 ★									
「京都市循環型社会推進基本計画」に基づくごみの発生抑制と減量化		○			0	4	0	4	8
家庭ごみ収集における有料指定袋制の導入		○							
「京都市ごみ減量推進会議」を中心としたごみの発生抑制と減量化		○							
ウ ごみの分別とリサイクルの推進									
プラスチック製容器包装の分別回収の拡充		○			0	1	2	1	4
家電リサイクル法の施行に伴う市民啓発、不法投棄対策の徹底等		○							
学校における分別収集、リサイクルの取組の推進		○							
エ 良好的な都市ストックの形成・有効利用									
良好で寿命の長い建築物等、既存の都市ストックの有効活用			○		0	0	0	0	0
オ 下水汚泥の有効利用									
溶融スラグ等を建設資材として有効利用		○			0	0	1	0	1
カ 「新京都市産業廃棄物処理指導計画」の推進									
「新京都市産業廃棄物処理指導計画」に基づくごみ減量化の推進		○			0	0	0	1	1
合計					2	5	3	6	16
(6) 吸收源対策									
ア 森林の保全・整備等の推進									
(7) 森林の適切な保全整備									
植林、下刈り、除伐、間伐等の森林整備		○							
人と自然の共生を目指す森作りを民有林に拡大		○							
森林整備の担い手の育成、確保		○							
(8) 里山空間など多様な森林の整備									
里山空間など多様な森林の整備		○			0	1	7	4	12
(9) 緑化技術の導入									
道路や橋等の建設に際し、緑化技術の採用に努める		○							
(10) 緑化の推進									
緑化団体との連携による普及啓発の推進		○							
空き地、屋上、壁面の緑化の推進		○							
イ 都市公園、公共施設等の緑化推進									
(11) 都市公園の整備									
緑豊かな都市公園の整備		○							
(12) 工場・産業団地の緑化推進									
工業・産業団地の緑化推進		○			0	0	7	0	7
(13) 公共施設等の緑化									
道路や河川、官公庁等における緑化の推進		○							
学校、公園等におけるビオトープ事業の推進		○							
ウ 木材資源の有効利用の推進									
京の山桜人工工房事業などを核とした普及啓発		○							
市内産木材の利用促進		○			0	1	1	5	7
市内産木材の安定的な供給体制の整備		○							
森林資源の新たな活用方法の確立			○						
合計					0	2	15	9	26

計画の施策	施策別実施状況				実施事務事業数				
	重点施策	◎	△	事業を含む算定可能な 排出量算定可能な 施策	区分別				実施合計
		着手済	未着手		A 算定可能	B 削減支援	C 直接削減	D 啓発連携	
(7) その他の温室効果ガス対策									
ア メタン対策									
環境保全型農業の推進									
有機物資材施用等、水管理の適正化			○						
家畜ふん尿の適正処理		○							
廃棄物対策の推進									
有機物埋立抑制		○							
「新京都市産業廃棄物処理指導計画」に基づくごみ減量化の推進（再掲）		○							
イ 一酸化二窒素対策									
環境保全型農業の推進									
施肥管理の適正化			○						
家畜ふん尿の適正処理（再掲）		○							
廃棄物対策の推進									
「新京都市産業廃棄物処理指導計画」に基づくごみ減量化の推進（再掲）		○							
ウ 代替フロン等対策									
カーエアコン、冷蔵庫等の回収・適正処理の促進									
回収装置等の整備に対する支援		○							
関係業界との連携による廃棄時における回収・適正処理		○							
合計					0	2	3	4	9

計画の施策	施策別実施状況				実施事務事業数							
	重点施策	◎ 着手済	△ 未着手	排出量算定可能な事業を含む施策	区分別				実施合計			
		A 算定可能	B 削減支援		C 直接削減	D 啓発連携						
(8) 取組の輪を広げるための誘導策												
ア 環境教育・学習の推進 ★												
(ア) 環境教育の推進												
学校における環境教育の推進					○							
家庭や地域における取組につながる仕組みの検討					○							
教員への環境教育					○							
KES学校版等、環境教育の実践活動の強化					○							
雨水タンク、太陽光発電設備等の活用					○							
(イ) 京都市環境保全活動センター(京エコロジーセンター)における環境学習の推進												
施設内展示を通じた普及啓発					○							
青少年科学センターとの連携による環境教育事業の推進					○							
環境ボランティア等との協働による普及啓発行事等の実施					○							
イ 市民活動等の促進支援 ★												
(ア) 市民活動の展開・促進												
「京のアジェンダ21」の推進					○							
京のアジェンダ21フォーラム等を通じた取組の推進					○							
自然エネルギー導入等を進める市民団体等の活動支援					○							
地球温暖化防止活動推進員等、リーダー育成の推進					○							
京都市ごみ減量推進会議を通じた取組の推進					○							
地域ごみ減量推進会議の活動支援					○							
(イ) 京都市環境保全活動センター(京エコロジーセンター)における環境活動支援の推進												
環境リーダー等の育成					○							
環境関連図書の収集及び情報提供の促進					○							
自然エネルギー導入等を進める市民団体等の活動支援(再掲)					○							
(カ) 中小企業の取組の支援												
環境マネジメントシステム導入説明会の開催等					○							
(イ) 地域参加型環境保全の推進												
地域における環境改善活動の推進					○							
大学におけるグリーン購入等の取組への支援					○							
ウ 広報・啓発の推進 ★												
啓発イベント等の開催					○							
環境保全に貢献した市民等の表彰					○							
マスコミとの共同キャンペーンの実施					○							
効果的な広報、啓発活動の促進					○							
エ 観光客への啓発 ★												
環境配慮型宿泊施設の取組の促進					○							
環境配慮型宿泊施設等を通じた観光客への啓発					○							
オ 協働体制の充実 ★												
京のアジェンダ21フォーラム等の活動推進					○							
カ モデル事業・社会実験等の取組の推進 ★												
モデル事業・社会実験等の取組推進					○							
キ 財政上の措置・制度の検討 ★												
地球温暖化に資する取組に対する補助制度、税制度等の検討					○							
合計												
					0	1	0	42	43			

計画の施策	施策別実施状況			実施事務事業数				実施合計	
	重点施策	◎	△	排出量算定可能な事業を含む施策	区分別				
		着手済	未着手		A 算定可能	B 削減支援	C 直接削減		
(9) その他の取組の推進									
ア 国際協力の推進					0	0	0	1	
各国の更なる地球温暖化対策の推進に向けた活動	○							1	
ICLEIを通じた環境分野における国際協力	○								
WMCCCを通じた自治体リーダー間のネットワーク化	○								
イ 近隣自治体等との連携による広域的な取組の推進					0	0	0	1	
国や府との連携、近隣市町村との情報交換	○							1	
総合地球環境学研究所との連携	○								
ウ 調査研究の推進					0	0	0	0	
地球温暖化に関する調査研究の推進	○								
省エネルギー等に関する技術開発研究の推進	○								
合計					0	0	0	2	
(10) 市役所の率先実行									
ア 庁内推進体制の充実				★	0	0	0	1	
京都市地球温暖化対策推進本部における全庁的な取組の推進	○							1	
イ 京都市役所CO2削減アクションプログラムの推進					1	0	2	0	
京都市CO2削減アクションプランの推進	○			*				3	
ウ 環境マネジメントシステムの構築・推進等									
ISO14001及びKES取得事業所の拡大	○								
ゼロエミッションの取組の推進、拡大	○								
戦略的環境アセスメントの実施	○								
行政評価システムにおける環境負荷の観点の追加	○								
環境への影響を評価に加える総合評価一般競争入札制度の導入	○								
グリーン入札制度の検討	○								
指定管理者の選定に当たって、環境への配慮の観点の追加		○							
環境会計の手法の活用	○								
合計					1	2	9	1	
※ 太字ゴシックは重点施策を示す。									

(2) 成果指標

(1/4)

施策・事業		(参考) 各種計画での 目標値 (目標達成年度)	実績						
指標名			平成15年度 (2003年度)	平成16年度 (2004年度)	平成17年度 (2005年度)	平成18年度 (2006年度)	平成19年度 (2007年度)	増減状況 (※)	
エネルギー転換部門									
(1)ア 廃食用油燃料化事業									
累 費食用油回収拠点数	1,500箇所 (22年度)	825箇所	864箇所	956箇所	1,013箇所	1,202箇所	○		
累 費食用油回収実施学区数	—	138学区	143学区	156学区	162学区	186学区	○		
単 費食用油回収量	—	128,118 L	125,276 L	127,158 L	149,382 L	160,897 L	○		
単 精製燃料が化石燃料を代替することによる 温室効果ガス削減量	4,000 t-CO2 (22年度)	—	3,583 t-CO2	4,358 t-CO2	4,226 t-CO2	3,969 t-CO2	○		
(1)イ 公共施設における新エネルギー導入									
累 公共施設における太陽光発電システム導入 量	—	431 kW	441 kW	466 kW	752 kW	835 kW	○		
累 公共施設における太陽光発電システム導入 量による温室効果ガス削減量	—	163 t-CO2	167 t-CO2	176 t-CO2	284 t-CO2	316 t-CO2	○		
単 公共建築デザイン指針に基づく 公共施設における太陽光発電導入施設数	—	5件	3件	4件	3件	3件	○		
太陽光発電普及促進事業									
単 住宅用太陽光発電設置助成件数	—	173件	155件	172件	224件	189件	○		
単 住宅用太陽光発電設備容量	—	576 kW	527 kW	581 kW	740 kW	555 kW	○		
単 当該年度設置太陽光システムによる温室効 果ガス削減量	—	218 t-CO2	199 t-CO2	220 t-CO2	280 t-CO2	210 t-CO2	○		
累 助成により設置した太陽光システムによる累 積温室効果ガス削減量	1,500 t-CO2 (22年度)	218 t-CO2	416 t-CO2	636 t-CO2	916 t-CO2	1,126 t-CO2	○		
ごみ発電									
単 廃棄物発電による発電量	—	171,145 kWh	176,582 kWh	196,533 kWh	212,872 kWh	213,579 kWh	○		
単 廃棄物発電による温室効果ガス削減効果	78,000 t-CO2 (22年度)	64,692 t-CO2	66,748 t-CO2	74,289 t-CO2	80,466 t-CO2	80,732 t-CO2	○		
産業部門									
(2)ア 特定事業者排出量削減制度									
状 平成17年度特定事業者温室効果ガス排出 量	16.0万t-CO2	—	217.3万t-CO2	217.6万t-CO2	212.8万t-CO2	204.1万t-CO2	○		
状 平成18年度特定事業者温室効果ガス排出 量	—	—	15,655t-CO2	15,530t-CO2	15,739t-CO2	△			
状 平成19年度特定事業者温室効果ガス排出 量	—	—	—	13,972t-CO2	14,143t-CO2	△			
KES認証取得事業所の拡大									
累 KES市内事業所認証取得件数	850件 (平成22年度)	131件	171件	264件	439件	521件	○		
ISO14001推進事業									
単 EMSに対する相談件数	—	50件	61件	79件	89件	82件	○		
グリーン購入の促進									
累 京都グリーン購入ネットワーク会員数	500人・団体 (20年度、府下)	—	79件	115件	130件	143件	○		
(2)イ 地場産の旬の農作物の消費拡大									
状 「京の旬野菜」生産割合	30% (22年度)	28%	29%	30%	31%	32%	○		
累 京の旬野菜生産農家として京都市が認定し ている農家の数	—	523戸	553戸	560戸	586戸	616戸	○		

※増減状況は、指標のもつ性質により、以下のように整理している。

単 …単年度値。毎年度0から積み上げるもの。

累 …累積値。前年度値に加えていくもの。

状 …状態値。働きかけを行う対象の状態を表すもの。

◎:前年度を上回る実績がある

◎:前年度増分を超えて増加している

◎:状態の改善が図られたもの

○:実績がある

○:増加している

○:状態に変化なし

△:実績なし(0件)

△:増減なし

△:状態が悪化したもの

×:減少

施策・事業		(参考) 各種計画での 目標値 (目標達成年度)	実績						
指標名			平成15年度 (2003年度)	平成16年度 (2004年度)	平成17年度 (2005年度)	平成18年度 (2006年度)	平成19年度 (2007年度)	増減状況 (※)	
運輸部門									
(3)ア 低公害車の導入推進・促進									
累 市内低公害車台数	—	1,532台	2,228台	2,809台	3,617台	集計中	—		
累 公用車の低公害車等保有台数	—	128台	178台	248台	280台	359台	◎		
単 京都府トラック協会を通じた低公害車導入助成件数(新規)	—	8台	8台	8台	8台	6台	○		
環境保全資金融資制度									
単 融資件数	—	1件	2件	0件	1件	1件	○		
単 融資相談件数	—	20件	24件	30件	30件	24件	○		
京都市都心部(まちなか)グリーン配送推進協議会									
累 エコカー普及台数	—	—	—	433台	577台	集計中	—		
(3)イ 快適な歩行者空間の形成推進									
単 歩道の整備延長	—	—	—	3.05km	6.47km	6.76km	◎		
単 通行支障柱移設件数	—	—	41本	37本	34本	35本	◎		
(3)ウ 自転車利用環境の整備									
累 自転車等保管能力	—	—	8,800台	9,100台	8,800台	10,600台	◎		
単 駐輪場利用目標台数	—	—	1,601,738台	1,734,838台	1,763,379台	1,765,488台	◎		
単 駐輪場利用目標達成状況	—	—	105.5%	100.4%	105.9%	103.3%	△		
累 都市型レンタサイクルの設置台数	—	—	558台	579台	570台	570台	△		
(3)エ 観光客の公共交通機関利用の促進									
状 観光客の入洛時乗用車利用率	—	30.1%	30.3%	29.6%	29.3%	29.0%	◎		
(3)オ 自動車利用から自転車・歩歩・公共交通機関への転換									
状 公共交通機関利用者数	—	518.8百万人	515.6百万人	516.0百万人	515.9百万人	—	—		
観光地等交通対策									
単 パーク＆ライドの利用台数	—	2,756台	1,524台	1,353台	1,615台	1,997台	◎		
状 アンケートによるパーク＆ライドの利用者満足度	—	96.7%	95.7%	96.0%	96.7%	97.6%	◎		
(3)ケ 京都市都心部(まちなか)グリーン配送推進協議会									
累 エコドライブ推進者認定数	—	—	10人	330人	627人	719人	○		
アイドリング・ストップ運動の推進									
単 啓発実施回数	—	14回	14回	17回	48回	47回	○		
単 チラシ等配布枚数	—	9,000枚	10,200枚	13,900枚	15,300枚	9,350枚	○		

※増減状況は、指標のもつ性質により、以下のように整理している。

単 …単年度値。毎年度0から積み上げるもの。

累 …累積値。前年度値に加えていくもの。

状 …状態値。働きかけを行う対象の状態を表すもの。

◎:前年度を上回る実績がある

◎:前年度増分を超えて増加している

◎:状態の改善が図られたもの

○:実績がある

○:増加している

○:状態に変化なし

△:実績なし(0件)

△:増減なし

△:状態が悪化したもの

×:減少

施策・事業		(参考) 各種計画での 目標値 (目標達成年度)	実績						
指標名			平成15年度 (2003年度)	平成16年度 (2004年度)	平成17年度 (2005年度)	平成18年度 (2006年度)	平成19年度 (2007年度)	増減状況 (※)	
民生部門									
(4)ア 環境家計簿の普及									
(4)ア	単 簡易版環境家計簿(家計のダイエット等)取組数	—	—	1,012世帯	570世帯	1,425世帯	1,906世帯	◎	
	単 「京都市エコライフチャレンジ(環境家計簿冊子)」取組数	—	180世帯	33世帯	124世帯	81世帯	174世帯	◎	
	単 こどもエコライフチャレンジ取組校数	—	—	—	1校	3校	11校	◎	
	単 こども版環境家計簿(こどもエコライフチャレンジ)取組数	—	—	—	130世帯	250世帯	900世帯	◎	
(4)ウ 既存建築物の省エネ対策									
(4)ウ	単 特定建築物排出量削減計画書による届出件数	—	—	—	21件	104件	93件	○	
	（4）エ 緑化等によるヒートアイランド現象の緩和								
(4)エ	状 1人あたりの公園面積 (平成37年度)	10m ² ／人以上	4.53m ² ／人	4.55m ² ／人	4.56m ² ／人	4.57m ² ／人	4.66m ² ／人	◎	
	累 市内公園面積	—	6,625,303m ²	6,671,222m ²	6,702,231m ²	6,710,101m ²	6,837,258m ²	◎	
	累 市内公園箇所数	—	776箇所	789箇所	799箇所	814箇所	839箇所	◎	
	累 市街化区域の緑被率 (平成37年度)	33%	—	—	25.8%	—	—	—	
(4)オ 透水性舗装整備の推進									
(4)オ	単 透水性舗装延長 (19年度)	約10kmの整備	11,713m	10,061m	8,051m	2,990m	2,870m	○	
	雨水貯留施設設置助成金制度								
(4)オ	単 雨水貯留施設設置助成件数	年間100件	—	—	72件	58件	72件	◎	
廃棄物部門									
(5)イ ごみの発生抑制と減量化									
(5)イ	状 一般廃棄物総排出量 (27年度)	803.5千t	836,401t	818,418t	807,917t	792,752t	集計中	—	
	状 産業廃棄物総排出量 (22年度)	2,744千t	評成13年度以降5年に ごとに数値把握	2,579千t	—	—	—	—	
地域ごみ減量推進会議・ごみ減量推進員制度									
(5)イ	累 地域ごみ減量推進会議数	—	60団体	73団体	77団体	82団体	91団体	◎	
	累 京都市ごみ減量推進会議への参加者数	—	279人	295人	297人	317人	332人	○	
リターナブルびんの回収									
(5)イ	累 リターナブルびん回収拠点数	—	—	22箇所	44箇所	47箇所	79箇所	◎	
	単 リターナブルびん回収量	—	—	6t	32t	58t	74t	◎	
不用品リサイクル情報案内システム運用									
(5)イ	単 不用品交換成立数	—	132件	71件	62件	107件	24件	○	
	単 不用品情報新規登録件数	—	1,278件	941件	638件	751件	705件	○	
ごみ減量・リサイクル推進店「めぐるくんの店」推奨									
(5)イ	累 めぐるくんの店認定件数	—	178件	174件	141件	150件	150件	△	
コミュニティ回収									
(5)イ	累 回収実施団体数	—	—	26団体	105団体	535団体	1,264団体	○	

※増減状況は、指標のもつ性質により、以下のように整理している。

単 …単年度値。毎年度0から積み上げるもの。

累 …累積値。前年度値に加えていくもの。

状 …状態値。働きかけを行う対象の状態を表すもの。

◎: 前年度を上回る実績がある

○: 前年度増分を超えて増加している

◎: 状態の改善が図られたもの

○: 実績がある

○: 増加している

○: 状態に変化なし

△: 実績なし(0件)

△: 増減なし

△: 状態が悪化したもの

×: 減少

施策・事業		(参考) 各種計画での 目標値 (目標達成年度)	実績						
指標名			平成15年度 (2003年度)	平成16年度 (2004年度)	平成17年度 (2005年度)	平成18年度 (2006年度)	平成19年度 (2007年度)	増減状況 (※)	
吸收源対策									
(6)ア 植林、下刈り、除伐、間伐等の森林整備									
状 森林面積		—	40,749 ha	40,744 ha	60,907 ha	61,108ha	—	—	
単 植林(再造林)面積		—	58 ha	53 ha	92 ha	59 ha	72ha	◎	
単 保育(下刈り、枝打ち、間伐等)面積		—	797 ha	874 ha	941 ha	764 ha	646ha	○	
山村都市交流の森運営管理									
単 自然体験学習の場利用者数		—	32,522人	36,068人	37,272人	31,717人	25,829人	○	
(6)イ 都市公園、公共施設等の緑化推進									
累 保全樹・保存樹林数		—	—	33件	40件	39件	39件	△	
(6)ウ 市内産木材の利用促進									
単 林産物需要拡大センター(ウッディー京北) 入館者数		—	84,253人	79,959人	92,287人	112,326人	149,615人	◎	
京の山桜人工房事業などを核とした普及啓発									
単 林業活性化対策(京の山桜人工房事業) モデル工房設置箇所数		—	—	—	3箇所	3箇所	3箇所	○	
単 林業活性化対策(京の山桜人工房事業) モデル工房来訪者数		—	—	—	570人	5,625人	6,783人	◎	
単 林業活性化対策(京の山桜人工房事業) リフォーム材供給箇所数		—	—	—	—	19箇所	20箇所	◎	
取組の輪を広げるための誘導策									
(8)ア 京エコロジーセンターにおける環境教育・普及啓発									
単 京エコロジーセンター入館者と館外事業参加者数		—	94,076人	89,263人	97,261人	79,307人	94,242人	◎	
学校における環境教育の推進									
累 KES学校版の取得数		—	—	—	—	176校	206校	○	
(8)イ 市民活動等の促進支援									
状 京エコロジーセンターエコメイト・エコサポート ー合計数		—	—	108名	118名	132名	151名	◎	
累 京のアジェンダ21フォーラム会員数		—	462人・団体	491人・団体	539人・団体	650人・団体	563人・団体	×	
(8)ウ 環境保全に貢献した市民等の表彰制度									
単 京都環境賞の応募件数		—	37件	9件	16件	29件	30件	◎	
単 チャレンジエコライフコンテストの応募件数		—	—	—	21件	46件	34件	○	
市役所の率先実行									
(10)イ 京都市役所CO2削減アクションプランの推進									
状 京都市役所事務系の温室効果ガス排出量 (22年度)		28,942t-CO2	—	30,198t-CO2	30,344t-CO2	29,572t-CO2	29,450t-CO2	◎	
状 京都市役所事業系の温室効果ガス排出量 (22年度)		344,363t-CO2	—	404,972t-CO2	399,387t-CO2	405,773t-CO2	378,973t-CO2	◎	
状 京都市役所市民サービス系の温室効果ガス 排出量 (22年度)		29,499t-CO2	—	29,252t-CO2	30,375t-CO2	29,624t-CO2	31,268t-CO2	△	
公共施設・省エネルギー(ESCO事業)の推進									
単 ESCO事業件数		—	—	—	—	1件	0件	△	

※増減状況は、指標のもつ性質により、以下のように整理している。

単 … 単年度値。毎年度0から積み上げるもの。

累 … 積積値。前年度値に加えていくもの。

状 … 状態値。働きかけを行う対象の状態を表すもの。

◎: 前年度を上回る実績がある

◎: 前年度増分を超えて増加している

◎: 状態の改善が図られたもの

○: 実績がある

○: 増加している

○: 状態に変化なし

△: 実績なし(0件)

△: 増減なし

△: 状態が悪化したもの

6 平成19年度京都市の施策・事業の実施状況

(1/24)

京都市の取り組む施策					
事務事業名 <所管>	事業区分 (※)	地球温暖化防止に係る効果・目標値 及び進ちょく状況・削減実績			
(1) エネルギー転換部門対策					
ア バイオマスエネルギーの活用促進（重点施策）					
<区分別事業数 A:2 B:0 C:2 D:0 未:0 >					
着手済 施策					
①	家庭用廃食用油の回収拠点の拡大とBDF化の推進 木質バイオマスの有効利用の検討 生ごみを利用した水素ガス生成の有効活用の検討 農林業での副産物や廃棄物の有効活用の検討 廃食用油燃料化事業(企画部門) <環境局>	A ₂	バイオディーゼル燃料化事業の一層の促進にあたり、使用済みてんぶら油回収拠点の拡大を図る。 回収拠点数 ⑦956, ⑧1,013, ⑨1,202 回収実施学区数 ⑦156学区, ⑧162学区, ⑨186学区 回収量 ⑦127kL, ⑧149kL, ⑨161kL 平成19年9月から回収に係る助成金制度を創設した。 ※CO ₂ 削減効果は「②廃食用油燃料化事業(BDF製造)」に含む		
②	廃食用油燃料化事業(BDF製造) <環境局>	A ₂	回収した使用済みてんぶら油をバイオディーゼル燃料に精製し、ごみ収集車や市バスの燃料として使用する。 目標値：4,000t-CO ₂ /年 製造量 ⑦1,651kL, ⑧1,620kL, ⑨1,515kL 使用車両 ごみ収集車約170台 市バス97台 CO ₂ 排出量削減効果 ⑦4,358トン, ⑧4,244トン, ⑨3,969トン 3,969t-CO ₂ /年		
③	生ごみを利用した水素ガス生成の有効利用の検討 <環境局>	C	バイオマスエネルギーの活用促進において、生ごみを利用した水素ガス生成について、有効活用を検討する。 生ごみ等からのバイオガス化技術実証研究を平成11年度から行っており、平成18年度からは市庁舎ゼロエミッション活動と連携し、この活動で発生する生ごみや雑紙からバイオガスを取り出す実験を実施。 バイオマス利活用の更なる促進に向けて、「京都市バイオマス利活用基本構想懇話会」を立ち上げ、同懇話会で「京都市におけるバイオマス利活用の基本的考え方」を取りまとめた。		
④	バイオマス資源の有効活用 <産業観光局>	C	グリーンコンポスト生産施設において剪定枝や食品加工残さを原料として肥料を生産し、コンポスト化による循環型社会を指向するライフスタイルの醸成を図る。 原料受入量 ⑦剪定枝2,822t, 加工残さ2,176t ⑧剪定枝3,065t, 加工残さ2,157t 製品出荷量 ⑦3,651m ³ , ⑧3,418m ³ , ⑨3,202m ³		
イ 太陽エネルギーの活用促進（重点施策）					
<区分別事業数 A:5 B:0 C:0 D:0 未:0 >					
着手済 施策					
①	公共施設への太陽光発電、太陽熱利用の導入の推進 住宅用太陽光発電システム助成制度等による自然エネルギーの普及 京都市公共建築デザイン指針の推進 <都市計画局>	A ₂	環境にやさしい公共建築づくりとして、構想・計画段階から自然エネルギーの導入を施設所管局へ提案することで、公共施設の環境負荷低減を図る。 ⑦4施設、計16.6kW ⑧3施設、計253kW ⑨3施設、計13.5kW(⑨までの当該局管轄の太陽光施設の累積出力695.5kW (CO ₂ 排出量削減効果262.9トン)、公営企業等も含めた累積出力は835kW (CO ₂ 排出量削減効果316トン)) 264t-CO ₂ /年 (公営企業等を含むと316t-CO ₂ /年)		
②	太秦東部地区第一種市街地再開発事業 <建設局>	A ₂	地下鉄東西線天神川駅(仮称)周辺地域で、右京区総合庁舎等の太秦東部地区市街地再開発施設を整備するに当たり、太陽光発電等を導入する。 ⑨98kW(導入完了)		

				<p>③ 公共施設への太陽光発電等の導入の推進(消防局施設への導入推進) <消防局></p> <p>④ 公共施設への太陽光発電等の導入の推進(上下水道局施設への導入推進) <上下水道局></p> <p>⑤ 太陽光発電普及促進事業 <総合企画局></p>	<p>A₂</p> <p>A₂</p> <p>A₁</p>	<p>消防庁舎の整備に合わせた太陽光発電設備等の導入により、温室効果ガスの抑制に寄与している。</p> <p>消防活動総合センター第2次整備、下京消防署の整備 ※CO₂削減効果は「①京都市公共建築デザイン指針の推進」に含む</p> <p>上下水道施設に太陽光発電設備を設置することにより、CO₂削減に寄与する。</p> <p>⑧松ヶ崎浄水場に20kW設置 ⑨-, ⑩蹴上浄水場に20kW設置予定 ※CO₂削減効果は「①京都市公共建築デザイン指針の推進」に含む</p> <p>住宅用太陽光発電システムの設置助成金交付制度を実施し、太陽光発電の普及促進を図る。 目標値:1,500t-CO₂/年 助成件数⑦172件、⑧224件、⑨189件 発電容量⑦581kW、⑧740kW、⑨555kW CO₂削減⑦220トン、⑧280トン、⑨210トン(H15からの累積削減量1,127トン) 1,127t-CO₂/年</p>
						ウ 未利用エネルギーの活用促進
						<区分別事業数 A:1 B:0 C:0 D:0 未:1 >
				<p>着手済 施策</p> <p>① 未利用エネルギーの活用促進(小水力発電) <上下水道局></p> <p>未着手 施策</p> <p>下水処理水等の熱エネルギーの活用方策の検討</p>	<p>小水力発電の導入</p> <p>A₂</p>	<p>水道施設内で未利用の水力エネルギーを利用する小水力発電の導入により、CO₂削減に寄与する。</p> <p>⑧石田水環境保全センターに設備導入・試運転調整(出力約10kW, 落差2m) ⑨発電電力量 71,720kWh</p> <p>24.2t-CO₂/年</p>
						エ その他の新エネルギーの活用
						<区分別事業数 A:1 B:0 C:1 D:0 未:0 >
				<p>着手済 施策</p> <p>① 京都市公共建築デザイン指針の推進(再掲) <都市計画局></p> <p>② ごみ発電の推進 <環境局></p>	<p>ヨージェネレーションシステム等の導入促進 ごみ発電の推進</p> <p>C</p> <p>A₂</p>	<p>環境にやさしい公共建築づくりとして、構想・計画段階から自然エネルギーの導入を施設所管局へ提案することで、公共施設の環境負荷低減を図る。</p> <p>~⑧北部クリーンセンターにごみ発電設備導入等 ⑨うるおい館に太陽熱温水システムを導入</p> <p>ごみ焼却余熱の発電利用によって、化石燃料使用の抑制を図る。 昭和55年:東部クリーンセンター(4,000kW×2基) 昭和61年:南部クリーンセンター(8,800kW) 平成13年:東北部クリーンセンター(15,000kW) 目標値:78,000t-CO₂/年</p> <p>⑧北部クリーンセンター建替えに伴うごみ発電設備(8,500kW)導入(12月) 発電量 ⑦196,533kWh, ⑧212,872kWh, ⑨213,578kWh 発電によるCO₂削減効果 ⑦74,289トン, ⑧80,466トン, ⑨80,732トン 80,732t-CO₂/年</p>

(2) 産業部門対策 (工場からの削減対策)			
ア 環境に配慮した事業活動の推進 (重点施策)			
着手済 施策	<区分別事業数 A:1 B:1 C:0 D:1 未:0 >		
	KES等、環境マネジメントシステムの導入促進 特定事業者排出量削減計画書等の公表 京都グリーン購入ネットワークとの連携によるグリーン購入の促進 経営者向け環境経営セミナーや従業員への環境教育の促進	B	
	① KES認証取得事業所の拡大 <環境局>	B	中小企業でも容易に取り組めるEMSであるKESの導入を図る。一つの事業所が新たにKESを認証取得した場合、その効果として約10トンCO ₂ /年(近年の調査では約17トン)の削減が見込めることから、22年までに850件に拡大することを目標とする。 目標値:8,500t-CO ₂ /年 市内KES取得事業所数⑦264件、⑧439件、⑨521件 中小企業向け説明会の開催回数⑧3回(81名)、⑨3回(79名)
	② 事業者におけるISO14001取得に対する支援 <環境局>	B	ISO14001を事業者が認証取得、維持するにあたっての相談に応じている。認証取得した事業所が増加することにより、温室効果ガス削減が推進される。 ISO14001取得に係る相談件数 ⑦79件、⑧89件、⑨82件 京都市公工事競争入札有資格者格付要項によるISO14001、KES取得の加算評価が行われたことから増加傾向にある。
	③ 地球温暖化対策条例の推進 (特定事業者排出量支援事業) <総合企画局>	A1	条例に基づく特定事業者排出量削減計画書及び特定事業者排出量削減報告書の提出を求め、公表を行い、事業者の温室効果ガス排出抑制を推進する。 目標値:160,000t-CO ₂ /年 17年度特定事業者(141事業者):基準年から13.2万t-CO ₂ 削減 18年度特定事業者(5事業者):基準年から84t-CO ₂ 増加 19年度特定事業者(3事業者):基準年から171t-CO ₂ 増加
	④ グリーン購入促進事業 <総合企画局>	D	「京都グリーン購入ネットワーク(KGPN)」の活動を通じて、生産等に係るCO ₂ 排出量の少ない商品などのグリーン購入の普及促進を図ることで、CO ₂ 削減に寄与する。 KGPN会員数⑦115、⑧130、⑨143
	⑤ 事業者排出量削減支援事業 (省エネ診断) <総合企画局>	B	平成20年度からの3年間は、本市域全体の排出量の約4分の1を占める特定事業者の大半が第二期目の計画期間となるため、特定事業者を対象に温室効果ガス排出量削減施策を提案する「省エネ診断」を実施した。 ⑨特定事業者を対象に、7事業所で省エネ診断を実施。 (内訳) ホテル2、病院2、事務所ビル・工場・飲食店各1 (提案におけるCO ₂ 削減量)約650t-CO ₂ (大規模リニューアルを含む。)
イ 省エネルギー型生産構造への転換促進			
着手済 施策	<区分別事業数 A:0 B:2 C:0 D:0 未:1 >		
	地場産の旬の農作物の消費拡大による省エネルギー型生産の促進	B	
	① 京の旬野菜推奨事業(園芸振興) <産業観光局>	B	栽培に余分なエネルギーが掛からず、運搬に伴うエネルギー消費も抑えられる旬の時期の京野菜の生産振興を図る。 販売促進キャンペーン、農薬使用の安全性確認などの実施 京の旬野菜の生産割合⑦30%、⑧31%、⑨32% 京の旬野菜認定生産者数⑦560人、⑧586人、⑨616人
未着手 施策	② 事業者排出量削減支援事業 (省エネ診断)(再掲) <総合企画局>	D	平成20年度からの3年間は、本市域全体の排出量の約4分の1を占める特定事業者の大半が第二期目の計画期間となるため、特定事業者を対象に温室効果ガス排出量削減施策を提案する「省エネ診断」を実施した。 ⑨特定事業者を対象に、7事業所で省エネ診断を実施。 (内訳) ホテル2、病院2、事務所ビル・工場・飲食店各1 (提案におけるCO ₂ 削減量)約650t-CO ₂ (大規模リニューアルを含む。)
	ESCO事業の活用による省エネルギー型生産工程の普及		

(3) 運輸部門対策（自動車からの削減対策）

ア 低公害車・低燃費車の普及、促進（重点施策）

<区分別事業数 A:0 B:2 C:1 D:1 未:1 >

着手済 施策	市バス、公用車への低公害車・低燃費車の導入推進 バイオディーゼル燃料の利用促進 京都府トラック協会への低公害車導入に対する補助 低公害車購入事業者に対する優遇措置の検討 事業者におけるエコドライブなど、グリーン配送の取組の推進 市役所におけるグリーン配送の導入検討		
	①	市バス、公用車への低公害車・低燃費車の導入推進 <環境局>	C
②			
③	環境保全資金融資制度 <環境局>	B	中小企業者が事業活動に伴う環境負荷低減のため、低公害車の購入等について、必要な資金を融資する。 融資件数⑦0件、⑧1件、⑨1件 融資相談件数⑦30件、⑧30件、⑨24件
④	京都市都心部(まちなか)グリーン配送推進協議会 <環境局>	D	市街地中心部の職住共存地区でのエコドライブの推進、配送の効率化の推進及び環境負荷の低い自動車の普及促進を図る。 目標値:8,500t CO ₂ /年、エコドライブ認定者数600名 エコドライブ推進者認定数⑦330名、⑧627名、⑨719名 エコカー普及台数⑦433台、⑧577台、⑨集計中
⑤	市民版エコドライブ推進事業 <環境局>	D	事業者のみならず、一般ドライバーへのエコドライブの普及を図るため、市民を対象としたエコドライブ教室の開催、「京エコドライバーズ」登録事業等を実施する。 ⑨市民向けエコドライブ教室 2回開催、エコドライブ支援装置モニター事業(6台分)
未着手 施策	低公害車の駐車料金割引制度の促進		

イ 快適な歩行者空間の形成推進（重点施策）

<区分別事業数 A:0 B:1 C:2 D:1 未:0 >

着手済 施策	「歩いて暮らせるまちづくり推進会議」との協働による取組の推進 都心部でのトランジットモールの検討 安全で快適な歩道の整備 バリアフリー化の推進による歩行移動の促進 交通安全施設の適切な整備の推進		
	①	歩いて楽しいまちなか戦略の推進 <都市計画局>	B
②			

	③	通行支障柱移設 <建設局>	C	歩道を確保するため、通行支障柱(歩道の有効幅員80cm未満とする電柱等)を順次移設し、徒歩移動を促進する。 移設⑩37本, ⑪34本, ⑫35本	
		交通安全施設等整備 <建設局>		歩行者の安全確保のための歩道新設、交差点改良等、交通安全施設の整備拡充を図り、徒歩移動を促進する。 歩道等整備延長⑩3.15km, ⑪7.81km, ⑫7.40km 交差点改良⑩6箇所, ⑪6箇所, ⑫7箇所	
	④	ウ 自転車利用環境の整備（重点施策）			
		＜区分別事業数 A:0 B:1 C:0 D:0 未:0 ＞			
着手済 施策	「京都市自転車総合計画」に基づく自転車利用環境の整備 都市型レンタサイクルの導入促進 自転車等駐車場の整備 自転車走行空間の整備				
	①	自転車利用環境の整備 <建設局>	B	自動車交通に過度に依存せず、自転車の利用環境の整備と利用の促進を図り、CO2削減に寄与する。 自転車等駐輪場設置⑩2箇所, ⑪1箇所、増設2箇所, ⑫6箇所、増設2箇所 駐輪場利用目標台数⑩1,734,838台, ⑪1,757,639台, ⑫1,765,488台 駐輪場利用目標達成状況⑩100.4%, ⑪106.2%, ⑫103.3%	
	エ バス輸送サービスの充実等公共交通機関の利用促進（重点施策）	＜区分別事業数 A:0 B:3 C:0 D:1 未:0 ＞			
		PTPSの拡充 鉄道網と連結したバス路線網の整備 公共交通と自転車の乗継による通勤の普及 公共交通機関を利用した観光客誘致の推進 環境定期券を活用した公共交通機関の利用促進 100円循環バスの運行等による公共交通機関の利用促進			
着手済 施策	①	公共交通車両優先システム(PTPS)の導入 <交通局>	B	市バス走行において一定の時間短縮効果が得られ、定時性向上につながるPTPSの導入により、バス利用を促進する。 府警に対しPTPS区間拡大の要望中	
	②	バス路線網の見直し <交通局>	B	鉄道駅結節の強化を図るとともに、利便性の向上及び効率性の観点から市バス系統の見直しを行い、マイカー利用者のバス利用を促進する。 ⑩平成20年1月の地下鉄東西線延伸に伴い、太秦天神川駅を中心とした市バス路線の整備を行った。	
	③	脱クルマ観光推進事業 <産業観光局>	D	公共交通機関を利用した観光客誘致の推進のため、春と秋の観光シーズンに啓発活動に取り組み、地球温暖化防止に寄与する。 ⑩京阪京橋、近鉄奈良、阪急梅田、京福嵐山、JR三ノ宮 5駅での啓発活動等 ⑪昨年に加え、JR岐阜、名古屋、豊橋、浜松、静岡の10駅での啓発活動等 ⑫JR三ノ宮、阪急三宮、京阪京橋、近鉄奈良、阪急梅田、京福嵐山、JR明石、JR姫路、JR名古屋、JR金山、JR尾張一宮、山陽明石の12駅での啓発活動等	
	④	バスロケーションシステムの拡充 <交通局>	B	バスロケーションシステムの設置を進めることにより、市バスの利便性を高め、マイカー利用者のバス利用を促進する。 ⑩8基(計248基), ⑪8基(計256基), ⑫8基(計264基)	

オ 過度に自動車に依存しないまちづくりの推進（重点施策）			
<区分別事業数 A:0 B:3 C:0 D:0 未:0 >			
着手済 施策	自動車利用から自転車・徒歩・公共交通機関への転換 TDM施策の推進 観光地における交通社会実験を踏まえた施策化の推進 交通環境の改善についての検討		
①	歩いて楽しいまちなか戦略の推進(再掲) <都市計画局>	B	「(3)イ 快適な歩行者空間の形成推進」参照。
	② LRT等新しい公共交通システムの検討(再掲) <都市計画局>	B	「(3)カ LRT等の新しい公共交通システムの検討」参照。
③	観光地等交通対策 <都市計画局>	B	<p>観光シーズンの渋滞等の交通問題を解決するため、嵐山地区及び東山地区を中心とし、公共交通の利用促進に係る情報提供、臨時交通規制やパークアンドライド等のTDM施策による交通対策を実施する。</p> <p>【東山地区】⑯～交通社会実験(五条坂一般車両通行禁止、シャトルバス運行等) ⑯～交通対策(観光駐車場の観光バス専用化、駐車場の満空情報の提供等) ⑯～交通対策(東大路通南行き車両の左折禁止、清水寺周辺の2駐車場のタクシー専用化等) 【嵐山地区】⑯～交通対策(臨時交通規制、観光駐車場の観光バス予約制等) ⑯～交通対策(上記に加え、歩行者を分散誘導するマップの作成等) 【パークアンドライド】⑯～</p>
カ LRT等の新しい公共交通システムの検討（重点施策）			
<区分別事業数 A:0 B:1 C:0 D:0 未:0 >			
着手済 施策	LRT導入のあり方の検討		
①	LRT等新しい公共交通システムの検討 <都市計画局>	B	<p>LRTについて、検討報告書に基づき、様々な手法により、市民や関係者との議論を深め、今後の本市における新しい公共交通システムのあり方・方向性について検討する。</p> <p>⑯～検討報告書の公表、シンポジウム開催 ⑯～シンポジウム開催、意見交換会の開催、検討協議会の設立、今出川通における交通社会実験の実施 ⑯～平成18年度の交通社会実験結果等を踏まえた検討</p>
キ 地下鉄延長事業・鉄道の複線化及び高架化の推進			
<区分別事業数 A:0 B:0 C:4 D:0 未:0 >			
着手済 施策	地下鉄東西線（二条～太秦天神川間）の延伸 JR山陰線の複線化及び一部高架化 京阪本線淀駅付近の高架化 阪急京都線桂駅以南の高架化		
①	地下鉄の整備促進 <交通局>	C	<p>東西線の延伸開通に伴う自動車利用から地下鉄利用への転換を図る。 目標値：8,400t-CO₂/年</p> <p>⑯～土木工事全体の進捗率99% ⑯～平成20年1月16日、地下鉄東西線（二条～太秦天神川間）が延伸開通</p>
②	JR山陰本線複線高架化事業 <建設局>	C	<p>踏切除去による慢性的な交通渋滞の解消の実現により、CO₂削減に寄与する。</p> <p>平成22年春完成に向け、「京都～二条駅間」、「花園～嵯峨嵐山駅間」の複線高架化の工事実施中、⑯～に「花園～太秦駅間」の高架化（単線）完成</p>
③	京阪本線淀駅周辺整備事業 <建設局>	C	<p>踏切除去による慢性的な交通渋滞の解消の実現により、CO₂削減に寄与する。</p> <p>平成25年完成に向け、淀駅付近の鉄道の高架工事を実施中</p>
④	阪急京都線連続立体交差化事業 <建設局>	C	<p>踏切除去による慢性的な交通渋滞の解消の実現により、CO₂削減に寄与する。</p> <p>平成27年完成に向け、⑯～工事着手</p>

(7/24)

ク 交通流の円滑化の推進			
<区分別事業数 A:0 B:1 C:0 D:0 未:0 >			
着手済 施策	道路交通網の整備促進 観光地におけるパーク＆ライドシステムの普及		
①	観光地等交通対策(再掲) <都市計画局>	B	「(3)オ 過度に自動車に依存しないまちづくりの推進」参照。
ケ アイドリング・ストップなどエコドライブの普及啓発活動の推進			
<区分別事業数 A:0 B:0 C:0 D:4 未:0 >			
着手済 施策	アイドリング・ストップの普及 エコドライブ推進者認定制度によるエコドライブ推進者の養成推進		
①	アイドリング・ストップ運動の推進 <環境局>	D	観光駐車場、大規模店舗の駐車場等でのアイドリング・ストップ運動の普及啓発を図る。 啓発チラシ等の配布⑩17回、⑪48回、⑫47回 ⑬シンポジウム開催、⑭「京都・秋のアイドリングストップ・エコドライブキャンペーン」の実施
②	京都市都心部(まちなか)グリーン配送推進協議会(再掲) <環境局>	D	「(3)ア 低公害車・低燃費車の普及、促進」参照。
③	京阪神七府県市自動車排出ガス対策協議会 <環境局>	D	京都府、大阪府、兵庫県、大阪市、堺市、神戸市と共同で、環境にやさしい自動車の指定を行い、技術的調査研究、イベント出展等による普及啓発を行う。 指定車種⑩3,112形式指定、⑪2,951形式指定、⑫3,378形式指定
④	京都市自動車公害防止計画の推進 <環境局>	D	自動車公害防止計画の推進を図るため、協議会において関係機関の連携を図り、CO ₂ 削減を目指す。 京都市自動車公害防止協議会開催 ⑩1回、⑪1回、⑫1回

(4) 民生部門対策（暮らし、建築物における削減対策）

ア ライフスタイルの見直し（重点施策）

<区分別事業数 A:0 B:2 C:0 D:1 未:2 >

着手済 施策	環境家計簿の普及 エコショップの紹介等を通じたグリーン購入の普及 省エネルギー機器の情報提供を通じた機器の普及 省エネラベルを通じた情報の提供 徒歩や自転車利用のための施設整備の推進		
	① 環境家計簿推進事業 <総合企画局>	B	「家計のダイエット(簡易版環境家計簿)」、「京都市エコライフチャレンジ(環境家計簿冊子)」及び「こどもエコライフチャレンジ」を作成し、家庭での消費エネルギー量を記録し、CO2排出量を把握する環境家計簿運動を展開している。 ⑦「こどもエコライフチャレンジ」作成 ⑧「京都市エコライフチャレンジ」全面改訂 簡易版取組数⑦570, ⑧1425, ⑨1,906 冊子取組数⑦124, ⑧81, ⑨174 こども版取組校⑦1校, ⑧3校, ⑨11校
	② 京都市エコライフチャレンジの活用 <右京区>	B	「うきょうエコライフチャレンジメイト」を募集し、環境家計簿に取り組んでいる。 ⑦13人, ⑧11人
	③ 省エネラベル制度 <総合企画局>	D	条例に基づく特定排出機器の省エネラベル表示を規定し、省エネ型家電製品の普及を図る。 特定排出機器の規定 ⑦エアコン ⑧エアコン、電気冷蔵庫、テレビ ⑨エアコン、電気冷蔵庫、テレビ
	④ CO2排出量10%削減モデル事業 <総合企画局>	D	地域ぐるみで省エネに取り組む活動を促進するため、省エネナビを活用し、省エネ学習会、省エネ生活の意見交換会を開催し、家庭における温室効果ガス排出量削減の取組の効果について検証する。 ⑨市内3地域(北区大宮、山科区勧修、右京区御室計46世帯)で事業を実施。
未着手 施策	省エネルギー型機器の普及促進策の検討		

イ 事務所、店舗等の環境に配慮した活動の推進（重点施策）

<区分別事業数 A:1 B:4 C:0 D:3 未:0 >

着手済 施策	KES等、環境マネジメントシステムの導入促進（再掲） 特定事業者排出量削減計画書等の公表（再掲） 京都グリーン購入ネットワークとの連携によるグリーン購入の促進（再掲） 都市型エコソーリズムの取組の促進 自動販売機による電力消費を削減する方策の検討 24時間営業を行う店舗等による電力消費を削減する方策の検討		
	① KES認証取得事業所の拡大（再掲） <総合企画局>	B	「(2)ア 環境に配慮した事業活動の推進」参照。
	② 地球温暖化対策条例の推進（特定事業者排出量支援事業）（再掲） <総合企画局>	A ₁	「(2)ア 環境に配慮した事業活動の推進」参照。
	③ 省エネラベル制度（再掲） <総合企画局>	D	「(4)ア ライフスタイルの見直し」参照。
	④ グリーン購入促進事業（再掲） <総合企画局>	D	「(2)ア 環境に配慮した事業活動の推進」参照。
	⑤ おいでやす京の商い ～京都市商業ビジョン2004～ 総合推進事業 <産業観光局>	B	合同会社きょうと情報カードシステム(KICS-LLC)等と協力して公共交通機関の利用促進による商業振興と二酸化炭素削減を目的とする交通社会実験に取り組む。 ⑦～実験についての取組を支援 ⑧5月、10月に社会実験を実施。 ⑨10月～12月に社会モデル実験を実施。

⑥	商店街等支援事業 <産業観光局>	B	商店街、小売市場等が実施する環境を大切にした買い物環境づくりに対して補助する。 ⑯京都三条会商店街(振)によるエコバッグ事業、五条会による清掃事業等に対し補助 ⑯天神御旅商店街によるエコバッグの配布、小学生に対する環境問題啓発授業の実施等に対し補助
⑦	エコツーリズムの取組の促進 <総合企画局>	D	宿泊施設における、宿泊客への食事や旅行用品の提供方法の工夫などによる廃棄物の発生抑制、快適で適正な冷暖房を行うことによる省エネルギーの実践、都市型エコツーリズムへの取組を促進することにより、環境にやさしい観光の振興を図る。 京のアジェンダ21フォーラムのエコツーリズムWGを通じて、セミナー、シンポジウムの実施、HPの運営、エコツアーの開催、エコ修学旅行への誘致活動を行つ
⑧	事業者排出量削減支援事業 (省エネ診断)(再掲) <総合企画局>	B	平成20年度からの3年間は、本市域全体の排出量の約4分の1を占める特定事業者の大半が第二期目の計画期間となるため、特定事業者を対象に温室効果ガス排出量削減施策を提案する「省エネ診断」を実施した。 ⑯特定事業者を対象に、7事業所で省エネ診断を実施。 (内訳) ホテル2、病院2、事務所ビル・工場・飲食店各1 (提案におけるCO2削減量) 約650t-CO2(大規模リニューアルを含む。)

ウ 建築物の省エネルギー化の促進（重点施策）

<区分別事業数 A:0 B:1 C:0 D:0 未:0 >

着手済 施策	特定建築物排出量削減計画書等の運用 ESCO事業の紹介等	
①	京都市地球温暖化対策条例の推進(建築物の省エネ) <総合企画局>	B 新築建築物については条例に基づく「特定建築物排出量削減計画書」の届出を義務付け、既存建築物については省エネルギー化事例集の作成・配布を行うこと等により、建築物の省エネルギー化促進を図る。 ⑯条例に基づく「特定建築物排出量削減計画書」制度の運用開始、省エネルギー化事例集の作成・配布 ⑯CASBEE地域版の活用に向けた事前調査 特定建築物排出量削減計画書提出数 ⑯21件、⑯104件、⑯93件 ⑯事業者排出量削減支援事業(省エネ診断)の実施

エ ヒートアイランド対策の推進（重点施策）

<区分別事業数 A:0 B:1 C:3 D:0 未:0 >

着手済 施策	敷地緑化、屋上緑化等によるヒートアイランド現象の緩和 水面や非舗装面の確保、通風に配慮した都市構造の促進	
①	緑の基本計画に基づく緑化 推進事業 <建設局>	B 「京都市緑の基本計画」に基づき、緑あふれる良好な生活環境の整備を目指し、都市公園の整備、建築物緑化(屋上・壁面)助成事業、生け垣緑化助成事業、保存樹等の指定、京都市緑化推進協議会の運営等を実施し、緑化を推進する。 ⑯生け垣緑化助成事業の助成件数と総延長⑯13件、205m、⑯4件、40m、⑯8件、106m 保存樹等の指定 ⑯7件 建築物緑化助成事業(屋上)の助成件数と総面積⑯6件、189m ² 、⑯10件、283m ² 建築物緑化助成事業(壁面)の助成件数と総延長 ⑯1件、15m、⑯なし 市街化区域の緑被率【目標:平成37年度33%】 ⑯25.8%
②	都市公園整備事業 <建設局>	C 公園緑地を整備し、都市の緑化を推進することにより、ヒートアイランド現象の抑制やCO2吸収源対策に寄与する。 ⑯公園整備⑯7、⑯14、⑯7 公園面積⑯4.56m ² ／人、⑯4.57m ² ／人、⑯4.66m ² ／人 【目標:平成37年度 10m ² ／人】
③	公園緑地維持管理 <建設局>	C 公園樹木等の維持管理を行うとともに、事業に伴い発生する剪定枝をリサイクルし、緑を確保する。 ⑯管理公園数⑯780、⑯790
④	街路樹の整備及び維持管理 <建設局>	C 街路樹里親制度の運用により、市民とともに既存の街路樹の維持管理を充実させるとともに、清掃した落ち葉を堆肥としてリサイクルし、緑化推進に役立てる。 ⑯街路樹管理本数⑯877千本、⑯885千本

オ 「京都市水共生プラン」の推進（重点施策）			
<区分別事業数 A:0 B:1 C:4 D:0 未:0 >			
着手済 施策	透水性舗装の活用等、雨水浸透性の向上 雨水タンクの整備		
①	透水性舗装整備の推進 <建設局>	C	水循環に優れた透水性舗装を実施し、都市部の熱環境改善に寄与する。 ⑩8,051m, ⑪2,990m, ⑫2,870m
②	雨水貯留施設設置助成金制度 <上下水道局>	B	雨水貯留施設の設置者に対して助成することで、配水量当たりに掛かるCO2削減に寄与する。 助成件数⑩創設 72件, ⑪58件, ⑫72件【目標100件】
③	市立小学校等への雨水貯蔵タンクの設置 <教育委員会>	C	水環境のあり方や水資源の確保などを身近な問題として捉えることができるよう、平成14年度から市立小学校等へ雨水タンクを設置し、花壇への散水やタンクの水位による降雨量調査等の活動を行っている。 ～⑩設置校小学校176校、中学校27校、高等学校1校、総合支援学校2校 ⑪設置数 小学校1校、中学校1校、総合支援学校1校
④	公営住宅建設事業 <都市計画局>	C	「環境共生を主眼とした市営住宅整備指針」に基づき、総合的に各種の整備手法を比較・検討し、透水性舗装や雨水貯留槽の設置等、環境共生に寄与する市営住宅の整備を進める。 ⑫東天王町市営住宅における透水性舗装や雨水貯留槽の設置
⑤	改良住宅等改善事業 <都市計画局>	C	「環境共生を主眼とした市営住宅整備指針」に基づき、総合的に各種の整備手法を比較・検討し、透水性舗装や雨水貯留槽の設置等、環境共生に寄与する市営住宅の整備を進める。 透水性舗装⑩4箇所, ⑪1箇所 雨水貯留槽⑩2箇所, ⑪1箇所, ⑫1箇所
カ 省エネルギー生活を普及させる仕組みづくり			
<区分別事業数 A:0 B:0 C:0 D:1 未:5 >			
着手済 施策	地球温暖化防止リーダーの養成講座の実施 チャレンジ・エコライフ・コンテストの実施		
①	チャレンジ・エコライフ・コンテスト <総合企画局>	D	市民からの家庭生活における取組の提案により、温室効果ガス削減効果の高いユニークな取組を表彰する市民参加型の「チャレンジ・エコライフ・コンテスト」を実施し、環境負荷の少ない生活への転換を図る。 応募件数⑩21件, ⑪46件, ⑫34件
②	CO2排出量10%削減モデル事業(再掲) <総合企画局>	D	地域ぐるみで省エネに取り組む活動を促進するため、省エネナビを活用し、省エネ学習会、省エネ生活の意見交換会を開催し、家庭における温室効果ガス排出量削減の取組の効果について検証する。 ⑩市内3地域(北区大宮、山科区勧修、右京区御室計46世帯)で事業を実施。取組世帯の電力消費量が平均6%削減。
③	省エネ相談所の開設 <総合企画局>	D	脱温暖化行動キャンペーン(平成20年2月)の取組として、区役所、商業施設等において省エネ相談所を開設。 ⑩区役所、支所及び商業施設4箇所において開設
④	京からエコライフ宣言 <総合企画局>	D	一人一人の行動の機会となるよう、日常生活での具体的な省エネルギー行動などの取組を宣言し実践することを広く市民に呼び掛ける。 ⑩119,105人
未着手 施策	家庭へのKESの普及 環境にやさしい生活をする人にメリットのある制度の検討 住宅の環境ラベリング制度の検討		

(5) 廃棄物部門対策 (ごみの減量対策)			
ア 使用済みてんぷら油のバイオディーゼル燃料化事業の推進（再掲）（重点施策）			＜区分別事業数 A:2 B:0 C:0 D:0 未:0 ＞
着手済 施策			家庭用廃食用油の回収拠点の拡大とBDF化の推進（再掲）
① 廃食用油燃料化事業(企画部門)(再掲) <環境局>			A2 「(1)アバイオマスエネルギーの活用促進」参照。
② 廃食用油燃料化事業(BDF製造)(再掲) <環境局>			A2 「(1)アバイオマスエネルギーの活用促進」参照。
イ ごみの発生抑制と再使用の推進（重点施策）			
			＜区分別事業数 A:0 B:4 C:0 D:4 未:0 ＞
着手済 施策			「京都市循環型社会推進基本計画」に基づくごみの発生抑制と減量化
家庭ごみ収集における有料指定袋制の導入			
「京都市ごみ減量推進会議」を中心としたごみの発生抑制と減量化			
① 「京のごみ戦略21」推進に係る調査 <環境局>			D 「京都市循環型社会推進基本計画(京のごみ戦略21)」に掲げる主要施策を展開するに当たり、時機に応じた必要な調査を行い、調査結果を踏まえ、各種ごみ減量施策を実施する。 ⑯有害・危険物廃棄物対策及び指定袋制導入に関する調査 ⑯京のごみ戦略21に掲げる施策や数値目標の進捗状況の把握、公表するための調査 ⑯事業系ごみの減量に向けた抜本的な対策を検討するための基礎調査
② 不用品リサイクル情報案内システム運用 <環境局>			B 不用品リサイクル情報を電話、FAX、インターネット等を通じて、24時間提供している。不用品の有効利用を図ることで、ごみとして処分される量を減らすことができる。 不用品交換成立件数⑯62件、⑯107件、⑯24件 不用品情報新規登録件数⑯638件、⑯751件、⑯705件
③ 3R推進店「めぐるくんの店」推奨 <環境局>			D 3Rを推進している店を、認定し推奨することで、環境意識の高い店を増やすとともに、市民に紹介することにより、その利用を促進して環境にやさしい経済活動を図る。 認定件数⑯141件、⑯150件、⑯150件
④ コミュニティ回収 <環境局>			B 地域団体等に古紙類、古布などを自主的・継続的に分別・リサイクルできるよう支援を行う。 回収実施登録団体数 ⑯105団体、⑯535団体、⑯1,264団体 ⑯から定額制による助成制度を導入
⑤ リターナブルびん(生きびん)等の拠点回収 <環境局>			B スーパー、小売店等のリターナブルびんを持参できる回収拠点の拡大。リターナブルびんの使用により、ワンウェイびんをリサイクルした場合より、二酸化炭素排出量を約1/4に抑制できる。 回収拠点数 ⑯44拠点、⑯47拠点、⑯79拠点(目標200拠点(H25年度))
⑥ 家庭ごみ有料指定袋制 <環境局>			B ごみの発生抑制に効果的な家庭ごみ収集における有料指定袋制を実施する。 ⑯10月実施。9箇月間で前年比、家庭ごみ15%、資源ごみ20%減 ⑯10月からプラスチック製容器包装の分別収集も開始され、⑯下半期では有料化実施前の⑯から約20%減
⑦ ごみ減量推進会議運営 <環境局>			D 市民、事業者、行政のパートナーシップにより設立された「ごみ減量推進会議」において、4つの実行委員会を中心ごみ減量、リサイクルを進める。京都市のごみを減らし環境を大切にしたまちと暮らしの実現に寄与する活動は、単なる啓発活動に留まらず、広く実践活動を行って、地球温暖化防止に貢献している。 各区単位での市民のごみ減量活動支援、市民公募型パートナーシップ事業などをを行い、京都市ごみ減量推進会議の活動の活性化を図った。平成19年度には、新たに「2R型エコタウン構築事業実行委員会」を設立した。
⑧ ごみ減量推進員制度 <環境局>			D 地域でのごみ減量の取組におけるリーダー、指導員として活動できる人材育成を図るため、公募、委嘱し、研修会を開催する。 ⑯研修会の実施(新規委嘱を休止) ⑯活動報告書の作成 ⑯推進員経験者の会である「めぐるくん推進友の会」への入会促進、情報提供

ウ ごみの分別とリサイクルの推進		
<区分別事業数 A:0 B:1 C:3 D:1 未:0 >		
着手済 施策	プラスチック製容器包装の分別回収の拡充 家電リサイクル法の施行に伴う市民啓発、不法投棄対策の徹底等 学校における分別収集、リサイクルの取組の推進	
①	資源ごみ分別収集 <環境局>	B 市内の各家庭から排出されるペットボトル等の資源ごみを収集する。またプラスチック製容器包装のモデル収集を実施し、ごみの排出方法についての啓発を行っている。 ⑯全世帯の約1割の対象地区でモデル収集の実施 ⑯10月よりプラスチック製容器包装の分別収集を全市に拡大して実施。また、ヌブラー缶の分別収集を開始。
②	家電リサイクル等の推進 <環境局>	D 家電リサイクル法の普及啓発、家電4品目のうち小売店に引取義務のないものの収集、不法投棄対策を行う。 不法投棄された家電の収集とリサイクルの実施
③	学校における分別収集、リサイクルの取組の推進 <教育委員会>	C 「環境宣言」の策定や学校版KESの導入などを援用して、学校における分別収集、リサイクルの取組を推進する。 ⑯全市立学校・幼稚園で「環境宣言」実施 ⑯平成18年8月、KES学校版「環境にやさしい学校」として計176校が認定(小学校138校・中学校34校・総合養護学校4校) ⑯平成19年7月、KES学校版「環境にやさしい学校」として計205校が認定(小学校159校・中学校42校・総合養護学校4校)
④	個性あふれる区づくり推進事業 <深草支所>	C 深草ふれあいプラザの模擬店でリユース食器の利用及びごみの分別収集を実施した。 参加者数⑯15千人、⑯15千人、⑯15千人
エ 良好的な都市ストックの形成・有効活用		
<区分別事業数 A:0 B:0 C:0 D:0 未:1 >		
未着手 施策	良好で寿命の長い建築物等、既存の都市ストックの有効活用	
オ 下水汚泥の有効利用		
<区分別事業数 A:0 B:0 C:1 D:0 未:0 >		
着手済 施策	溶融スラグ等を建設資材として有効活用	
①	下水汚泥の減量化と有効利用(下水汚泥溶融石材化) <上下水道局>	C 下水汚泥焼却灰から溶融スラグを製造し、透水性ブロック等の原材料、工事の埋め戻し材等として全量有効利用している。 ⑯流動炉焼却設備(1号炉)を完成 焼却温度を850℃以上で運転管理 溶融スラグ製造・利用量⑯2,513トン、⑯1,500トン、⑯1,127トン
カ 「新京都市産業廃棄物処理指導計画(京のさんばい戦略21)」の推進		
<区分別事業数 A:0 B:0 C:0 D:1 未:0 >		
着手済 施策	「新京都市産業廃棄物処理指導計画」に基づくごみ減量化の推進	
①	京都市産業廃棄物処理指導計画推進 <環境局>	D 1)排出事業者に対する指導を通じ、産業廃棄物の発生量を抑制し、再生利用を促進する。 2)処理業者に対する指導や自主行動計画書の提出を通じ、再生利用の促進や適正処理の推進を図る。 3)市民への啓発事業を実施し、ライフスタイルの改善などの社会意識の高揚を図る。 1)産業廃棄物排出量⑯257.9万トン(内 減量化量164.2万トン、再生利用量81.3万トン、埋立処分量12.4万トン) 2)自主行動計画提出処理業者数⑯7社、⑯99社 3)夏休み産廃親子講座参加者⑯34名、⑯41名、⑯21名 産廃市民講座施設見学会参加者⑯80名、⑯79名、⑯89名 環境フォーラムきょうと参加者⑯438名、⑯397名、⑯466名

(6) 吸收源対策（緑を増やす対策）			
ア 森林の保全・整備等の推進			
<区分別事業数 A:0 B:1 C:7 D:4 未:0 >			
着手済 施策	植林、下刈り、除伐、間伐等の森林整備 人と自然の共生を目指す森作りを民有林に拡大 森林整備の担い手の育成、確保 里山空間など多様な森林の整備 緑化団体との連携による普及啓発の促進 空き地、屋上、壁面の緑化の推進		
①	森林総合整備事業 <産業観光局>	D	森林整備計画に基づき、森林の面的整備を行うとともに、地域林業の振興を図る。 森林面積⑦60,907ha 森林整備面積(植林)⑧92ha, ⑨59ha, ⑩72ha 森林整備面積(保育)⑧941ha, ⑩764ha, ⑩646ha
②	森林整備地域活動支援交付 金 <産業観光局>	B	森林所有者が市との間で協定を締結し、適正な地域活動が実施された場合に森林所有者に45年生以下の人工林面積に対する交付金を交付することで、森林整備、管理を促す。 人工林面積での現況調査 ⑦7,974ha, ⑧7,900ha, ⑩9,920ha
③	市有林管理 <産業観光局>	C	市所有森林の必要な森林整備や管理を行い、森林の適正管理を行うことにより、吸收源機能の維持増進を図る。 ⑦間伐9ha, ⑧間伐7ha, ⑩間伐6ha
④	「合併記念の森」創設事業 <産業観光局>	D	京北地域にある市有林を中心に、生態系保存型森づくりシステムを構築し、環境学習や森林整備を行い、そのシステムを民有林全体に推進することにより、森林・林業の活性化を図る。 ⑧企業・大学・市民参画によるシステムの全体構想案の検討 ⑨全体構想(自然と文明のかけはし百年の森づくり)を策定
⑤	林業・木材産業構造改革事 業 <産業観光局>	C	森林組合の経営基盤を強化するとともに、林業生産基盤の整備、林業の担い手の確保等の対策を総合的に実施し、森林・林業の活性化を図る。 ⑦市内産材を利用したバイオトイレの設置 ⑧製材施設の整備 ⑨間伐材利用の促進、コスト削減のための高性能林業機械等の導入
⑥	林業担い手対策事業 <産業観光局>	D	後継者活動や林業労働者の長期就労を促進するため実施する長期事業に対して助成を行うことにより、林業の担い手を確保し、森林整備に必要な体制整備を図る。 林業労働者長期就労日数⑦14,994人日, ⑧13,868人日, ⑩14,179人日
⑦	山村都市交流の森運営管理 <産業観光局>	D	山村都市交流の森における各種イベント開催を通じた普及啓発とともに、エリア内の健全な森林管理を行うことにより、吸收源機能の維持増進を図る。 自然体験学習の場利用者数 ⑦37,272人, ⑧31,717人, ⑩25,829人
⑧	古都保存事業 <都市計画局>	C	歴史的風土保存区域・歴史的風土特別保存地区における現状変更行為を制限し、土地の買入れ及び買入地の施設整備や維持管理により緑などの自然の保全を行う。 ⑦9.4ha買入、整備、維持管理 ⑧15.2ha買入、整備、維持管理 ⑨18.7ha買入、整備、維持管理
⑨	自然風景保全事業 <都市計画局>	C	自然風景保全地区における現状変更行為を規制し、緑などの自然の保全を行 現状変更行為の許可、協議、届出の受理等

⑩	風致地区規制指導等業務 <都市計画局>	C	風致地区での現状変更行為を規制し、市有地の風致保全緑地の維持管理など、緑化保全を行う。 現状変更行為の許可、協議、届出の受理等
⑪	緑地保全事業 <都市計画局>	C	特別緑地保全地区、近郊緑地保全区域内外の現状変更行為を規制し、土地の買入れ及び買入地の維持管理により緑地保全を行う。 ⑯0.3ha買入、維持管理 ⑯0.3ha買入、維持管理 ⑯0.3ha買入、維持管理
⑫	国道162号 道路改良事業 (川東工区) <建設局>	C	道路改良事業に伴い、山間部の切土斜面を安定させるための法面工について、植生吹きつけを行う。 ⑯トンネル坑口部の法面工に植生吹きつけを実施した(施工面積 約1,200m2)
イ 都市公園、公共施設等の緑化推進			
<区分別事業数 A:0 B:0 C:7 D:0 未:0 >			
着手済 施策			
緑豊かな都市公園の整備 工業・産業団地の緑化推進 道路や河川、官公庁等における緑化の推進 学校、公園等におけるビオトープ事業の推進			
①	都市公園整備事業(再掲) <建設局>	C	「(4)エヒートアイランド対策の推進」参照。
②	公園緑地維持管理(再掲) <建設局>	C	「(4)エヒートアイランド対策の推進」参照。
③	京都市公共建築デザイン指 針の推進(再掲) <都市計画局>	C	「(1)イ太陽エネルギーの活用促進」参照。
④	まちなかの緑化推進事業 <中京区>	C	庁舎の屋上や外周の緑化を行い、屋上ガーデンにおけるイベント開催や緑のマップづくりを通じて、緑化を推進している。 ⑯庁舎の緑化 ⑯イベント開催、緑のマップづくり ⑯区民ボランティア「中京・花とみどりの会」とともに屋上庭園等の維持管理を実施。
⑤	街路樹の整備及び維持管理 (再掲) <建設局>	C	「(4)エヒートアイランド対策の推進」参照。
⑥	ビオトープ事業の推進 <教育委員会>	C	学校敷地内に自然生態系を復元・創造する学校ビオトープを整備し、環境保全の大切さを実感できる場の創出を図る。 ⑯小学校41校、中学校2校、高等学校1校、総合支援学校1校 ⑯小学校1校
⑦	屋上緑化・壁面緑化・ 「緑のカーテン」の整備 <教育委員会>	C	子どもたちが植物に親しみながら、緑のもたらす涼しさを体感するなど、環境教育を実践する場となる「緑のカーテン」の整備を図る。 ○整備校(⑯新規)小学校4校、中学校3校 ○整備校(⑯新規)小学校18校、中学校5校 ○整備校(⑯新規)幼稚園16園、小学校123校、中学校39校、総合支援学校4校

ウ 木材資源の有効利用の推進

<区分別事業数 A:0 B:1 C:1 D:5 未:1 >

着手済 施策	京の山桟人工房事業などを核とした普及啓発		
	市内産木材の利用促進		
	市内産木材の安定的な供給体制の整備		
①	林業活性化対策 (京の山桟人工房事業) <産業観光局>	B	<p>森林・林業を活性化させるため、市内産材の需要拡大を図るもので、モデル工房を各行政区に設置し、市民等による森林ワークショップ活動を行うとともに、一般リフォームに対し市内産材の供給対策を実施する。</p> <p>モデル工房⑩3箇所設置、⑪3箇所設置、⑫3箇所設置 モデル工房来訪者数⑩2570人、⑪5,625人、⑫6,783人 ワークショップ活動⑩3団体、⑪6団体、⑫9団体 供給対策 20件実施中</p>
②	モデルハウス事業 <産業観光局>	D	<p>「京北のいえ」等を市内産材を使ったモデルハウスとして適正に管理し、需要拡大に資する普及啓発を実施する。</p> <p>⑬「京北のいえ」の管理 ⑭「京北のいえ」、「りぶら二条センターhaus」の管理</p>
③	林産物需要拡大センター ^⑮ <産業観光局>	D	<p>林産物需要拡大センター(ウッディー京北)において、地域で生産される木材等の展示販売、北山ブランドの普及啓発を行い、森林資源の利用を図る。</p> <p>入館者数⑩92,287人、⑪112,328人、⑫149,615人</p>
④	林業・木材産業構造改革事業(再掲) <産業観光局>	C	「(6)ア 森林の保全・整備等の推進」参照。
⑤	北山振興(北山杉の里) <産業観光局>	D	<p>北山林業の活性化を図るため、担い手対策や林業活動拠点施設整備等を実施する。</p> <p>⑬北山杉の里整備計画素案策定 ⑭北山杉普及啓発施設1箇所設置 ⑮北山林業活動拠点施設整備に係る協議会の開催</p>
⑥	京北森林公园 <産業観光局>	D	<p>約2ヘクタールの森林を活用して、森林及び林業に対する市民の理解を深める活動や林産業の生産活動を通じて、森林資源の活用を図る。</p> <p>利用者数⑩4211人、⑪6,211人、⑫6,004人</p>
⑦	北部振興拠点イベント実施 <産業観光局>	D	<p>左京区北部農林業地域における「ふるさと森都市(しんとし)フェスティバル」にて市民啓発、都市住民との交流による地域発展を図る。</p> <p>参加人数⑩約3,000名、⑪約1,300名、⑫約2,700名</p>
未着手 施策	森林資源の新たな活用方法の確立		

(7) その他の温室効果ガス対策			
ア メタン対策			＜区分別事業数 A:0 B:0 C:2 D:2 未:1 ＞
着手済 施策	家畜ふん尿の適正処理 有機物埋立抑制 「新京都市産業廃棄物処理指導計画」に基づくごみ減量化の推進		
①	畜産振興(畜産廃棄物の適正処理・メタン対策) <産業観光局>	D	家畜ふん尿の好気性発酵を主とした対策を推進する。 ※メタン対策は0円
②	一般廃棄物の適正処理 <環境局>	C	廃棄物の処理において、有機物の埋立処理を可能な限り抑制するとともに、メタンの排出の少ない埋立(準好気性埋立:埋立地の中に集水管を設け、ごみ内部に空気を確保して好気性にする埋立)方法を指導する。 可燃性一般廃棄物のうち、資源化するもの以外については、本市クリーンセンターで適正に焼却処分し、焼却灰は埋立地にて最終処分を行っている。
③	京都市産業廃棄物処理指導計画推進(再掲) <環境局>	D	「(5)カ『新京都市産業廃棄物処理指導計画(京のさんぱい戦略21)』の推進」参照。
④	下水汚泥の減量化と有効利用(下水汚泥溶融石材化) <上下水道局>	C	「(5)オ 下水汚泥の有効利用」参照。
未着手 施策	有機物資材施用等、水管理の適正化		
イ 一酸化二窒素対策	＜区分別事業数 A:0 B:0 C:1 D:2 未:0 ＞		
着手済 施策	家畜ふん尿の適正処理(再掲) 「新京都市産業廃棄物処理指導計画」に基づくごみ減量化の推進(再掲)		
①	畜産振興(畜産廃棄物の適正処理・メタン対策)(再掲) <産業観光局>	D	「(7)ア メタン対策」参照。
②	京都市産業廃棄物処理指導計画推進(再掲) <環境局>	D	「(5)カ『新京都市産業廃棄物処理指導計画(京のさんぱい戦略21)』の推進」参照。
③	下水汚泥の減量化と有効利用(下水汚泥溶融石材化) <上下水道局>	C	「(5)オ 下水汚泥の有効利用」参照。
未着手 施策	施肥管理の適正化		
ウ 代替フロン等対策	＜区分別事業数 A:0 B:2 C:0 D:0 未:0 ＞		
着手済 施策	回収装置等の整備に対する支援 関係業界との連携による廃棄時における回収・適正処理		
①	環境保全資金融資制度(再掲) <環境局>	B	「(3)ア 低公害車・低燃費車の普及、促進」参照。
②	自動車リサイクル法等に基づく代替フロンの回収・適正処理 <環境局>	B	自動車リサイクル法、フロン回収破壊法、家電リサイクル法に基づく回収・適正処理を促進する。 自動車リサイクル法に基づくフロン類回収業者等の登録、許可、指導監督を行う。

(8) 取組の輪を広げるための誘導策 ア 環境教育・学習の推進（重点施策）			
着手済 施策	<区分別事業数 A:0 B:0 C:0 D:5 未:0 >		
	学校における環境教育の推進 家庭や地域における取組につながる仕組みの検討 教員への環境教育 KES学校版等、環境教育の実践活動の強化 雨水タンク等の活用 太陽光発電設備等の活用 京エコロジーセンターにおける施設内展示を通じた普及啓発 京エコロジーセンターにおける青少年科学センターとの連携による環境教育事業の推進 京エコロジーセンターにおける環境ボランティア等との協働による普及啓発行事等の実施		
①	学校における環境教育の推進 <教育委員会>	D	環境教育の基本方針として名称・内容とも全市立学校・幼稚園における各学校が地域の特色を生かした独自の「環境宣言」を策定するとともに、児童・生徒自らが考え行動し、実践から環境の大切さについて学ぶ「環境にやさしい学校」づくりを図るKES学校版の全校の認証取得を目指した取組を推進する。 ⑦全市立学校・幼稚園で「環境宣言」実施、 ⑧平成18年8月、KES学校版「環境にやさしい学校」として計176校が認定(小学校138校・中学校34校・総合養護学校4校) ⑨平成19年7月、KES学校版「環境にやさしい学校」として計205校が認定(小学校159校・中学校42校・総合養護学校4校)
②	学校教員の環境教育研修 <教育委員会>	D	環境教育教材の開発・提供を推進するとともに、環境教育指導資料の活用方法、環境教育の取組の実践例の紹介など、各種講座や研修会を通して、教員の指導力向上のための取組を推進する。 ⑦京都教育大学坂東忠司助教授による講演「木のない大陸－自然から学ぶ環境教育－」、実技(ネイチャーゲーム) ⑧富士常葉大学杉山憲一教授による講演「自然から学ぶことの重要性－学校ビオトープ－」、研究協議を実施 ⑨京都教育大学広木正紀教授による講演「身近なものも見方を育むことから始まる環境教育」、研究協議を実施
③	自然エネルギー設備の設置 (風力発電システムの設置など) <教育委員会>	D	自然環境や自然エネルギーについての学習に資する「風力発電装置」を小・中学校に設置する。 ～⑧小学校111校、中学校24校、総合養護学校1校 ⑨小学校30校、中学校9校、総合支援学校2校
④	地球環境問題連続セミナーの開催 <総合企画局>	D	財団法人大学コンソーシアム京都が提供する生涯学習プログラムである「プラザカレッジ」として、「地球温暖化」をテーマとした講座を開設し、事業者、市民の環境学習の推進を図る。 年3回開催、参加者⑦273名、⑧360名、⑨371名
⑤	京エコロジーセンターにおける環境学習の推進 <総合企画局>	D	「環境意識」の定着を図り、環境にやさしい実践活動の環を広げるための拠点施設として運用しており、環境学習事業、環境活動支援事業等を進めている。 施設内展示を通じた普及啓発、青少年科学センターとの連携による環境教育事業の推進、環境ボランティア等との協働による普及啓発行事等の実施 入館者及び館外事業参加者数⑦97,261人、⑧79,307人、⑨94,242人

イ 市民活動等の促進支援（重点施策）

<区分別事業数 A:0 B:1 C:0 D:4 未:3 >

着手済 施策	「京のアジェンダ21」の推進		
	京のアジェンダ21フォーラム等を通じた取組の推進	D	
	地球温暖化防止活動推進員等、リーダー育成の推進	D	
	京都市ごみ減量推進会議を通じた取組の推進	D	
	地域ごみ減量推進会議の活動支援	D	
	京エコセンターにおける環境リーダー等の育成	D	
	京エコセンターにおける環境関連図書の収集及び情報提供の促進	D	
	京エコセンターにおける自然エネルギー導入等を進める市民団体等の活動支援（再掲）	D	
環境マネジメントシステム導入説明会の開催等			
①	京エコセンターにおける環境活動支援の推進 <総合企画局>	D	「環境意識」の定着を図り、環境にやさしい実践活動の環を広げるための拠点施設として運用しており、環境学習事業、環境活動支援事業等を進めている。
②	京のアジェンダ21推進事業 <総合企画局>	D	人材育成事業（新規エコメイト養成講座、環境保全活動人材養成事業、地域リーダー養成講座）、環境関連図書の収集、環境保全活動団体支援事業、環境先進モデル調査研究事業を実施 エコメイト・エコセンターの合計数⑦118人、⑧132人、⑨151人
③	ごみ減量推進会議運営（再掲） <環境局>	D	地球環境保全行動計画「京のアジェンダ21」の普及啓発、実践活動の推進を行うため、市民・事業者参加のパートナーシップ型推進組織「京のアジェンダ21フォーラム」の運営、同組織の活動による三者協働での広報活動、その他事業推進に係る調査研究を行う。
④	個性あふれる区づくり推進事業 (伏見区まちづくり支援事業) <伏見区>	D	企業ワーキンググループ等、8つのワーキンググループ活動を進めている。⑧京都議定書発効2周年事業として「脱温暖化行動キャンペーン」を行政、事業者団体等と連携して実施した。 会員数⑦539、⑧552、⑨569
⑤	事業者におけるISO14001取得に対する支援 <環境局>	B	「(2)ア 環境に配慮した事業活動の推進」参照。
⑥	脱温暖化パートナーシップ フォーラム <総合企画局>	D	京都議定書の発効から3周年を迎える平成20年2月に、脱温暖化に向けた活動を実践する方々の取組の発表と参加者間の情報交換を行いネットワークを広げる。 ⑨基調講演、環境活動団体による展示ブース出展
未着手 施策	自然エネルギー導入等を進める市民団体等の活動支援 地域における環境改善活動の推進 大学におけるグリーン購入等の取組への支援		

ウ 広報・啓発の推進（重点施策）

<区分別事業数 A:0 B:0 C:0 D:22 未:0 >

着手済 施策	啓発イベント等の開催		
	環境保全に貢献した市民等の表彰	D	
	マスコミとの共同キャンペーンの実施	D	
	効果的な広報、啓発活動の促進	D	
①	普及啓発事業 <環境局>	D	市民向け情報誌「京都市環境情報」を発行し、毎年6月の環境月間では市内全域でのポスター掲示やチラシの配布を行っている。 環境月間ポスター印刷部数⑦11,000部、⑧11,000部、⑨11,000部 環境情報発行部数(年3回)⑦15,000部、⑧11,000部、⑨12,000部
②	京都環境賞 <環境局>	D	地球温暖化防止等に貢献する活動を実践している個人、団体を表彰することにより、市民、事業者の積極的な地球温暖化対策の取組を促進する。 応募件数⑦16件、⑧29件、⑨30件

③	チャレンジ・エコライフ・コンテスト(再掲) <総合企画局>	D	「(4)カ 省エネルギー生活を普及させる仕組みづくり」参照。
④	マスコミとの共同キャンペーンの実施 <総合企画局>	D	マスコミとの共同キャンペーン活動を展開する。 ⑮脱温暖化キャンペーン, WMCCCにおけるマスコミとの共同キャンペーンの実施 ⑯脱温暖化キャンペーンにおけるマスコミとの共同キャンペーンの実施
⑤	各種広報媒体による環境情報等の提供 <総合企画局>	D	市民しんぶん・テレビ・ラジオ等で環境情報を提供し、地球温暖化防止の普及啓発を行った。 市民しんぶん⑰⑱ともに毎号掲載、テレビ放映⑰3回、⑱5回、ラジオ放送⑰19回、⑱21回 ⑲市民しんぶん、テレビ、ラジオ:6月の環境月間及び2月の京議定書発効にちなんだテーマの特集を設け、重点的に周知、啓発。 広報誌:「きょうとシティグラフ」で地球温暖化防止の取組やプラスチック製容器包装の分別収集の取組などを掲載。 「京都いつでもコール」を普及させるための啓発物品としてエコバックを製作。
⑥	各種広報媒体による環境情報等の提供 <北区>	D	市民しんぶん北区版で環境情報を提供し、地球温暖化防止の普及啓発を行った。 区版掲載数⑰2回、⑱3回、⑲3回
⑦	個性あふれる区づくり推進事業 (北区民環境セミナー他) <北区>	D	北区において地球温暖化防止に関する連続講座、講演会などを通じた様々な普及啓発を行った。 ⑮連続講座参加者50人、講演会参加者約210人 ⑯自然観察会、講演会等を年間3回実施(参加者のべ121人)
⑧	個性あふれる区づくり推進事業 <上京区>	D	上京区民ふれあいまつりにおいて、環境問題に取り組む団体に啓発・PRの場を提供し、区民の環境問題に対する意識の向上につなげた。 参加人数⑰約3000人
⑨	各種広報媒体による環境情報等の提供 <上京区>	D	市民しんぶん上京区版等で環境情報を提供し、地球温暖化防止の普及啓発を行った。 区版掲載数⑰3回、⑱4回、⑲3回
⑩	各種広報媒体による環境情報等の提供 <左京区>	D	市民しんぶん左京区版等で環境情報を提供し、地球温暖化防止の普及啓発を行った。 区版掲載数⑰6回、⑱11回、⑲3回
⑪	個性あふれる区づくり推進事業 <左京区>	D	左京区民ふれあいまつりにおいて、環境保全団体等の環境コーナー出展による啓発を行った。 環境保全関連ブース⑰1⑲3
⑫	各種広報媒体による環境情報等の提供 <中京区>	D	中京しんぶんで環境情報を提供し、地球温暖化防止の普及啓発を行った。 区版掲載数⑰4回、⑱2回
⑬	各種広報媒体による環境情報等の提供 <東山区>	D	市民しんぶん東山区版で環境情報を提供し、地球温暖化防止の普及啓発を行った。 区版掲載数⑰1回、⑱4回、⑲4回
⑭	個性あふれる区づくり推進事業 <東山区>	D	東山区民ふれあいひろばにおいて、環境保全団体等の環境コーナー出展による啓発を行った。また、模擬店で使う食器類を使い捨てからリユースのものに変更して、ごみ排出量の削減に努めた。 参加人数⑰約10,000人、⑱約10,000人

⑯	個性あふれる区づくり推進事業(山科区2万人まち美化作戦) <山科区>	D	各学区、各種団体が中心となって、地域住民自らの手で町の美化活動を展開した。河川や道路の一斉清掃、門掃き、違反広告物の撤去を実施。 参加人数⑯約20,000人, ⑯約18,310名 ごみ集積量⑯25t⑯20.5t
⑰	各種広報媒体による環境情報等の提供 <山科区>	D	市民しんぶん山科区版等で環境情報を提供し、地球温暖化防止の普及啓発を行った。 掲載数⑯12回, ⑯18回, ⑯14回
⑱	各種広報媒体による環境情報等の提供 <下京区>	D	市民しんぶん下京区版等で環境情報を提供し、地球温暖化防止の普及啓発を行った。 区版掲載数⑯3回, ⑯6回
⑲	各種広報媒体による環境情報等の提供 <南区>	D	市民しんぶん南区版等で環境情報を提供し、地球温暖化防止の普及啓発を行った。 区版掲載数⑯6回, ⑯6回, ⑯6回
⑳	各種広報媒体による環境情報等の提供 <右京区>	D	市民しんぶん右京区版等で環境情報を提供し、地球温暖化防止の普及啓発を行った。 区版掲載数⑯3回, ⑯3回, ⑯3回
㉑	個性あふれる区づくり推進事業 <右京区>	D	右京区において地球温暖化防止に関する講演会、啓発展示、施設見学会、環境啓発ショーなどを通じた様々な普及啓発を行った。 ⑯講演会、啓発展示 ⑯施設見学会、環境啓発ショー実施 ⑯施設見学会2回、環境啓発ショー実施、「京からはじめるエコライフ宣言」PR
㉒	「西京まち・ひと・情報データバンク」事業 <西京区>	D	環境保全活動団体等の活動情報を登録し、活動情報冊子の閲覧やHPによる情報発信を行った。さらに、登録団体同士が情報交換を行えるよう交流会を開催した。 環境保全活動団体登録数 3団体 登録団体交流会の実施⑯1回, ⑯1回, ⑯1回 ⑯「西京区民ふれあいまつり」において活動発表や多彩な企画を実施
㉓	「西京塾」事業 <西京区>	D	区民公募による塾生自らが学び、成果を発信することで、まちづくり活動を担う人材の育成と区民のまちづくり活動に対する関心を高める。 ⑯「環境」がテーマ、塾生25名、報告会参加者80名 ⑯2つのグループのうち、「環境・自然班」が、西部圧縮梱包施設を見学するなど学びを深め、西京区民ふれあいまつりにおいて啓発等を行った。
㉔	各種広報媒体による環境情報等の提供 <西京区>	D	市民しんぶん西京区版等で環境情報を提供し、地球温暖化防止の普及啓発を行った。 区版掲載数⑯4回, ⑯7回, ⑯7回
㉕	各種広報媒体による環境情報等の提供 <伏見区>	D	市民しんぶん伏見区版等で環境情報を提供し、地球温暖化防止の普及啓発を行った。 区版掲載数⑯14回, ⑯14回, ⑯14回
㉖	個性あふれる区づくり推進事業 (伏美eco市) <伏見区>	D	「伏美eco市」において、フリーマーケットの実施と、区民ボランティア等が企画運営する環境コーナーによる啓発を行った。 フリーマーケット⑯70区画, ⑯75区画, ⑯76区画 啓発コーナー⑯7つ開設, ⑯8つ開設, ⑯6つ開設

(21/24)

エ 観光客への啓発（重点施策）						
<区分別事業数 A:0 B:0 C:0 D:4 未:1 >						
着手済 施策	環境配慮型宿泊施設の取組の促進					
①	環境配慮型宿泊施設の取組の促進	D	環境配慮型宿泊施設の取組を促進とともに、観光客に対して取組への理解を求める、協力を要請する。			
②	脱クレマ観光推進事業(再掲) <産業観光局>	D	「(3)エ バス輸送サービスの充実等公共交通機関の利用促進」参照。			
③	観光案内標識充実整備 <産業観光局>	D	歩いて楽しい観光の振興を推進するため、観光案内標識の新設・修繕等を行う。 観光案内図版⑦2件, ⑧17件, ⑨1件 案内標識⑦7件, ⑧20件, ⑨16件 名所説明立札⑦97件, ⑧117件, ⑨103件			
④	京都一周トレイル運営 <産業観光局>	D	歩いて楽しい観光の推進、利用者の健康の維持増進を目的として、京都一周トレイル会によるコースの維持補修及び案内地図の作成・販売等を行う。 維持・補修、案内地図の作成・販売			
未着手 施策	環境配慮型宿泊施設等を通じた観光客への啓発					
オ 協働体制の充実						
<区分別事業数 A:0 B:0 C:0 D:2 未:0 >						
着手済 施策	京のアジェンダ21フォーラム等の活動推進					
①	京のアジェンダ21推進事業 (再掲) <環境局>	D	「(8)イ 市民活動等の促進支援」参照。			
②	ごみ減量推進会議運営(再掲) <環境局>	D	「(5)イ ごみの発生抑制と再使用の推進」参照。			
カ モデル事業・社会実験等の取組促進						
<区分別事業数 A:0 B:0 C:0 D:1 未:0 >						
着手済 施策	モデル事業・社会実験等の取組推進					
①	京のアジェンダ21推進事業 (再掲) <総合企画局>	D	「(8)イ 市民活動等の促進支援」参照。			
キ 財政上の措置・制度の検討						
<区分別事業数 A:0 B:0 C:0 D:0 未:0 >						
着手済 施策	地球温暖化に資する取組に対する補助制度、税制度等の検討					

(22/24)

(9) その他の取組の推進			
ア 国際協力の推進			
<区分別事業数 A:0 B:0 C:0 D:1 未:0 >			
着手済 施策	各国の更なる地球温暖化対策の推進に向けた活動 ICLEIを通じた環境分野における国際協力 WMCCCを通じた自治体リーダー間のネットワーク化		
①	世界の自治体との地球温暖化対策連携事業 <総合企画局>	D	「イクレイ-持続可能性をめざす自治体協議会(ICLEI)」に加盟するとともに、「気候変動に関する世界市長・首長協議会(WMCCC)」を設立し、世界の自治体との国際的連携により地球温暖化防止を目指している。 ⑦WMCCC設立 イクレイ世界理事、日本理事への就任 ⑧第14回国連持続可能な開発委員会への参加・取組発表 WMCCC京都会議開催 「京都気候変動防止宣言」発信 ⑨COP13関連行事への参加、インドネシアにおける廃食用油バイオディーゼル燃料化事業への協力
イ 近隣自治体等との連携による広域的な取組の推進			
<区分別事業数 A:0 B:0 C:0 D:2 未:0 >			
着手済 施策	国や府との連携、近隣市町村との情報交換 総合地球環境学研究所との連携		
①	国や府との連携、近隣市町村との情報交換 <総合企画局>	D	国や府が行う地球温暖化防止のための施策と連携するとともに、近隣市町村との情報交換を進め連携を強化する。 京阪神七府県市(京都府、大阪府、兵庫県、京都市、大阪市、堺市、神戸市) 地球温暖化対策推進会議において地球温暖化対策に関する取組の推進を図っている。 京都府と条例に基づく施策を隨時協議して進めている。 京都市、大阪市、神戸市では、地球温暖化防止月間である12月に共同で「京阪
ウ 調査研究の推進			
<区分別事業数 A:0 B:0 C:0 D:0 未:0 >			
着手済 施策	省エネルギー等に関する技術開発研究の推進		
未着手 施策	地球温暖化に関する調査研究の推進		

(10) 市役所の率先実行			
ア 庁内推進体制の充実（重点施策）			
<区分別事業数 A:0 B:0 C:0 D:1 未:0 >			
着手済 施策	京都市地球温暖化対策推進本部における全庁的な取組の推進		
①	地球温暖化対策条例の推進 (京都市地球温暖化対策推進本部) <総合企画局>	D	<p>市長を本部長とする「京都市地球温暖化対策推進本部」を設置し、地球温暖化対策の取組を全庁横断的に推進している。</p> <p>⑦本市の取組への指示(率先実行、施策・事務事業の点検・工夫、新たな取組創出)、本市職員の率先実行(環境家計簿の取組、マイバッグ持参運動等)のため、開催:本部会2回、研修会1回、部会延べ3回 ⑧京都市地球温暖化対策計画の策定等のため、開催:合同部会3回、部会1回 ⑨地球温暖化対策推進本部における取組強化、京都市役所CO2開催:本部会3回、合同部会1回、部会6回</p>
イ 京都市役所CO2削減アクションプランの推進			
<区分別事業数 A:1 B:0 C:2 D:0 未:0 >			
着手済 施策	京都市CO2削減アクションプランの推進		
①	地球温暖化対策市役所率先実行部門対策の推進 <総合企画局>	A2	<p>京都市役所CO2削減アクションプランに基づき、本市の事務事業から発生するCO2を削減する。</p> <p>⑦基準年と比較して0.4万トン(0.9%)CO2削減 ⑧基準年と比較して0.05万トン(0.1%)CO2増加 ⑨基準年と比較して2.5万トン(5.3%)CO2削減</p>
②	グリーン調達の推進 <総合企画局>	C	<p>京都市役所グリーン調達方針に基づき、物品等は必要性を十分考慮した上で購入するとともに、購入が必要な場合には、環境への負荷の少ない製品を優先的に購入するなど、グリーン調達を推進している。</p> <p>「エコ製品」の調達割合 ⑦コピー用紙95.2%、消耗品66.5%、封筒その他用紙60.9%、印刷物90.8%、備品70.0% ⑧コピー用紙99.6%、消耗品93.4%、封筒その他用紙93.8%、印刷物95.7%、備品96.8% ⑨コピー用紙99.1%、消耗品90.4%、封筒その他用紙95.9%、印刷物93.8%、備品97.9% (「エコ商品」がない薬品、消防の特殊用品などを総購入量に含む。)</p>
③	公共施設・省エネルギー(ESCO事業)の推進 <都市計画局>	C	<p>公共施設・省エネルギー(ESCO事業)推進計画に基づき、施設所管局と調整を図りながら、既存公共施設におけるESCO事業導入による省エネルギー改修を推進する。</p> <p>⑦公共施設・省エネルギー(ESCO事業)推進計画策定 ⑧みやこめっせESCO事業の実施のため、事業者最優秀提案者の選定 ⑨みやこめっせESDO事業契約を締結し、改修工事を実施</p>
ウ 環境マネジメントシステムの構築・推進等			
<区分別事業数 A:0 B:1 C:8 D:0 未:1 >			
着手済 施策	ISO14001及びKES取得事業所の拡大 ゼロエミッションの取組の推進、拡大 戦略的環境アセスメントの実施 行政評価システムにおける環境負荷の観点の追加 環境への影響を評価に加える総合評価一般競争入札制度の導入 グリーン入札制度の検討 環境会計の手法の活用		
①	ISO14001推進事業 <環境局>	C	<p>本市のISO14001を運用することにより、また、認証取得した事業所が増加することにより、CO2削減が推進される。</p> <p>⑦すべての区役所・支所、上下水道局本庁舎を京都市役所本庁舎に統合して認証取得範囲を拡大、⑧3年目の更新審査適合、⑨定期サーベイランス審査適合、認証取得範囲に交通局本庁舎を追加</p>
②	浄水場ISO14001認証取得 <上下水道局>	C	<p>新山科浄水場におけるISO14001認証取得による環境負荷の低減を図る。</p> <p>⑧新山科浄水場の取得 ⑨4浄水場すべての取得</p>

③	KES認証取得事業所の認証更新 <上下水道局>	C	水道営業所、下水道事業所におけるKES認証取得を進め、環境負荷の低減を図る。 ⑦6営業所・1事業所取得 ⑧3営業所・7事業所取得 ⑨7営業所で認証更新・1事業所取得
④	市庁舎管理業務 <総務局>	C	平成15年に市役所本庁舎及び消防本部庁舎においてISO14001を認証取得した。現在は環境局が中心となって、全区役所・支所、上下水道局本庁舎を統合し、オフィス系関連庁舎として認証取得範囲を拡大している。また、ごみの減量、リサイクル率の向上を目指した「ゼロ・エミッション実践活動」を展開している。 ⑧認証更新、ゼロ・エミッション活動開始 ⑨定期サーベイランスの審査適合(向上)
⑤	事務服へのペットボトル再生繊維の利用及び使用済み事務服の回収・再資源化 <総務局>	C	職員の事務服について、ペットボトルの再生繊維を使用した製品を導入するとともに、使用済み事務服の回収、再資源化を図っている。 ⑦貸与1933着、回収225着 ⑧貸与1049着、回収214着 ⑨貸与1072着、回収146着
⑥	環境影響評価(戦略的環境アセスメントを含む) <環境局>	C	本市で実施する事業については、事業計画の立案段階で環境配慮を図る戦略的環境アセスメントを適正に運用する。また、環境影響評価においては調査、予測、評価に際し、二酸化炭素の削減に関しても評価の対象としている。 評価書の総覧⑦1件、⑧0件、⑨1件(他に準備書1件あり) 環境配慮報告書の総覧⑦4件、⑧2件、⑨2件
⑦	事務事業評価制度における環境の視点の追加(総務局・環境局共管) <総務局>	B	事務事業評価に環境の視点を加えることにより、環境負荷軽減のための取組の進捗状況を点検することが可能となる。 ⑧事務事業評価票に環境保全及び環境負荷低減のための取組を点検、評価する項目を加えた。 ⑨環境保全及び環境負荷軽減のための要素を点検する項目を改善
⑧	調度契約事務(総合評価一般競争入札、グリーン入札制度など) <理財局>	B	環境への影響を評価に加える総合評価一般競争入札の実施、事業者のISO又はKES認証取得者対象の入札の実施を通じて、事業者の環境への取組の推進につなげる。 ⑦環境配慮を評価項目の一つとした政策入札1件 ⑧工事契約格付けにISO又はKES認証取得者の点数加算による優遇実施、認証取得者のみを対象とした入札1件 ⑨平成18年度と同様の優遇実施、環境配慮に関する評価項目を設定した入札が1件、KES又はISO14001の認証取得を条件とした入札3件
⑨	環境会計報告書の作成 <環境局>	C	ISO14001環境マネジメントシステムの取組及び本市の事務事業における環境負荷低減の取組について、環境会計の手法により、環境保全に係る費用とその効果を数値化して分かりやすく説明、公表する。 京都市役所本庁舎、消防局本部庁舎、上下水道局本庁舎、交通局本庁舎及びすべての区役所・支所における環境対策(平成18年度取組結果)を対象に環境会計を集計し、京都市の環境に関する施策・事業と併せて、パンフレット等で公表した。
未着手 施策	指定管理者の選定に当たって、環境への配慮の観点の追加		

※事務事業の区分

・各部署から報告された事務事業を、以下のように区分している。（区分は事務局で実施）

*区分A：温室効果ガスを削減する効果があり削減量を算定可能な事務事業

　+区分A 1：市民・事業者等の排出量を計測し、削減を図るもの

　+区分A 2：市の排出量の削減を図るもの

　+区分A 3：波及効果をねらうモデル的事業

*区分B：温室効果ガス削減に副次的な効果のある事務事業で各主体の削減行動の支援・誘導を図るもの

*区分C：温室効果ガス削減に副次的な効果のある事務事業で公共施設、公共事業等での具体的整備・導入

(※区分B、Cで温室効果ガスの削減効果を算定可能な取組は区分Aに。)

*区分D：普及啓発・連携強化を図る事業、温室効果ガスの計測そのものや計画推進等の取組

7 用語説明

イクレイ (ICLEI) –持続可能性をめざす自治体協議会

持続可能な開発に積極的に取り組む自治体及び自治体連合で構成された国際的な連合組織であり、国連の公式協議機関として、1990（平成2）年に設立された。66箇国 1015 以上の自治体と自治体連合が参加している（2008（平成20）年12月現在）。

一次エネルギー

加工されない状態で供給されるエネルギーのこと。石油、石炭、原子力、天然ガス、水力、地熱、太陽熱などをいう。これに対して、一次エネルギーを転換・加工して得られる電力、都市ガス、石油製品などを二次エネルギーと呼ぶ。

エコドライブ

発進時にゆっくりアクセルを踏むことや加減速の少ない運転など、燃料消費量が少なく、二酸化炭素や大気汚染物質の排出量が少ない自動車の運転方法をいう。国の関係4省庁では「エコドライブ10のすすめ」を定め、広く

普及を図っている。このうち運転時の主な取組を実践すると、燃費が15%程度改善するとされている。

エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）

1979（昭和54）年6月に公布された法律で、わが国のエネルギー対策を、産業、民生、運輸の各部門の特性に応じて、強力に推進するための法律である。具体的には、工場主、建築主、特定機器（自動車、エアコン等）の製造事業者を対象に、エネルギーの利用の合理化や使用の効率化など、総合的な省エネルギーの推進を目指したものである。

カーボンオフセット

日常生活や経済活動において避けることができない温室効果ガスの排出について、まずできるだけ排出量が減るよう削減努力を行い、どうしても排出される温室効果ガスについて、その排出量を見積り、排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資すること等により、排出される温室効果ガスを埋め合わせるという考え方。

イギリスを始めとした欧州ではこ

のカーボンオフセットの取組が活発であり、わが国でも民間での取組が始まつたつある。

温室効果ガス

太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きをするガス。温室効果ガスにより地球の平均気温は約 15°C に保たれているが、仮にこのガスが大気中にまったくないと -18°C になってしまふといわれている。京都議定書では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類、ハーフルオロカーボン類、六ふつ化硫黄が削減対象の温室効果ガスとされている。

環境マネジメントシステム

環境に影響を及ぼす可能性のある活動を管理し、「環境方針・計画の策定 (Plan)」、「実施及び運用 (Do)」、「点検及び是正措置 (Check)」及び「見直し (Action)」というサイクルを繰り返し行うことによって、継続的に環境負荷の低減を図る一種の経営管理手法である。国際規格 ISO14001 がその代表例である。

気候変動に関する国際連合枠組条約

地球温暖化防止に関する取組を国際的に協調して行っていくため 1992 (平成 4) 年 5 月に採択され、1994 (平成 6) 年 3 月 21 日に発効した。本条約は、気候系に対して危険な人為的影響を及ぼすこととならない水準において、大気中の温室効果ガス濃度を安定化することをその究極的な目的とし、締約国に温室効果ガスの排出・吸収目録の作成、地球温暖化対策のための国家計画の策定とその実施等の各種の義務を課している。

気候変動枠組条約第 3 回締約国会議 (COP3)

「気候変動に関する国際連合枠組条約 (気候変動枠組条約)」の第 3 回締約国会議。1997 (平成 9) 年 12 月 1 日から 11 日まで、京都で開催された。国ごとに温室効果ガスの排出量に法的拘束力のある数値目標を定める会議として注目され、会議は EU、日米、途上国などいくつかのグループに分かれ、色々な問題で国益や思惑がからんで紛糾した。しかし、最終的には合意が成立し、先進国の温室効果ガスの排出削減目標を定める法的文書とともに、排

出権取引, 共同実施, クリーン開発メカニズムなどの柔軟性措置が「京都議定書」の形で採択され, 今後の地球温暖化防止対策に向けて大きな一步を踏み出すこととなった。

京都議定書

1997（平成 9）年 12 月に京都で開催された気候変動枠組条約第 3 回締約国会議（COP3）において採択され, 2005（平成 17）年 2 月に発効した。先進各國の温室効果ガスの排出量について法的拘束力のある数値目標が決定されるとともに, 排出量取引, 共同実施, クリーン開発メカニズムなどの新たな仕組みが合意された。先進締約国に対して第一約束期間（2008 年～2012 年）における温室効果ガス総排出量を 1990 年から少なくとも 5.2%（日本 6%, アメリカ 7%, EU 8%など）削減することを義務付けている。

京都議定書目標達成計画

地球温暖化対策推進法第 8 条に基づき, 2005（平成 17）年 4 月に閣議決定された, 京都議定書によるわが国の 6% 削減約束を達成するために必要な対策・施策を盛り込んだ計画。平成 20

年 3 月 28 日に全面改正された。

京都市公共建築デザイン指針

2000（平成 12）年 4 月, 京都市の公共建築がこれまで以上に市民から「信頼」されるため, 公共建築整備のあり方と今後の方向性を明らかにし, その構想・計画・設計・施工・管理などの各段階における具体的な検討の指針として活用することを目的に策定した指針。

グリーン調達

企業が物品を購入する際, 従来は価格, 品質, 納期などが基準になるが, 環境に配慮した製品を優先的に購入することをいう。ISO14001 の認証取得をした企業を中心に環境パフォーマンスの一つとしてグリーン調達の基準や目標を定めているところが多い。

グリーン電力制度

風力, 太陽, バイオマス, 水力など温室効果ガスや有害ガスの排出が少なく, 環境への負荷が小さい自然エネルギーにより発電された電気を選んで購入できるプログラム。電気としての価値に加え, 環境価値部分を評価して追

加料金を払うことで、市場で競争力を持たせ、再生可能エネルギーを普及させようとする考え方に基づく。1990年代初頭にアメリカで始まり、自然エネルギー100%の電源を選択できるグリーン料金制度やグリーン電力基金、グリーン電力証書取引など様々なプログラムへと発展している。日本では2001（平成13）年にグリーン電力認証機構が設立され、第三者機関としてグリーン電力の認証を行っている。

原油換算

エネルギー消費量を算出する時、燃料の種類によって発熱量が異なるため、比較しやすくするために、すべての燃料を原油に換算すること。

コミュニティバス

地域の住民の利便向上等のため一定地域内を運行し、車両仕様、運賃、ダイヤ、バス停位置等を工夫したバス。現状では、バス不便地域を運行、主に高齢者や障害者の足の確保、中心市街地の活性化、環境負荷の軽減などを目的として運行されている。

コーチェネレーション

発電と同時に発生した排熱も利用して、冷暖房や給湯等の熱需要に利用するエネルギー供給システムで、総合熱効率の向上を図るもの。

自然エネルギー

太陽光、太陽熱、バイオマス（動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）をいう。）を利用して得ることができるエネルギーその他の環境の保全上の支障を生じさせない無尽蔵のエネルギーを言う。（京都市地球温暖化対策条例第11条第1項（1））

市庁舎ゼロエミッション活動

市役所庁舎及び近接する消防庁舎において実施している廃棄物の発生抑制、再利用、リサイクルを進めるための活動であり、①「マイバッグ」使用の徹底、②職場のごみ箱の撤去と品目別の分別箱の設置、③分別・リサイクルの徹底（17品目）が実践活動の3つの柱である。

省エネラベル

家電製品の省エネ性能や消費電力料金が一目でわかるラベルのこと。京都都市地球温暖化対策条例では、市内の家電販売店に対して、エアコン、テレビ、冷蔵庫の省エネラベルを表示することを義務付けている。

新エネルギー

再生可能エネルギーのうち、その普及のために支援を必要とするもの。具体的には新エネルギー利用等に関する特別措置法施行令の中で、「新エネルギー利用等」として太陽光発電、太陽熱利用、風力発電、バイオマス燃料製造などが定められている。

なお再生可能エネルギーとは、有限で枯渇の危険性を有する石油・石炭などの化石燃料や原子力と対比して、自然環境の中で繰り返し起こる現象から取り出すエネルギーの総称をさす。

地球温暖化対策の推進に関する法律 (地球温暖化対策推進法)

1998（平成10）年10月に公布された法律で、地球温暖化防止京都会議（COP3）で採択された「京都議定書」を受け、まず、第一歩として、国、地

方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みを定めたものである。温暖化防止を目的とし、議定書で日本に課せられた目標である温室効果ガスの1990年比6%削減を達成するために、国、地方公共団体、事業者、国民の責務、役割を明らかにしたものである。

ゼロエミッション

あらゆる廃棄物を原材料などとして有効活用することにより、廃棄物を一切出さない資源循環型の社会システム。

1994年に国連大学が提唱した考え方。狭義には、生産活動から出る廃棄物のうち最終処分（埋め立て処分）する量をゼロにすること。

具体的には、生産工程での歩留まり（原材料に対する製品の比率）を上げて廃棄物の発生量を減らしたり、廃棄物を徹底的にリサイクルする。国内では、環境管理の国際規格ISO14001の普及や埋め立て処分費用の上昇とあいまって、工場のゼロエミッションに取り組む企業が増えている。

低炭素社会

化石エネルギー消費等に伴う温室効果ガスの排出量を大幅に削減し、全体の排出量を自然界の吸収量と同等レベルにするとともに、生活の豊かさを実感できる社会のこと。（平成 20 年版環境 循環型社会白書）

当面の目標

京都市地球温暖化対策条例第 3 条で掲げている、平成 22 年までに本市の区域内における温室効果ガスの排出量を平成 2 年の 90% に削減するという目標のこと。

燃料電池

水素と酸素の化学的な結合反応によって生じるエネルギーにより電力を発生させる装置のこと。

この反応により生じる物質は水（水蒸気）だけであり、クリーンで、高い発電効率であるため、地球温暖化問題の解決策として期待されている。

燃料電池自動車、家庭用の燃料電池開発など商品化に向けた取組が進められている。

パーク&ライド

従来都心部まで自動車を乗り入れていた通勤者等が、自宅の最寄り駅に近接した駐車場に駐車し、そこから都心部へは公共の鉄道やバスなどで移動するよう誘導するシステム。都心部への自動車の乗り入れ規制や、有料化等の施策を抱き合わせて実施すれば、その促進がより効果的となる。パーク&ライドを行うことによって自動車の走行距離が減り、二酸化炭素の排出が軽減され温暖化防止につながっていく。また、大都市の大気汚染対策、渋滞緩和などにも効果がある。

パーソントリップ調査

交通の主体である「人（パーソン）の動き（トリップ）」を把握することを目的としており、調査内容は、どのような人が、どこからどこへ、どのような目的・交通手段で、どの時間帯に動いたかについて、調査日 1 日の全ての動きを調べるものである。この調査により、都市圏内の交通実態を把握し、そののち総合都市交通体系調査により、都市圏の将来の交通計画を策定する。

バイオディーゼル燃料

家庭やレストラン、食堂から回収された使用済みてんぷら油等をメタノールと反応させることで粘性や引火点を低くし、ディーゼル車で利用できる燃料に精製したもの。京都市ではごみ収集車全車と市バスの一部でこの燃料を使用している。

バイオマス

再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。廃棄物系バイオマスとしては、廃棄される紙、家畜排せつ物、食品廃棄物、建設発生木材、黒液、下水汚泥などがある。主な活用方法は、農業分野における飼肥料としての利用や汚泥のレンガ原料としての利用があるほか、燃焼して発電を行ったり、メタン発酵などによる燃料化などのエネルギー利用などもある。

マラケシュ合意

2001年にモロッコのマラケシュで開催された国連気候変動枠組み条約第7回締約国会議（COP7）で採択された京都議定書の運用ルール。

京のアジェンダ21フォーラム

「京（みやこ）のアジェンダ21」の推進のため、1998（平成10）年11月に設立された市民・事業者・行政のパートナーシップ組織。テーマ別のワーキンググループを設置し、課題に取り組んでいるほか、ワークショップやシンポジウムの開催など、多様な活動を展開している。

未利用エネルギー

河川水・下水等の温度差エネルギー（夏は大気よりも冷たく、冬は大気よりも暖かい水）や、工場等の排熱といった、今まで利用されていなかったエネルギーを総称して、「未利用エネルギー」と呼ぶ。未利用エネルギーの種類としては、①生活排水や中・下水の熱、②清掃工事の排熱、③超高圧地中送電線からの排熱、④変電所の排熱、⑤河川水・海水の熱、⑥工場の排熱、⑦地下鉄や地下街の冷暖房排熱、⑧雪氷熱等がある。

CDM

Clean Development Mechanismの略で、京都議定書に規定される柔軟性措置のひとつ。先進国と途上国が共同で温室

効果ガス削減プロジェクトを途上国において実施し、そこで生じた削減分の一部を先進国が、自国の削減に充当できる仕組み。

CNG

Compressed Natural Gas の略で、圧縮天然ガスのこと。化石燃料の中で二酸化炭素の排気量が最も少なく、ばいじん、硫黄酸化物の排出もほとんどなく、燃料制御性の良さにより窒素酸化物の低減も行いやすいクリーンなエネルギーである。この燃料を使って走らせる車が CNG 車である。

IPCC

Intergovernmental Panel on Climate Change の略で、各国の研究者が政府の資格で参加し、地球温暖化問題について議論を行う公式の場として、国連環境計画と世界気象機関の共催により 1998（平成 10）年に設立された組織。

ISO14001

スイスに本部を置く民間の国際規格認証機構（ISO : International Organization for Standardization が 1996 年 9 月に発効させた国際統一規格。環

境マネジメントに関する ISO14000 シリーズとしていくつかの規格があるが、ISO14001（環境マネジメントシステム規格）が認証登録制度となっている。

LRT

Light Rail Transit の略で、欧米を中心とする各都市において都市内の道路交通渋滞緩和と環境問題の解消を図るために導入が進められている新しい軌道系交通システム。道路の幅員、交通量と沿道土地利用に応じて、路面のみならず、地下、高架も走行でき、柔軟性に富んだ走行性と利便性を併せもっており、また、建設・導入コストが他の交通システムと比較して安いことが特徴といえる。

PDCA サイクル

環境マネジメントシステムの項参考。

TDM

Transportation Demand Management の略で、交通需要管理のこと。増加する道路交通需要に対応して道路交通円滑化のために交通需要を管理することをいう。具体的にはパーク＆ライドシ

システムや効率的な物流システムによる交通量の削減、時差通勤による交通需要の平準化などの対策が含まれる。

VELOTAXI

ベロタクシーは、1997（平成9）年にドイツの首都ベルリンで「環境にやさしい新しい交通システムと、動く広告がひとつになった乗り物」として開発された自転車タクシーである。バスや鉄道などを補完する交通手段としてだけでなく、環境問題・高齢化社会問題・地域経済の活性化・雇用問題などの解決策のひとつでもある。乗客・広告スポンサー・ドライバー・地域住民・行政の協力によりヨーロッパを中心として世界各都市で運行されている。

京都市総合企画局地球温暖化対策室

〒604-8006

京都市中京区河原町通御池下る下丸屋町 394 番地 Y・J・K ビル 3 階

【電話】075-211-9281 【FAX】075-211-9286

【e-mail】ge@city.kyoto.jp

【URL】<http://www.city.kyoto.lg.jp/sogo/soshiki/2-4-0-0-0.html>

